

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	熊崎響
--------	------	----	-----

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝より傍聴にお越しくださいました皆様方、ありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） それでは、ただいまから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

皆様、おはようございます。また、早朝より本議場へ傍聴にお越しいただきました皆様、まことにありがとうございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

私の質問は2つあります。

1つ目が将来課題を抱える水道事業について、2つ目がマンホールカードの取り組みについて。

これより質問席に移り、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様御承知のとおり、当市の人口は現在も増加傾向であります。ですが、今後も引き続き、選ばれるまち、住み続けたいまちであり続けるためには、電車やバス停、そして学校、ショッピングや金融機関、コンビニなどまでの距離、また図書館、各種医療施設、夜間の街灯、公園などのいわゆる町並みや住環境の整備がなされ、将来も心配がないことであると考えます。

そんな状況の中、最近、マイホームの購入や賃貸物件への入居を希望する若い方が特に気にされているのが住まいに関する固定費です。具体的に言えば、住宅ローンや家賃、駐車場代、固定資産税や都市計画税、携帯電話やインターネットなどの通信費、水道・光熱費、保険料などとなります。

その中で、当市に関係するものは固定資産税、水道・光熱費に含まれます水道料金と下水道料金になるかとは思いますが。その中の水道事業については、水道管の老朽化、少子化、財政難が重なり、自治体のコスト負担が年々ふえ、その運営改善を目指す水道法の改正が2018年12月6日になされています。

その主な内容は、水道を運営する自治体などに適切な資産管理を求め、事業の効率化のため広域連携を進める。さらに、コンセッション方式と呼ばれる民営化の手法を自治体が導入しやすくするものであります。

そこで、全国の市区町村において、安全性、耐震化、料金改定などの将来課題を抱える水道事業に的を絞り、以下の質問をさせていただきます。

まずは、市長もおいしいと太鼓判を押されています当市の水道料金について、20ミリ口径で二、三人世帯での使用料を想定し、1カ月20立方メートル当たりの家庭用料金は幾らになりますか。また、比較のため、同様の条件下での全国平均、並びに近隣市町村である岐阜市、本巣市、北方町、当市と同様、人口増加傾向にある可児市、美濃加茂市の水道料金をあわせてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 改めて、皆さん、おはようございます。

それでは、今の今木議員の御質問についてお答えさせていただきます。

平成29年度の実績で申し上げます。

瑞穂市の水道料金は1,965円でありまして、全国平均は決算状況調査から3,206円、岐阜市は2,651円、本巣市は2,160円、北方町は1,663円、可児市は4,190円、美濃加茂市は3,780円となっております。

県内の市町村と比較しましても、瑞穂市の水道料金は安価であるかと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 全国には月額6,000円を超える自治体もある中、御答弁によれば、当市の水道料金は1,965円とあり、全国平均は3,206円、そしてとても低い北方町は別格として、当市の水道料金は近隣市町や県内の人口増加市と比べると低いということがわかりました。この点を大いに当市の魅力として、移住・定住を考える方、そして水を多く必要とされる事業所にアピールされてはと思います。

では、次に収益性の観点から、給水に係る費用が水道料金収入でどの程度賄われているかをあらわす料金回収率、並びに採算性の観点から、一般会計からの繰入金などの料金以外の収入を加味した経常収支比率とともに、執行部としての現状分析をお答えください。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、お答えします。

現状の分析をしてみますと、当市の料金回収率は114.1%、全国平均は104.4%、岐阜市は121.8%、本巣市は51.4%、北方町は121.9%、可児市は116.4%、美濃加茂市は115.1%となっ

ております。

また、当市の経常収支比率は114.7%、全国平均は113.4%、岐阜市は121.4%、本巣市は105.5%、北方町は124.3%、可児市は117.5%、美濃加茂市は113.9%となっております。

以上のように、当市の料金回収率は100%以上であり、給水に係る費用は給水収益で賄われております。経常収支比率についても100%以上であり、単年度収支は黒字となっておりますので、当市の水道事業は健全で良質な給水サービスを行っていると認識しておりますが、今後も安定した給水事業を維持していくためにも、さらなる財源確保に努めてまいりたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） この料金回収率が高いほど収益力がよく、100%を下回る場合は給水に係る費用が料金以外の収入で賄われていることを意味しますので、また経常収支比率が100%を上回れば、御答弁にありました黒字、下回れば赤字を意味しますので、当市の数字がともに100%を超えていることは安心しますが、御答弁いただきました数値を前年度とそれぞれ比較しますと、両数値とも約10%の急落となっております。

そして、ほかにも課題があると思います。その1つに、給水量と有収率の関係や、昭和50年代より布設延長が多くなっており、これから法定耐用年数40年を超過する管路の増大があると思います。

この点について、どのように考え、対応されているか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 近年10カ年の推移を見ても、当市の給水量は15.7ポイント増と増加傾向にあります。有収水量は8.6ポイント増にとどまっており、有収率が5.1ポイント減と減少傾向にあります。

原因といたしまして考えられるのは、経年により老朽化した配水管や給水管からの漏水が考えられ、量水器までの市が管理する給水管につきましては、計画的な管路更新を行う必要があります。

また、量水器より民地側の使用者が管理される管についても、漏水減免による影響が大きい。ため、漏水が疑われる場合には早目に修繕を行ってもらうよう注意喚起を行っております。

管路につきましては、議員おっしゃられるように、50年代に比べまして布設延長は確実に増しており、これまでは法定耐用年数の40年を超過する管は余り目立ちませんでしたが、今後10年間管路更新を行わなかった場合は、全体の35%程度が法定耐用年数を超える管となります。

また、当市の管路の更新率につきましては、給水人口が3万人から5万人の類似団体の平均をわずかに瑞穂市は上回っている状況となっておりますが、今後は昨年策定いたしました瑞穂

市水道事業経営戦略に基づきまして、老朽管の更新についても計画的に進めてまいりたいと思っております。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。漏水のこと、大変心配なことがございますので、今後もよろしく願います。

さて、管路以外にも水道施設には、管路などと比べ耐用年数が短く、更新頻度が高い配電設備などの電気設備及び流量計などの計装設備があります。現状、これらの適切な更新が継続できる経営状態であるとは思いますが、懸念材料はないのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） おっしゃられました設備につきましては、故障等があった場合、修繕や部品交換などを行っておりましたが、今後は更新・点検計画に基づきまして、部品交換や定期点検、損傷箇所の早期発見を行いまして、更新を図っていきたいと考えております。

瑞穂市水道事業経営戦略の中では、向こう10年間黒字が続き、料金収入も増加の見込みではありますが、施設更新による減価償却費の増加によって経常損益は減少していくと考えられますので、赤字または資金不足になる前に料金の見直しなどの施策について検討を進めてまいりたいと思っております。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。いろいろまだ課題はあるのではないかなと思っております。

また、加えて岐阜県が2月21日に公表した、県内で内陸直下型地震が発生した場合の被害想定によれば、揖斐川－武儀川断層帯の連動時被害が最大であり、震度7、県内死者3,700人、岐阜、西濃、中濃の26市町で液状化発生の可能性が高いとあります。地震発生に備え、管路などの耐震化がより一層急務となる一方で、市独自の給水車の配備を初め、応急給水用の資機材を整備充実する必要があると考えますが、この点についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員御指摘のとおり、管路の耐震化は急務であると考えております。当市としましても、平成25年度より計画的に順次耐震化を進めており、平成28年度からは口径100ミリ以下の配水管も耐震用のポリエチレン管で施工しており、拡張・改良工事におきましても、全て耐震管にて今は施工しております。

また、応急給水用の資機材につきましては、当市では毎年6リットル用の非常用飲料水袋を1,000袋購入しており、現時点で2万1,800袋を保有して、緊急時に備えております。また、来

年度には非常用飲料水袋に加えまして、飲料水用の簡易型給水タンクの500リットル及び1,000リットルをそれぞれ1基購入する予定をしております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。資機材のほうは着々に御準備されているようでございますが、給水車についてはなかなか難しいのかなあと。できれば一朝事あるときのためにも、また給水車があれば、お互い他の市町への災害に遭われたところへのボランティアということも可能ですので、もしそういった当市だけでなくほかとの連携ということも考えて、今後、財政的なこともあります。給水車については御検討いただければと思っております。

では、これまでの御答弁によれば、今のところ水道料金の改定には至っていないが、今後は施設の更新や耐震化の経費が必要となってくるため、現在、そして今後の水道料金について、現状のままでよいのか否かの確認、検討をする必要性は特には感じていないでしょうか。私は感じております。

ちなみに、平成25年6月の市上下水道事業審議会答申には、水道事業について、基幹・幹線管路網の更新（耐震化）整備を中心とした事業の推進拡大による設備投資などの経費が増大する場合や、経営環境が厳しい事態に陥ることなどが予見できる場合などには、料金改定に向けた審議会の開催を進言するとあります。また、冒頭でもお話ししましたが、水道法改正に伴う広域化、民営化の手法導入の可能性、また3月9日午前1時8分の地震、震源地美濃中西部には皆様も驚かれたと思いますが、先ほどの揖斐川－武儀川断層帯の連動時の被害予想などの新たな要因も鑑み、中・長期の経営方針や水道料金のあり方について、市上下水道事業審議会などによる審議検討を行う必要があると考えております。

私は、手取り収入の上昇が見込めない、あるいは減少している現在、生活に直結した命の水、水道料金のやみくもな値上げ改定を推奨しているのではありません。現在の価格が適正であるのか、将来に大きなツケを回すような経営計画ではないのか、将来も安心して安くておいしい水道水が飲める住環境が担保されているのかを市民の方に確認・検討いただく場の必要性を訴えているのであります。

これらのことについて、今後諮問し、審議会検討を行う予定があるかどうか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 市のホームページにて公表しております瑞穂市水道事業経営戦略の中で、平成39年度までは給水人口の増加に伴い、給水量も増加する見込みであることから、現行の料金体系を継続するものとしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、前回は平成24年に瑞穂市上下水道事業審議会が開催され、水道事業については経営実態を定期的に精査し、水道事業の推進拡大等により、経営環境が厳しい事態を迎えることが予見されたときには、料金改定に向けた審議会を行うよう、29年6月に答申されております。

そこで、本議会でも上程しておりますが、瑞穂市と神戸町と共同で運営する簡易水道事業を本市が引き継ぐこともありまして、あわせて経営戦略の実施状況や計画など事業の管理を行い、経営環境が厳しい事態に陥ることなどが予見される場合などには、料金改定に向けた審議会へ諮問をし、審議検討を行いたいと考えております。

また、広域のことも少しありましたけれども、広域連携に関しましては今、県主導型で平成29年度から岐阜県水道事業広域連携研究会が設立されまして、県内各市町が参加し、検討を行っているところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。刻々と水道を取り巻く環境が変わっておりますので、よろしくをお願いします。

水道事業は皆様も御承知のとおり、社会経済の進展に伴う質的な高度化や、濁水や災害などへの対応力が求められています。したがって、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を賄うものでは十分でなく、定常的で、災害の緊急的な施設の建設、改良、再構築が可能であるよう、財政基盤の強化を図り得るものでなければならぬと考えられています。

財政的にもまだ余裕のある今のうちに、市民の方に命の水をつかさどる水道事業のあり方を市民と行政が定期的に確認、考える場の早期の設置を強く要望いたします。

では、これよりは下水道事業に関します事案についてお尋ねをいたします。

具体的には、本体事業ではなく、マンホールのふたについてであります。

マンホールのふたには、各市区町村独自の地域でしか見ることのできないデザインがあしらわれています。本市でも、そのデザインをもとにマンホールカードを作成、配付しています。

また、本年1月には本市の新たな取り組みが新聞紙上に大きく取り上げられましたので、以下の質問をさせていただきます。

まずは、全国的な広がりを見せるマンホールカードの概要と本市の取り組み経緯を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、マンホールカードについてですけれども、マンホールカードとは、下水道への理解、関心を深めてもらうことを目的に、平成28年4月から公益社団法人日本下水道協会などが主導した「下水道広報プラットフォーム」という団体が地方公共

団体と一緒に発行しているものでありまして、路上を飾る御当地ものとして、各自治体の特色あるマンホールのふたをデザインに取り込んだコレクション用のカードであります。

平成28年4月に第1弾として28自治体の30種類が発行されまして、その後マンホールカードは定期的に追加され、平成30年12月の第9弾では、407自治体478種類となり、現在総発行枚数約290万枚を超えておるところでございます。

瑞穂市としましては、西処理区、呂久処理区、別府処理区と3種類のマンホールのふたがございますが、西処理区のカラーマンホールふたを選定しまして、当市に来ていただいて少しでも瑞穂市を知っていただければとの思いから、この企画の第2弾から参加し、平成28年8月に2,000枚のマンホールカードを発行しております。

なお、配付のルールとしましては、来庁者1人につき1枚のみの配付でありまして、配付場所は基本的に1カ所しか認められておりませんので、平日に関しましては巢南庁舎の下水道課窓口で配付を行っている状況であります。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

では、全国的にコレクター、マニアの方もおられる、また静かなブームとなっているマンホールカードであります。これまで配付された累積枚数と巢南庁舎まで足を運ばれた方々の出身地や性別、年齢などがわかれば、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 瑞穂市のマンホールカードの配付状況は、平成31年2月末現在で累計2,913枚となっております。出身地方別で申し上げますと、北海道地方が19名、東北地方が18名、関東地方が258名、中部地方が2,053名、近畿地方が518名、中国四国地方が37名、九州地方が8名、遠いところで沖縄地方で2名となっております。

男女別で申し上げますと、男性が1,946名、女性が967名。年齢構成を申し上げますと、20歳未満が232名、20代が142名、30歳代が399名、40歳代が724名、50歳代が560名、60歳以上が856名となっております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 詳しく統計をとっていただいているようで安心しました。

また、御答弁によれば、遠くは北海道、沖縄県を含む全国から、おおむね3,000人がお車やJR線、当市のコミュニティバスなどを利用してお見えになったようでございます。改めて、このマンホールカードの力を感しました。

では、質問の冒頭でお話ししました1月早々の新聞紙上をにぎわせました合格祈願マンホー



ルカードについて詳細を御説明ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 合格祈願マンホールカードにつきましては、マンホールのふたが丸いことから、枠から落ちない、表面がでこぼこしているので滑らないなどの関連づけで、昨年度、ほかの自治体で発行していたものを参考に発行することといたしました。

また、カードを受け取りに来られる方は比較的市外の方が多く、市内や近隣の市町にお住まいの方々にも受け取っていただきたく、200枚限定で1月8日、一番ハッピーな日という語呂に合わせまして配付することといたしました。

この配付につきましては、中日新聞や岐阜新聞に掲載していただいた効果がありまして、予想を超えた勢いで2日目の午後3時には配付が終了いたしました。

また、志望校に合格した御家族の方からはお礼のお電話をいただくこともありまして、来年度はより多くの受験生が受け取っていただきまして、志望校に合格してもらえるように、今年度より増刷し、配付をすることを検討しておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。個人的に3人の親として、高校、大学、資格試験などの受験生の親を経験した者から申し上げますと、この事業は子供たちが志願する学校や資格試験に無事合格することを願う親、家族の思いにとってもマッチした事業であったと思います。

その反面、私を感じたのが、北海道、沖縄を含む全国より、おおむね3,000人の方がこのカード1枚を求めて巢南庁舎に足を運ばれたのですが、そのまま帰られた可能性が高いことがいかにももったいないなあということを感じております。ついでに、当市の史跡や神社仏閣、飲食店などに足を運んでいただくよう誘導する工夫があれば、市の活性化にもつながったと思います。

そこで、例えば今後は商工農政観光課と生涯学習課が作成した、この瑞穂市ガイドブック「みずほ散策路」を添え、マンホールカードを窓口で一緒に手渡していただければ、ガイドブック内で紹介されています中山道美江寺宿や牛牧閘門、またマンボなどの市の名所や史跡観光へ誘導をしていただけるのではないのでしょうか。

また、先ほど御答弁が少しありましたが、合格祈願マンホールカードの反響、合格された方々の声を直接、あるいは今広がっておりますSNSなどで探していただき、もし御利益があったよとの声を拾い上げることができれば、次回この事業を継続されるのであれば、その宣伝や弾みになると。また、カードを御祈禱いただきました市内唐栗の天神社への御参拝がふえるかもしれません。

加えて、カラーマンホールカードで言えば、カードになった西処理区のほかに、昔から地域の方々に親しまれ、皇女和宮にもゆかりのある小簾紅園のもみじを中心に据え、揖斐川の水がいつまでも清らかであることを願い、下部に揖斐川の清流と伊吹山をデザイン化した呂久処理区のマンホールふたが、実はアクアパークすなみに1枚あります。

そこで、今回の予算で商工農政観光課が整備費を計上されています小簾紅園内に、そのカラーマンホールふた、もしくはアクアパークすなみのものはカードとなった西処理区のものとは比べますと色調がおとなしいので、新たにインパクトのある色づけをされたふたを制作いただき、説明文とともに展示し、今後カードを求めて巣南庁舎に来られた方に窓口でそのことを紹介されれば、整備される小簾紅園にも、先ほど3,000名とありましたけど、全国の方を誘導できると思いますし、中山道を散歩された方がマンホールのふたに対して関心を持っていただける可能性もあるかと思えます。

この点、当市が課題としている観光という点から、どのように捉え、今後生かしていかれるのか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員おっしゃられるように、現在、下水道課ではマンホールカードを配付するのみであります。2年半で約3,000人の方がお越しいただける貴重なツールであり、遠方からカードを受け取りに来ていただいている方もいらっしゃいますので、少しでも瑞穂市内に足をとどめていただき、瑞穂市をもっと知っていただけるような方策を関係各課と協力し、検討を重ねていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今回、下水道課が頑張っていて取り組んでいるマンホールカード事業を取り上げましたのは、ただ単にユニークであるからではありません。この1枚のカードを求め、全国からおおむね3,000人が巣南庁舎に足を運ばれたこと、その中にも含まれていますが、限定200枚の合格祈願マンホールカードがわずか2日でなくなったことに、下水道課自身を含め、ほかの課が関心を寄せたり、積極的に連携しようとする姿が残念ながら私には見えないからであり、他のイベント、事業についても同様なことを感じる場面があるからです。

執行部の皆さん、もう少し自分が所管される部署のイベント、事業をアピールしてください。足元ばかり見ずに、他の部署にも関心を寄せてください。そうすれば、お互いのイベント、事業という点がつながり、線となり、そして面となり、広がりを見せ、当市の課題がより効率的に、よりスムーズに解決できていくとは考えられませんか。それができるのはイベント事業の現場担当者ではなく、ここにおられる執行部の方だと私は思っております。

以上、その点を要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

続きまして、10番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋でございます。

藤橋議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

一昨日、東日本大震災より満8年が経過いたしました。多くの犠牲になられた方々に衷心より御冥福を申し上げます。そして、今なお行方不明の方々の一日も早い御消息、さらに避難所での御不自由な暮らしをされておられる方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私ども公明党は、近年、全国各地で頻繁に多発する災害に対して、防災・減災を強化していかなければならないことを国にしっかりとした政策を持って取り組むよう強く訴え、福祉の党、平和の党と並び、昨年、防災を政策に掲げました。

東日本大震災を初め、あらゆる災害での経験を教訓に、この先も国民にしっかりと寄り添い、安全・安心な暮らしのために働いてまいります。

そのことをおうたいさせていただきまして、今回の私の質問は、大きくは3点、最初に清流の国ぎふ健康ポイント事業について、2点目は「児童虐待根絶」へ総力を挙げての対策について、最後の質問は、行政職員は市民へのサービス提供の観点から、より多面にわたる専門性を身につける必要があると考え、行政職員の専門家についての3点を質問させていただきます。

以下は、質問席に移りまして質問させていただきます。

清流の国ぎふ健康ポイント事業につきまして、最初に伺います。

この清流の国ぎふ健康ポイント事業とは、どのような事業内容でしょうか。いつから始まって、その目的をどのように捉えておられるのかをまず伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいま若井議員のほうから御質問のございました清流の国ぎふ健康ポイント事業についてお答えをさせていただきます。

この清流の国ぎふ健康ポイント事業については、岐阜県が主催する事業でありまして、県民の健康づくりを目的として、運動習慣や食生活などの生活習慣の改善に向けた取り組み、また健診等々各種ございますが、その受診、それから地域活動への参加など、県や市町村が設定した健康づくりメニューに参加された方にポイントを付与しまして、このポイントを6ポイント獲得された方について特典を付与するというような事業でございます。

この始まりは、平成30年9月から始まっております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、平塚福祉部長からお話のありました、この健康ポイント事業でございますけれども、昨年の9月からということで、まだ半年強という事業であるとのことですが、この事業の対象者とその事業に市民が参加する場合はどのようなふうになれば参加ができるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問いただきました対象者につきましては、20歳以上の市民の方ということでございまして、参加方法といたしましては、がん検診等も含めまして、各種健診であるとか、若年者の健診でありますgoodライフセミナー、あるいは代謝アップ等の健康づくりに関連する各教室、あるいは相談メニューに参加された方ということになります。

そこで、先ほどもお話ししましたとおり、ポイントを付与いたしまして、6ポイントたまる「ミナモ健康カード」と申しまして、この名刺大のカードでございますが、こういったカードをお渡ししております。あわせて、県の特産品が当たる景品の抽せん申込書もお渡ししております。

これは、景品の申し込みばかりではなくて、このミナモ健康カードにつきましては、県内の飲食店も含めた協力店等々で提示をいたしますと割引などの特典が得られるということがございます。さらに、抽せんで、県産品でございますが、賞品が当たるといったようなことも行われております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、事業のことだけを非常に聞いておるような形になっておりますけれども、今部長のほうからありましたように、こういう事業に参加していただくということに対して、この事業の効果についてどのように考えておられるかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、御質問のありました事業の効果でございますが、これについては各種健診を受診するきっかけづくりというところ、あるいは自発的に健康づくりに取り組んでいただくと、そういったきっかけづくりとしての効果を期待しておるところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これは、県のホームページというか、瑞穂市のホームページを見ますと、今冒頭におっしゃいました、この事業というのは岐阜県が皆様の自主的な健康づくりを促進するインセンティブ制度として、岐阜県が創設した事業ですということで、目的は当然、健

診を受けていただく、後ほど述べますけれども、今、当市の場合は6ポイントという形で、これも健康推進課に行って聞きましたけれども、たまたまお隣の岐阜市なんかは、こんな立派なものをつくられて、50ポイントか何かですかね。非常に健診の内容も、またメニューもたくさんあるみたいですが、これは当然、岐阜市と当市の違いがございまして。まずは、当市もこの6ポイントを目指していただいて、進めていただければいいなというふうには思っておりますけれども、この健診を受けていただく。

何のために健診を受けていただくのかということをもう少しやはり明確に確認をさせていただくならば、当然、今2017年度の国民医療費は42兆3,000億円を超えておるといふ数字でございまして。まだまだ、この数字というのは増加の一途をたどることは、もう容易に想像がつくわけでございますけれども、この先はいかにやっぱり医療費を削減するか。長寿を目指す中でも、いかに健康で過ごしていけるか。このために、今からしっかりと打てる手を打っておかなければいけないことは何なのか。そういう意味で、この健診、また市民の方が自分の体調というか、自己管理をするというようなことであつたかのように思います。

御答弁の中にあつたかもしれませんが、私はこの事業はそういうものであるということをもう認識させていただいておりますけれども、ポイントが6ポイントだどうだこうだというのは、また別にしまして、当市において、平成30年9月から始まつたこの事業でございますけれども、瑞穂市民の反響はどのようなものでしょうか。また、どのような形で数的には参加されておられるのか伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問をいただきました件につきましてですが、この事業について、まず周知の方法といたしましては、市の広報であるとか、今ほどお話のありましたホームページ、また9月当初、始まつたときが健康増進普及月間ということもありましたので、そのときに毎月発行しております「生き生き健康通信」という回覧文書でございますが、これで当座、周知を行いました。

さらに、公共施設を初めといたしまして、各医療機関や駅前の駐輪場などにチラシを約900枚、ポスター50枚を掲示いたしました。また、あわせて私どもで実施しておりますさまざまな教室、健診等々で参加者に対して周知をしております。

先ほど、どれぐらいの状況かというお話の中にありましては、6ポイントたまつた方ということでカードの発行、あるいは景品の抽せん申込書を健康推進課でお渡しをしておりますが、今年度につきましては、ただいままで25名の方にお渡しをしております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、現状25名ということで、この前も、今部長から見せていただいた

「ミナモ健康カード」でしたかね。番号が振ってあるんですね、これ。この2月に入りまして、県の事業でこういうものがあるということを正直言って知りまして、今広報していただいていたんですけど、昨年の9月の段階では直接存じ上げていなかったんですけど、県が推奨して、岐阜市がやっているよという中で話を聞いておりましたら、例えばお隣の北方町さんとか、岐南町さんだか、羽島だか、やっておられるということを知って、瑞穂市はないのかなというふうに思っておりましたところ、近くの方からこういうのがあるよということで紹介していただいて、まだ二十何人やよという話を。二十何人ですかと。それで、二、三日したら、ミナモカードももらいました、二十何番でしたとかいって言われて。まだまだそれぐらいの事業なのかなというふうに思ったんですけども、要はこれだけの、9月から啓発というか、PRしていただいておりますけれども、この25名という数字に対して、福祉部長として、先ほどから言っておるように、この事業をポイントがもらえるとか、もらえないとかということだけが先走るのではないんですけど、本当に健康管理するという観点からして、この半年以上たった今、25名という数字に対して、今後どのような形でもっと広報とか、PRしていく必要があるかというふうに考えておられるのか、伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま若井議員のおっしゃるとおりかと思っております。今年度は、9月からということで、年度途中の開始であったこともありまして、チラシやポスターなどは確かに配布をいたしました。周知活動が十分でなかったという点については、私どももひしひしと感じております。したがって、なかなか参加者の増加につながっておりません。

ただ、近隣等々にもお伺いしますと、なかなか広がっていないというようなお話も聞きます。しかしながら、新年度については、今年度同様に普及・啓発のほうをまず強化いたしまして、例えば市民の皆さんが集まれるイベント等での周知活動もしていきたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当にそうだなというふうに、広報をしっかりと、市民の方にしっかりと認知をしていかなければいけないというふうに私も思いますし、何かいい方法はないのかなというふうに感じる次第でございます。

これは県が促進をしている事業であります。この内容で、福祉部長として内容に満足がされておられるのか。また、改善点とか、当市の瑞穂市独自のオリジナリティーあふれたお考えがあるようでしたら伺ってみたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） この清流の国ぎふ健康ポイント事業につきましては、本来、県

民に対して幅広く健康づくりの活動を広げるために始まったものというふうに考えております。

県レベルでの積極的な普及活動もお願いをしていきたいというふうに思いますが、もちろんこの事業については、私どもも今後も引き続き盛り上げていきたいというふうには考えております。

新年度に向けましては、県においても健康づくりのチャレンジ月間というものを設定されるようでありまして、県レベルでの取り組みをされるようでございます。

したがって、当市においても、この事業についてはメニューを拡充していきたいというふうに考えておりまして、例えば介護予防の事業であるとか、あるいは西濃環境整備組合が運営しております「ゆ〜みんぐ」といった、ああいうところへでも御利用された方については対象にしていこうというふうに検討をしております。

さらに、いわゆる「私の健康づくりメニュー」といったようなところも考えておりまして、例えば毎日きちんと朝御飯を食べるであるとか、毎日体重測定をするであるとか、そういう比較的取り組みやすいというようなところも考えておりまして、それについては、例えば1カ月とか3カ月とか継続をして行いましたらポイントを付加しましょうといったようなことも考えております。

こういったこともあわせて、今後は身近に取り組んでいただけるように、周知とあわせて推進をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当に、県が促進しておる事業ですけれども、今、平塚部長のおっしゃるように、当市独自のものが出てくるというのは非常に市民にとってもありがたいことだというふうに思いますし、今のゆ〜みんぐさんへの参加なんかも非常にいいなあというふうに聞いておりました。イメージだけではなくて、どうやったらこの事業に多くの市民の方が参加、賛同していただけるかということも踏まえて考えていかないかと思っておりますし、冒頭お話ししました県の促進事業ということで、インセンティブって余り使ったことない言葉で、どういふことかと調べると、目標への意欲を高める刺激というふうに書いてあるんですね。だから、国でもそうなんでしょうけど、国だとか県が言っているから市がやるということではなくて、いいものであれば、やっぱり当市から今おっしゃったような独自の発想を開いていただいて、県の事業を瑞穂市がリードしていくような、そういったことも必要ではないかなというふうに思うわけでございます。

健康で長寿、長生きをするというのが理想の観点から、御存じかと思いますが、平均寿命のほかに健康寿命というのがあります。日本人の男性の平均寿命が80.2歳、それに対して健康寿命が71.19歳。これはいろいろデータはあるかと思いますが、それに対して、女性は平均寿命

が86.61歳で、健康寿命が74.24歳だそうです。

健康寿命というのは、健康で自立して過ごせる期間のことをいいます。災害時の自助ではないですけども、市民、国民の一人ひとりが自分が健康で長生きをしたい、健康の維持は自分自身の努力とやりがいであるというような、そう捉えていただくような行政サービスでなくてはならないというふうに思うわけです。

そのような意味で、しっかりとこの事業が推進されていかれることが、今すぐには効果は見出せないにしても、近い将来、ふえ続ける民生費、なかんずく医療費の削減に期待ができるというふうに確信をしておるわけでございます。

それは、このメニューの中に、瑞穂市の場合ですけど、がん検診を受けると1ポイントがもらえるという、この事業の最大のポイントはここにあるような気がします。要は、がん検診です。

資料なんかを調べますと、今や日本人の2人に1人ががんを発症し、3人に1人ががんで亡くなっているという現状があるそうでございます。ただ、がんは早期発見で治すことができる。だから、検診が大切であるということにつながってくると思いますけど、本当にそれを何よりもというか、これは教育長の了解を得ましたものですから、新聞に出ておることやもんで紹介させていただきますけれども、第39回県図書館利用記録コンクールで、本市の西小学校の5年生の今西真歩さんが「がんってどんな病気」というタイトルで、これは岐阜新聞で読まれた方もおられると思いますけれども、こういうタイトルで知事賞に輝かれています。本年の2月6日の新聞でございますけど、本当に素晴らしい内容になっていると感じさせていただきました。

真歩さんは、その作品の中で、がんという病気は怖がらずに、検診などを利用して早目に見つけることが一番大切だと思うと早期発見を強く訴えておられます。

私など、本当にこの作文を読ませていただいたときに、思わず「はい」と返事してしまいましたけど、検診はまだ受けていません。そういう一人なもんですから、自分のこととして切実に思うわけでございますけれども、当市の宝である、この児童さんがこんな形で心配をしてくれております。早期発見の充実した環境整備、今議会での市長の所信表明の中で、市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める活力あるまちへと話されました。まだまだこの事業の本来の力が発揮されておられません。しっかりと今後この事業に取り組んでいただくことを望んで、次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、児童虐待への総力を挙げての対策についてお聞きします。

ことし、千葉県野田市で起きた小学校4年生の女児虐待死事件。大変に痛ましいこの事件は、新聞やテレビで連日報道されておりました。とうとい命を守る側の市の教育委員会や児童相談所での不手際があったと言わざるを得ないというふうに思っております。



しかし、ここまでの案件ではないにしろ、当市ではこのような児童虐待についての実態について、デリケートな問題でございますので、お聞きできる範囲のことでお聞きしたいというふうに思います。当市の実態を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

千葉県野田市の児童虐待による死亡事例につきましては、まことに痛ましいことでございます。私どもも心から御冥福をお祈りするばかりでございます。また、昨今は、きょうもテレビ、マスコミ等々でございましたが、子供たちの命がなくなるということがほぼ毎日のように報道されておりました、こういったことにつきましても大変心を痛めておるところでございます。

私どもの接する情報と云えば、マスコミによる報道がほとんどでありまして、なかなかそれだけで判断するのは難しいと思っておりますので、例えば国の専門の委員会等々での報告があれば、そういったものを待ちたいというふうに考えております。

ただ、昨年、東京都の目黒区にも死亡事例がございましたが、共通していることと云えば、転入・転出に伴う情報共有というところがどうであったのかなあというふうに考えております。

国においては、2月8日でございますが、安倍首相みずからの発言もございましたが、緊急総合対策が発表されております。その中でも、こういった転入・転出の場合の情報の引き継ぎということがしっかりとわかれております。

こうしたことを踏まえまして、当市の実態ということでございますが、今年度に広く児童相談として取り扱った数でございますが、統計上におきましては、2月末までで96件。このうち、継続して見守っていかねばならないような事案については44件というふうにしております。いずれも前年度の総数を上回る状況でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 当市で96件、見守っていかねばならない事案が44件というのは、本当に多いのか少ないのかというと、正直言って多いなあというふうに感じます。この質問の本当に自分がお聞きしたいことというのは、当市のやっぱり児童、子供は安全なのかというところでございますけれども、今部長のおっしゃるように、けさでしたか、夕べでしたか、小学校6年生の女兒さんが飛びおり自殺をするという、本当に何があったんやろうというふうに思うわけでございますけれども、この案件に限らず、児童虐待の報道というのは今お話のありましたように後を絶たないわけでございます。虐待に大きいも小さいも、また深いも浅いも、さらに重いも軽いもないわけでございますけど、国においては本当に今、法整備が急がれております。事案のさなかでございますけれども、今数字を教えてくださいましたけど、この当市にお

いて、こういった事案が発生した場合とか、そういった情報を確認した場合、当事者でなくても確認した場合というのは、どんな形で相談体制がなされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） まず虐待の事案の発生した場合については、速やかに子供の安全確認を行うということが、児童虐待防止法という法律で義務づけられております。これについては48時間以内に、直接目視をすることで確認をするということになっております。

というわけで、子供の虐待は子供さんの命にかかわる問題でありまして、迅速な対応というのは必要というふうに考えております。

したがって、発生した場合については、私どもの市の職員と児童相談所でございますが、岐阜県では子ども相談センター、子相というふうにはありますが、その職員で家庭訪問などを行って、確認をしておるところでございます。

また、今年度につきましては、児童相談所とアセスメントシートといいますか、そういった記録についてはできるだけ共通なものを使っていくというふうにして対応しております。

また、国においても、児童相談所の強化プランというのを前倒しして見直しをされておられて、マスコミ等々でも報道がございましたが、専門職であります児童福祉司という児童相談所の職がありますけれども、これについて大幅な増員を図るというふうに打ち出されております。

瑞穂市を管轄する児童相談所は、岐阜中央子ども相談センターというところでございますが、現在、瑞穂市担当というか、専属の児童福祉司の方が1名おられまして、また新年度については、この瑞穂市について1名が増員をされるというふうに聞いております。

そうした中で、市の体制でございますが、現在は福祉生活課において、嘱託職員ではございますが、家庭相談員、女性相談員、母子・父子自立支援相談員というのを各1名ずつ置きまして、この相談員を中心に正規の職員との複数の体制で相談に応じるほか、さきに触れました児童相談所の職員と同行しての訪問活動に当たっております。

また、私ども健康福祉部については健康推進課というところがございまして、そこでは保健師がおりますが、保健師については妊娠期から子育て期、そして就学前、学齢期とさまざまな時期にあわせて相談に応じるほか、訪問活動を行っております。

今お話ししましたのは市役所の内部体制でございますが、当市におきましては、このほかに児童福祉法の第25条の2に基づきます要保護児童対策地域協議会というものを設けております。この協議会につきましては、虐待を受けている子供さんを初めといたしまして、支援が必要な児童等の早期発見、あるいは適切な保護を図るために、関係機関が子供に関する情報や考え方を共有し、また適切な連携のもとで対応していくことが重要といった観点から置かれているも

のでございます。

開催頻度といたしましては、医師を含め、各所の管理職級で構成いたします代表者会議というのがございますが、これについては年2回以上、また先ほどお話ししました相談員、あるいは児童相談所の担当の方、あるいは保健師などが入りまして、実務者会議というのがございますが、これについては毎月開催をしておるところでございます。

そういった中で、先ほどお話をいたしました支援の必要な子供さん、あるいはその家庭、妊娠期のいわゆる特定妊婦さんなどの情報を交換しながら、問題点の共有を図って予防に努めているというところでございます。

なお、この実務者会議のメンバーについては、先ほどお話をいたしました者のほかに、民生児童委員のところを担当いたします地域福祉高齢課、またもちろんでございますが、教育委員会の学校教育課、あるいは幼児支援課の各職員で構成をしております。

直近においては、先月の2月23日にたまたま代表者会議を開催いたしまして、その中ではメンバーでございます児童相談所、岐阜中央子ども相談センターの所長さんのほうからや、また北方警察署の方もメンバーでございますので、その方々から千葉県野田市の事例等々について御意見をいただいたところでございます。

ともあれ、児童虐待など、児童に関する相談・情報については、どの事案やケースについても、同じものというものはございません。また、昨今大変重篤化する事案もふえているというふうに実感をしております。したがって、最善の支援策を模索しながら対応をしておるところでございます。したがって、それなりの経験豊富な職員が必要ということも考えております。

現在は、そういった相談員、あるいは行政職の職員がペアとなって相談を受けておりますが、部内、課内でも情報共有をして、組織的に対応していきたいというふうに考えております。

そんな中で、新年度においては予算概要のところでも載せさせていただきましたが、母子保健法が関連いたします子育て世代包括支援センターというものを立ち上げる予定でございます。また、既存の福祉事務所、健康福祉部の中にある福祉事務所においては、家庭児童相談室というのを設けております。

また、先ほどの国から発せられました緊急総合対策においては、児童福祉法上の子供家庭総合支援拠点の整備をというふうに言われておまして、これらについて、上位法は違いますがけれども、一体的な運用というふうなことを考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、体制だけを伺うと、非常に体制がとれておるのかなというふうに思いがちでございますけれども、それは本当に一生懸命やっただいておる上で、回数だと

か何かはまたちょっと精査しなければいけないと思うんですけど、この野田市のケースは行政が虐待というものに気づいてはあったけれども、事件というのは防げなかったというふうに報道しております。そういう意味で、この児童虐待の問題というのは非常に複雑さが浮き彫りになったというふうに思いますけれども、少しでもこの解決策として、悩みを抱える家庭を地域全体で支えるという仕組みというのが必要でないかなというふうに思うわけでございます。それは、今議会の議案の中に出てきました第11号にありました瑞穂市犯罪被害者等支援条例の制定というものに対して通じるような気がします。この地域で守っていく。

この条例を見ますと、条例の効果というのは相談及び情報の共有をしていくということと、これは総務委員会に属しておりますので質問させていただいたときに、やはり地域の協力というのは必要であるなど。これは児童虐待だけに限らないと思うんですけども、やはりいろいろ何回か質問させていただく中において、地域のコミュニティーとか、本当に向こう三軒両隣じゃないですけど、やっぱりそういったことが非常に大切になってくる時代であるということとは、もう浮き彫りになっていると思いますけれども、先ほど言った、わかっていたけれども防げなかったという。これは一つの事実として、このような事件が起きた場合に地域での見守り隊というような組織と同じようなことで、その地域の環境というのを整備していかなければならないというふうに感じるわけでございます。

今、部長のお話にありました県においては、いつでも相談に応じますよというふうに書いてありますよね。電話による通報や相談を24時間365日受け付けておりますと。これは、国会をこの前見ておりましたら、岐阜県の場合ではないかもしれませんが、ある議員の質問に、ある案件では対応できる職員がおらず、手が打てなかった事例もあったというふうに聞いております。

これは、今言った国会での話でございますので、それを受け、先日、国会での予算委員会で、厚生労働大臣が児童相談所のOBの活用や警察OBの配置にさらに取り組む考えを示しましたというふうに報道しておりました。

今、平塚部長の話の中で、本当に体制をるる聞かせていただいたわけでございますけれども、それ以上何ができるのかなというふうに思いつつも、当市において、国の厚生労働大臣がそのように言っておるわけでございますけれども、やっぱり先ほどの健康ポイントの話じゃないですけども、本当に独自のオリジナリティーとして、当市も国やどこの自治体よりも先んじて、適材適所に人を配置する必要があるというふうに考えますし、先ほど言った地域でしっかり見守っていくというようなことも含めて、さらにこの当市の現状も含めて、どのような考えを持っておられるのか、再度確認をしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のありました、まず地域へのいろんな仕組みと

いう点でございますが、実際に児童虐待のことは通告者が近隣、知人の場合でございます。地域全体で支える仕組みということにつきましては、私どもにとりましても大変理想的なことでありまして、国のほうでも我が事・丸ごとの地域共生社会というようなことも言われております。

ただ、日々のいろんな対応について、なかなか理想に向けてのことができていないのが現状でございます。例えば地域の方についても、通告をされたとしても、もし虐待でなかったらどうしようといった御不安、ちゅうちょされる場面もございましたし、ひょっとして恨まれたり、責任を問われたりしたらどうしようかといったような御心配もあるようでございます。

したがいまして、我々といたしましては、その通告者の方が虐待かどうかを判断するというようなことではなくて、結果として虐待でなかった場合についても責任を問われることはございませんので、そういったところは安心してお話してくださいというようなところを市民の皆さんに向けて啓発をしていきたいというふう考えております。

それから、適材適所の人事配置というふうなお話がありました。これにつきましては、社会福祉法という法律の中で、市には福祉事務所というのを設置しなければなりません。その中で、私どもも当然ございまして、通達の中では家庭児童相談室といった名前で設置をしております。

これについては、指導・監督を行う職員とケースワーカーとありますが、現業の職員といった者、あるいはまた相談員という者を置くというふうになっております。それぞれの資格が定められておりますが、資格のない職員につきましては、認定の通信の課程がございますので、通信課程での資格の取得に努めております。

それから、先ほどの相談の体制をもう一度お話しいたしますと、3人の相談員がおると。それぞれ上位法が違いますが、配置しております。この3名につきましては、毎月、子相、児童相談所の方、両方の実務者会議のほか、研修、勉強会を開催してございまして、資質向上を図っておるところでございます。また、この相談員につきましては3人というところでございますけれども、これについてはぜひとも強化をしていきたいというふうにも考えております。

それから、私どもの部の中ではございませんが、当市においては市民安全対策監という県警OBの方がおられますので、そういうふうな方にも協力を仰ぎながら対応しておるところでございます。

また、先ほどからお話をしております要保護児童対策協議会については、これについても強化をせよというふうに言われてございまして、これについては正規の職員が研修等々の受講に参加しております。昨年度と今年度について1人ずつ、この研修に参加をしておるところでございます。

ただ、先ほども言いました通信課程で取るというのは、実は社会福祉主事という任用資格でございますが、これについては取ったからといって満足をしておるところではございません。

最近は、より一層の専門的な知識やそういうものが需要ということでございますので、国家資格であります社会福祉士、あるいは精神保健福祉士等の配置も考えていかなければならないというふうに考えております。

こうした経験者であるとか、有資格者、適正のある人材というのを確保できることについてこしたことはございませんけれども、我々一般行政職については人事異動というのがございますので、なかなか難しい問題ということもあります。これについては、職員一人一人の適材適所は考えつつも、所内、部内での良好な人間関係を築きながら、組織、チームで対応していきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、こうしたことを鑑みたくて、相談員の体制等々を拡充していければなあというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 最後の質問は、今福祉部長がおっしゃったような、本当に職員の中の適材適所ということをもたまたま聞かせていただきますけれども、本当にこの児童虐待、県においては相談員の方が1人で70件ぐらいを見ておられるようなケースもございますし、また新聞の報道では、10年前よりやっぱり相談件数がもう13倍ぐらいになっておるという事実。さらには、児童をめぐって急増する相談ですけれども、保護者が暴力を振るうような案件。前の野田市の場合もそうだったと思いますけれども、本当にそういったことで職員さんがめいってしまって退職するような事例もあるように聞いております。

何度も言いますが、本当に複雑な案件になってきておるとは思いますけれども、それでもやはり、それこそ市長がいつもおっしゃるオール瑞穂じゃないですけども、本当にみんなで自分のことのように捉えて取り組んでいかなければいけないと思いますし、先月でしたか、今月でしたか、地域のおじさん・おばさん見守り隊というか、協力隊のような会合に登録しておりますので出ていったんですけど、やはり行政、教育委員会が考えておられることと、本当に地域で根を張った、おじさん、おばさんという失礼ですけども、そういうネーミングでしたので、本当に私んたも地域のことにいろいろこういうふうにしたんやという思いが非常に重なり合って、いろんな御意見が飛び交う中で、その話を伺っておると思ったときに、こういった行政がやろうとしておることと、市民の方が思いがあっても捉え方が微妙に違うことによって防げることも防げない、進めることも進めないのではないかなど。そういうことをしっかりと精査しながら、よりよい方向に進んでいかれることを望んで、次の質問に移ります。

今、行政職員の専門家という項目で通告をさせていただきましたけど、地方公務員というのはどういう仕事なのかと改めて調べさせていただくと、地方公務員は一般的な企業に勤める人々が企業に属しているのと異なり、地方公共団体という組織に所属し、業務を行う人々のこ

とをいいます。その地域に住まう人々が平和で安全な生活を送れるよう、生活環境を整えるためのさまざまな業務ですと。そのために重要なのは、人々の要望、苦情などさまざまな声に耳を傾け、業務に反映させていくことだと言えるでしょうというふうにありました。少しあやふやというか、文章になっておりますけれども、その上で、当市の行政職員さんの中には、当然、今福祉部長からありましたように専門職の方というのは数多くおられると思います。例えば学校の教職員さんであったり保育士さん、消防士さんなどが私のような者が思い浮かべるとそんな形なんですけど、そのほかに今お話しありましたけど、ざっくりと言ったら失礼ですけど、そのほかにどのような専門職の方がおられるのかをお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの若井議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市の行政職員ということでございますが、行政職員においては国家資格を伴う専門職ということで、議員がおっしゃられた保育士、115名ほどおりますが、それを初め、幼稚園教諭、あるいは精神保健福祉士。精神保健福祉士にあつては、現在1人。また、管理栄養士にあつては4人。医療職として、保健師にあつては14人の職員がおります。

大学での専攻、あるいは職務経験等をもとに採用している行政職員として、また土木職ということで近年採用をしている方が2名ほど見えます。これは土木職といっても、現実には一般行政職という給与の体系の中で採用しているところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、御説明いただきましたけれども、一般行政職員さんの中にそれぞれ個人で取得しておられる知識とか資格なんかもあろうかと思えますけど、この質問で一番お聞きしたかったのは、そういった専門の部分もそうなんですけど、例えば冒頭にお話ししました防災というような観点からですけど、公務員の方みずから、これはいつも企画部長が総務部長の時代からおっしゃっておった、地域のことは地域でやっていくというような形ができつつあります。また、職員さんは有事の際はなかなか地域のことをやっておれないということも、避難訓練なんかでも重々わかっておるんですけど、防災の観点から、公務員さんみずからが地域のリーダーとなるべく専門の知識を身につけていくということは本当に必要かというふうに思います。

例えば防災士の資格などを率先して学んで、知識をつけていただく、技術なんかを習得していただくというような意味で、この防災士という資格に関しては公務員さん、一般行政の職員さんも含めてどのようなふうに取り組んでおられるのか。現状というか、意識というか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの議員の御質問の防災士という職に対してでございますが、やはり防災士ということでございますので、現在ですと市民協働安全課が防災担当となっておりますので、その職員を中心に防災士の資格、あるいは地域の方、あるいは消防団の方々とか、そういった形で防災士を取っていただく援助なり、PRなどを行っているところでございます。

これらの取得の研修などは、業務に必要なスキルアップ研修として、防災士については、再度になります防災担当となった職員が参加しておるところでございます。

多くの職員が受講できれば一番いいわけですが、今後、そういった防災については市民協働安全課が防災担当ではありますけど、できることなら担当以外も広げていければ、一番いいかとは思いますが。職員異動がありますので、そういった市民協働安全課に配置された方々で、防災士を取得しながら、また職員異動によって各課へ広げていくというようなことが、現在のところ進めているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、総務部長のおっしゃるように、やはり担当の方だけが意識をしておるようなイメージですよ。本来なら、今おっしゃったように、やっぱり職員さんみずからが広く知識を持っていかれるということは大切なことだというふうに思います。

要するに、防災士なんていうのは僕でも12年ぐらい前に、自分で個人で勉強して取ったようなものですし、いつも言いますが、防災士の資格を持っているから何やという話でということなんです。それがあからどうやということではないんですけれども、やはり専門、有事の際に自分がしっかり知識を得ておくということの観点だというふうに思います。

通告では救命救急士というふうに記載してしまいましたが、救命救急士って本当に専門的な分野で、救命講習の間違いで済みませんでした。それとか、認知症のサポーター養成講座であるとか、またAEDの講習等、資格まではないにしろ、いろんな講習を市もいろいろやってくれておりますし、そういったことに市民の方にもしっかりと参加していただきたいということでアピールされておるわけでございますけれども、そういった講習なんかは職員さんはどんなふうに、本当にこれは行政職員さんのお立場からすれば、お忙しいということは重々わかっておるし、いろいろ聞いております。けれども、やはり市民の方を守るというような意味で、こういった講習なんかはどんな形で参加をされておるのかということを確認したいと思っております。

今、お話ししましたように、こういったようなことは私も何回か講習に参加をしておるようなものでございます。行政職員さんとして、ほかにもたくさんあろうかと思っておりますけれども、こういった資格までではないにしろ、講習なんかを受けるというような気概というか、機運というか、そういったものが当市はどのようなものかを伺います。



○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの普通救命講習や認知症サポーター養成講座ということで、地域コミュニティー活動にこの講座は直接役立つものでございます。これらの資格取得研修などは、業務に必要なスキルアップ研修ということでありますし、普通救命講習にあつては保育所、幼稚園の職員や新人職員などを中心に、さらに認知症サポーター養成講座については地域福祉高齢課が中心となって、またこれも新規採用職員を初め、多くの職員が受講しているところでございます。

今後についてですが、具体的にお示しすることは今すぐできませんが、業務に関連し、必要と考えられる研修は積極的に取得でき、またそういったことを奨励していきたいと思つています。今、若井議員が言われましたように、どんな方でも取れる、あるいは役に立つものというのは、職員はやはり積極的に取得し、こういった今の普通救命講習などは2年か3年で講習を随時更新していくということで、受講証をいただいていると思つています。私も持っているんですが切れている状態で、続いた3年ごと、あるいは2年ごとの講習が必要となってきますが、そういったところもまずは一回講習を受けるということが大事ですので、身につけていただきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） きょうも児童虐待の質問をさせていただきましたのでオレンジリボンのバッジを、これは何やったかなという感じで、児童虐待のやつやったし、平塚福祉部長がいつもやっておられるオレンジバンドというのは認知症サポーター養成講座の講習を受けられた方が持っておられるというふうに思つております。今の記憶のある限りですけど。

ただ、本当にその講習を1回受けたとか、2回受けた。今の救命講習なんかもそうですけど、何回か受けても、やはりもしその場に出くわしたら自分はどうなんやろうということを非常に毎回思うわけでございます。

今、広瀬部長のおっしゃるように、たくさんの方が意識を持って、地方公務員さん、一般行政職の方でも意識を持っておられると思つていますけど、やはり配置がえになってしまった場合は、容易に想像がつくんですけども、もう違う分野でということになってしまうと。

ただ、今お話ししたような認知症サポーター養成講座とか、AEDの講習とか、救命救急なんていうのは、職員さんに限らず、市民全体の方がしっかりと取得をされて、何かあったときにやはり力を発揮されることが一番の目的ではないかなというふうに思うわけでございますし、それをやはり大変な中でも、公務員さんがみずからスキルアップをされていかれるということをして市民の方に示していくということが、その部分が非常に大事ではないかなというふうに思つて、今回の質問をさせていただいておるわけでございますけど、今お話しありましたように、

イメージで申しわけないですけど、本当に瑞穂市の行政職員さんはそういった取得をどんどんスキルアップのために受けていけるような環境にあるのかどうか。そのことをまず確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問ですが、普通救命講習や認知症サポーター養成講座などは、特に職員にもPRして、若い人を中心に、まだ新人の方は当然、講座は受けておりませんので、そういう方をまずもって声かけし、参加していただくようお願いをしておりますし、また認知症サポーター養成講座などは地域福祉高齢課が職員宛てに職員研修というような形も見出しながらPRし、受講を勧めているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 地方公務員さんの中でも、一般行政職さんに求められる能力というのは一体どういうものなのか。これもいろいろ調べてみたり、また市民の方のお声を聞きますと、やはり責任感であるとか使命感、何事も真面目にこなす能力、こつこつと継続できる能力、市民のためを思って働く能力、こういったようなことが求められておるように声を聞きますけれども、これは当然、何も行政職員に限ったことではなくて、働く者として、どの分野でも全く同じことが言えるというふうに思うわけでございます。

一般の民間の企業で働かれる方が会社のためとか、自分のためというものが優先されても、やはり公務員や我々議員などは、市民のため、国民のためが最優先だと捉え、責任感や使命感を持って行政サービスに当たらなくてはならないわけだと思います。市民の方が嫌がられる仕事であってもこなさなければならなかったり、また一生懸命に仕事をして、市民の方から嫌われたり、また心ない言葉をかけられることも数多くあろうかと思えます。しかし、その反面、感謝されることもあり、市民の安心・安全のためにとてもやりがいのある仕事ではないかなというふうに思うわけでございます。

しかし、確認したかったのは、そう言いながら、やっぱり多くの人間というのは環境によって左右されてしまうことが事実だというふうに思います。今回、職員さんにいろいろ聞くと、やはり忙しいということで、部署が変わってしまったら、例えば防災士なんかでも、やはり担当でないとなかなかそういった捉え方ができないというような声も聞きました。

今回のこの最後の質問というのは、地域奉仕の精神で働く行政職員のさらなるスキルアップ、レベルアップができる。そんな環境が、当市の役所の中にあるかどうかということをお聞きしたかったわけでございます。

そういった意味で、もう時間はないですけど、市長、4年間指揮をとられて、この市民サービスという観点から、首長のお立場から、職員さんがしっかり市民のための、より安心・安全

で暮らせるためのスキルアップにつながっている環境であったかどうか、最後にお言葉をいただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 済みません、私のほうから職員的环境というようなことで、お話をまずさせていただきます。

私どもは、平成30年の4月に第2次瑞穂市人材育成計画を策定し、年間1,250人以上の研修参加者を目標としまして、専門知識を習得、スキルアップするため、職員に研修参加を促しております。平成29年度の研修参加者は1,229人であり、職員は積極的にスキルアップを行っているところでございます。

また、自主的に研修活動を行う職員を支援するため、瑞穂市の自主研修支援要綱（平成26年）に基づき、補助等ができる制度を導入しておりますが、制定して4年経過し、ここ数年申請者はない状況であります。今後職員にさらなる周知を行い、実施がしやすい状況整備に努めていきたいと考えておりますし、また地方公務員法の第39条では、職員にはその勤務能力発揮及び増進のためには、研修を受ける機会が与えられなければならないとなっております。限られた職員の中で、勤務能率の発揮及び増進に必要な研修については、できる限り受講が可能となるよう、部長会やインフォメーションにて職員へ周知しているところで、それぞれの職場のバックアップにより、能力アップを図っているところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若井議員さんの御質問にお答えいたします。

まず職員の研修のことですが、その手前で、まず今、職員がどの程度の労働をしておられるかというところをちょっと御説明申し上げます。

正直申しまして、今非常にデータ中心のやはり勤務でございますので、特にデータが夜にしか届かない勤務の部分がございまして。そんな方々は、本当に夜遅くまでお仕事しておられます。極端に申し上げますと、本当に働き方改革の中で、ここまで本当にお答えしてよいのかどうか分からない部分も一部ございまして、非常にデータが届くのが7時、そして8時。そんな場合、本当に遅くまで仕事をやっておられます。

そして、今後は研修ということですが、その多忙な中をできる限り抜けて、研修には行ってもらうようにはしております。当然、ここ最近、職員の方のほうから自発的に研修に行かせてくださいというところで声が上がってきております。そのことにつきまして、伺い書が届き次第、私のほうで、これはもう当然、本人のやる気があるからということでの申請もございまして、当然認めさせていただいております。

そして、またそういった研修の部分で、命、そして災害ということに分けさせていただきますと、命のことにつきましては、そういった個々に研修の機会がありますので、申請があった

場合に出ていっていただいております。

そして、災害ということにつきましては、今から大きな災害がある以前までは、割とシステムができておりませんでした。災害本部もどのようにつくったいいかというところからして、余りできておりませんでした。皆さんも御存じのように、県のほうから、やっぱりそういった災害について非常に熟知しておられる方が来ておられまして、そのときから切りかえてきまして、一つ一つ研修しながら構築してきた次第でございます。そして今回、昨年7月、そして9月、ここら辺の水害、また台風のことにつきまして、かなり研修の効果、またそういった構築してきた効果が出てきたんじゃないかかなと思っております。

そのほか、ちょっと細かいことを申し上げたいんですが、もう時間がございませんのでお許しくださいませ。以上、報告とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、若井千尋君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時55分から再開をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時57分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5番 小川理君の発言を許します。

小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

私、5項目、質問通告をいたしました。1つは消費税について、2つ目は国保税について、3番目は子供支援、4番目は犀川河川改修について、5番目は中学生の被爆地派遣事業でございます。以下は質問席から質問させていただきます。

まず、最初にお尋ねします。消費税10%の増税について、市長の所見をお伺いいたします。

10月から消費税の増税が予定されておりますけれども、地域経済と市民生活に重大な影響を及ぼします。市長の所見をお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、消費税率は8%であります。そのうち、1.7%が市町村分でございます。また、その内訳は、1%が一般分、そして消費税が5%から8%に増税したときに創設されました0.7%が社会保障分となっております。

瑞穂市の平成31年度予算のうち、地方消費税交付金は9億5,000万円を見込み、そのうち4

億3,000万円は社会保障財源交付金分となっているところでございます。

消費税率については、国の施策により、本年10月より8%から10%に引き上げが予定されております。そこで、市民生活及び地域経済への影響ということでございますが、まず国は平成31年度予算編成の基本的な考えとして、これまでのアベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善をしているとしています。その理由としましては、デフレ脱却を目指す中でのGDPを名目、実質ともに過去最大規模に拡大したこと、また企業収益も過去最高を記録したこと、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境も大きく改善していると、経済の好循環は着実に回りつつあるとしております。

ただ、今後の経済の先行きにつきましては、緩やかに回復が続くことが期待されるとしているが、海外経済の不確実性、金融市場の変動の影響には十分に留意していかなければいけないとしております。

そうした中、国の消費税率の引き上げということですが、国は消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化することを最も重要とし、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、引き上げ前後の消費を平準化するための支援策として、3歳から5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償とする幼児教育の無償化や、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和とともに、地域における消費喚起・下支えを目的とするプレミアム付商品券事業などを講ずるとしております。

市としましても、国と同様、消費税率の引き上げによる経済への影響を及ぼさないよう、引き上げ前後の消費の平準化をしていくことが重要と考えているところでございます。

そこで、当市としましては、幼児教育の無償化やプレミアム付商品券事業を反映させた予算とさせていただきます。ただ、プレミアム付商品券事業につきましては、国等からの詳細な情報がまだ十分ではない中での予算計上とさせていただきますので、とりあえず国からの提示された目安額を暫定的に平成30年度3月補正予算と平成31年度当初予算に計上させていただきます。今後経過報告もしながらの事業実施の運びになるものと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

また、ただ今回の施策については、幼児教育の無償化について、全額国の負担としておりますが、あくまで平成31年度となっているため、平成31年度以降は少なからず地方財政への影響があると考えておりますし、今後はこうした国の施策について、地方財政の状況を踏まえ、国への要望をしていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は市長に答弁をお願いしましたが、総務部長が出てこられて、大変長い答弁だったなあと。ちょっと残念な思いです。

時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

消費税の10%の増税とともに、インボイス制度の導入が具体化されております。今回の消費税の増税は2023年からインボイス制度が導入されるわけですが、免税業者はこれまでの取引から排除されてしまう、このような懸念があるわけですが、その点はどのようにお考えか、答弁をしていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 消費税及び地方消費税の税率引き上げにあわせまして、低所得者に配慮する観点から、軽減税率制度というものが実施され、これに伴い消費税の仕入れ税額控除の方式として、ことしの10月1日から区分記載請求書等保存方式となり、2023年10月1日からは適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることになっております。

国内では、800万事業者のうち500万事業者は消費税が非課税、つまり免税業者と見込まれており、この方々が取引からの排除を懸念されての御質問であろうかと思いますが、複数税率のもとで中小・小規模事業者が適正な転嫁を実現できるようにすることは極めて重要であり、インボイス制度導入までの事業者の準備に係る負担軽減として、免税事業者が課税事業者への転換の要否を見きわめながら、対応を決めていただけるよう、インボイス制度の導入までに4年間の準備期間を設け、導入後の6年間は免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置として、一定の仕入れ税額が控除できる経過措置も設けられていることから、小規模事業者、いわゆる免税事業者にも配慮されていると考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次のお尋ねをします。

消費税の対策として、先ほどもお話がございましたけれども、幼児教育・保育の無償化が行われます。しかしながら、低所得者の場合には、無償化される保育料よりも給食費の実費負担のほうが高く、逆に負担増にならないのか、そのことが懸念をされるところでございますけれども、その点どうなのかをお答えしていただきたい。

また、その場合には、市として軽減を行う考えがあるのかどうか、お尋ねしたいというふうにあります。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の幼児教育の保育料の無償化でございます。

幼児教育における保育料の無償化は3歳から5歳までが、保育料が無償になるんですね。その話と給食代の話が今出ています。

まず給食代のほうでございますが、幼児教育における食材料費の取り扱いについては、これまでも基本的には実費徴収ということで、幼稚園は実費徴収でした。また、保育所については

保育料の一部として保護者が負担していたということでございます。ですから、基本的には給食費のほうの無償化は考えていないということです。ですから、国のほうも食材料費は無償化の対象とはなっていないということですね。

具体的には、幼稚園、保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費、副食費ともに施設による実費徴収を基本としております。生活保護世帯やひとり親世帯等について、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、低所得者、子育て世帯への免除の拡大を図る予定でございます。

この低所得者免除の拡大というのは、年収360万未満の世帯に対して給食費のほうを見るといって、特別に国のほうが考えてきたということですね。

この方針ですけれども、30年12月28日にありました幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針というものの閣議決定で行われたものです。

問題となるのは、議員御指摘のとおり、3歳未満児の方で2番目、3番目以降の方ですね。2子以降の方は半分になるんですね、保育料が。その一番危険なところといいますか、逆転化を起こす可能性があるというところが、第4階層という年収360万円以上で今回の対象にならなかった世帯において、2番目の子以下の子が1万3,000円という保育料があるんですね。それを2番目なので半分にしますよということによって6,500円に保育料がなるんですね。ただし、給食代を払ってくださいねということになってくるので、6,500円より給食代が高いと逆転化になってしまう。また、去年よりたくさん払わなきゃいけませんよということになってしまうんですね。その階層が一番心配なところですよ。

ただ、今回の保育料の無償化と3歳以下の給食代の補助に関しては、私どもの設定している給食代のほうが6,500円を超えるということはございませんので、この辺については議員が心配するような逆転化を起こすということにはございませんので、制度上、運用させていただいて対応させていただけるというふうに見込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は消費税の対策として、今、複数税率とか、あるいはポイント還元もありますし、それからインボイス制度もお尋ねをしました。幼児教育の無償化については一定の前進だと思いますけれども、しかしどれも大きな矛盾を抱えておりますし、これが混乱をもたらすということは必至だと思います。消費税増税を行わないことが何よりの景気対策だということを申し上げたいというふうに思います。

また、共同通信が行いました直近の世論調査でいいますと、増税に「反対」は前回調査から3.4%増の54.3%で、一方「賛成」は前回から5.1%減の39.9%でございます。また、さらに

「景気回復を実感していない」が84.5%にも達しておるわけでございます。

このことから考えますと、今いろいろ答弁をしていただきましたけど、私は市民の皆さんの実感とはほど遠い、そういうような答弁ではなかったかというふうに思うんですね。

こんな中で、この消費税の10%が行われますと、一層深刻な消費不況に陥ることは明白であります。私たち日本共産党は消費税の増税、この中止の一点で引き続き頑張っていきたい。この決意を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問項目でございますが、国保税についてお尋ねをします。

全国知事会は、1兆円の公費投入で他の医療保険よりも高く、負担が限界になっているとして、国民健康保険料または税を協会けんぽ並みの保険料に引き下げることを求めております。瑞穂市としてはどのような見解なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問について、お答えをいたします。

全国知事会では、国保税を協会けんぽ並みの水準にしたときに必要となる公費の額が1兆円ぐらいの費用負担があることが望ましい、結果的に保険税を下げることにつながるといような要望をしているところでございます。

この公費負担は、結局は国民の税金でカバーすることになるために、抜本的な制度改正についても検討していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 全国知事会の要望を紹介させていただきましたけど、私たちはそれを支持して、引き続き奮闘していきたいということを申し上げたいと思います。

また、それにかかわってお尋ねをしたいと思いますが、全国知事会など地方団体でございますが、子育て世帯の国保税、あるいは税を高騰させる要因である均等割の見直しを要求しております。その点では、瑞穂市はどのようなお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。また、平等割、均等割を廃止した場合には、瑞穂市の国保税は協会けんぽ並みの保険税となるのかどうか、その点でもお聞きしたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 被用者保険は、標準報酬に一定の料率を乗じて保険料が算出される仕組みとなっておりますが、これに対し国保では経済的負担能力に応じて賦課される応能割分として、所得割及び資産割が採用されており、保険料のおおむね5割分としております。残りの5割分につきましては、応益部分として均等割、それから平等割が採用されています。

収入が変わらなくても、家族の人数がふえれば均等割がふえる仕組みとなっておりますので、子育て世代には負担となっているというふうに考えております。



それから、平等割、均等割を廃止した場合にはということですが、2つのケースで試算をさせていただきました。

30代の夫婦と子供2人の4人家族で、給与収入が400万円、それから固定資産税が10万円、平等割と均等割をなしとした場合には、保険税額は20万7,000円となりまして、平等割・均等割ありの場合と比べ、17万9,700円安くなります。

それから、2つ目のケースとして、20代の1人世帯、給与収入が240万円、固定資産税10万円、平等割と均等割をなしとした場合では、保険税は11万700円となり、平等割・均等割ありの場合と比べ、6万円安くなります。

ということで、協会けんぽとほぼ同額程度となるという試算をしております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私も自分なりに試算をしてみましたけれども、今の答弁であるというふうに思いますけれども、私たち、この全国知事会が先ほど要望していると言いました1兆円の公費の投入で、この均等割・平等割の廃止を求めています。日本共産党は、ぜひその実現に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

次にお尋ねをしたいというふうに思います。

生活保護を利用している方に過年度分、過去の保険税の納入を通知する催告書が送られております。瑞穂市は、生活保護の差し押さえを行っているのかどうか、その点を答弁していただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 生活保護費の差し押さえというのは、当然のことながら行っておりませんので、よろしく申し上げます。

催告書は、被保険者、滞納者の生活の状況が変わっている場合もありますので、その確認の意味もあって、過年度分の滞納を含め、全ての滞納者に対し送付をしているところであります。生活保護の方であっても、被保護者となる以前の滞納がある場合には同じように送付をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、催告書は送付件数が非常に多いということで、一律の様式、文面で送付をさせていただいておるところでございます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、生活保護を利用されている方が本人の意思でもって、任意に保険税を支払うことは可能であるというふうに思いますけれども、しかし催告書を私、見せていただきましたけど、これはそのような任意で保険税を払ってくださいという、そういう文章では

ございません。期日までに支払わなければ差し押さえをするというのは、これは滞納処分に係る問題であります。任意の支払いを求めるものではございません。生活保護利用者の滞納処分については、地方税法15条の7第1項第2号、滞納処分の停止の要件に該当します。したがって、速やかに滞納停止処分を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 滞納処分は行っておりませんので、先ほど申し上げましたように、生活の状況が変わっている場合もあるということで、そういった確認の意味もあって送付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、速やかに滞納停止処分を行う、これが必要だということを申し上げましたけれども、ぜひこれは国のほうにもそれでいいのかどうかという見解をぜひ確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 一度、確認をさせていただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、厚生労働省の通知等がありますけれども、ぜひちょっと確認をしていただきたいというふうに思います。

次に、今の催告書のことにもかかわるんですけども、その文面を見ましても、これは差し押さえありきの強引な徴収がとられております。税の差し押さえ件数でございますが、県下21市でトップクラスだというふうに言えます。瑞穂市の徴収のあり方を見直す考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 税負担の公平性の確保と納付秩序の維持のために、保険税を支払う能力があって、かつ納税できない特別な事情がないにもかかわらず滞納している方に対して、差し押さえを行っておるところでございます。

一方的な差し押さえは行っておらず、納税相談の内容であるとか、生活困窮の状況を見きわめ、差し押さえをする場合はその判断を行っておるところであります。

職員にとりましても、差し押さえ等の強制処分は精神的負担も大きく、苦慮しているところですが、早目早目の滞納整理によって延滞金をふやさないような配慮もしながら、努力しているところでございます。

市では、市税等の収納対策推進プロジェクトチームを設置しておりまして、関係職員の努力によりまして、収納状況は年々改善してきており、国保税につきましても収納率は上がってきておりますが、平成29年度の現年度分の収納率を見ますと、県内では16位と低い状態であり、改善が求められているところでございます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、それにかかわってお尋ねしたいというふうに思うんですけども、保険税の条例減免という制度がございますけれども、どのような内容になっているか、お尋ねをしたいというふうに思います。また、その適用実績が、制度はあるけれどもそれは適用した例があるのかなのか、お尋ねしたい。また、納税の緩和制度というのがございますが、これはほとんど周知をされておられません。ですから、その点はどのようにお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 市では、瑞穂市国民健康保険税の減免要綱に基づきまして、減免理由等の審査を行い、減免の適否を決定しております。減免理由としましては、災害による住宅の損害、死亡や障害・失業等による著しい収入の減少、刑事施設等への拘禁などがございます。平成30年度の適用でございますが、2月末現在で12件でございます。

それから、納税緩和制度についての周知ということでございますが、条例減免等につきましては、市のホームページで条例等の確認ができますし、窓口において随時相談等のときに説明をしておるといところで対応はできているものというふうに考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、御相談をいただいたある方の催告書を、これは何回も言いますけれども、見せていただきました。これは、今の納税の緩和制度、あるいは条例減免とか、そんなことは一言も書いてあらへん。書いていないですよ。書いてあることは何かといたら、規定の期日になって払わなければ、差し押さえすると書いてあります。それについて書いてあるのは、家計の収支報告書を持ってきてくださいと書いてあるんですよ。それを見て、そんなやり方がいいのかどうか。私の相談を受けた方は生活保護を利用されている方なんですよ。私は、本当にそれは怒りを覚えます。

ですから、先ほど質問させていただきましたけど、そんなやり方はぜひ改めていただきたい。しかも、納税相談に行く場合には、このような緩和制度もありますよ、ぜひお気軽に相談に来てくださいと。こうやらなければ、やっぱり納税相談へ行かれないですよ。ですから、私は、これは相談に来られたら窓口で相談すると言われるけれども、催告書を送っておいて、その文

書には一言も書いていない、納税者の権利という問題をね。私は、これは大変問題があるというふうに思いますので、ぜひ検討して改めていただきたいというふうに思います。

次に、質問項目の3つ目でございますが、子供支援についてお尋ねをします。

平成30年4月、瑞穂市子ども・子育て支援事業計画について、未満児保育の必要量見込みが変更されております。これは、私も確認をしましたが、大変大きなずれになっておりますけれども、なぜこのような大きなずれができたのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、議員の言われた30年4月から瑞穂市子ども・子育て支援事業計画は修正をかけております。こちらは、30年3月26日に次世代育成支援対策協議会というところで審議していただきまして、中間年でも修正が可能だということに基づいてやっております。

内閣府から示されました「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」というものに基づきまして、ゼロ・1・2歳の3歳未満児における量の見込みとか、確保方策について、実績値が当初つくりました第1次の計画から大きくかけ離れているということで、見直しをさせていただいたものです。

ここでいう量の見込みというものなんですけど、要は子供を預けたいんです、働きたいからということの数ですね。それを量の見込みと言っています。あと、確保方策という言葉も出ましたが、それに関しては施設を整備して受け入れる体制を整えるというのが確保方策という言葉です。

議員の言われるように、この量の見込みのところ、ゼロ・1・2歳の未満児さんが多かったということでございますが、平成28年度の実績をもとに考えて計画をつくってきたわけですが、児童数における保育希望者の割合を算定しまして、それにさらに1・2歳児については年々利用希望者が増加傾向にあることから、補正值を加えまして、支給認定割合というものを算出しております。この1・2歳児の保育希望の増加率が大きなずれの部分ということになっています。当然、待機児童が出ておところはゼロ・1・2歳のところなんです。その関係で、ここでずれがあるということで、今対応させていただいたということです。

この辺の背景ですが、皆さんのほうも実感されていると思いますけれども、転入者が多いということと、昨今、マイホームを瑞穂市で建てていただけるニューファミリーの方が多くなっているということですね。マイホームがありますから、ローンも抱えてみえますし、奥様のほうも働くということで、それと同時に企業のほうが育児休業の制度も後押しをしているということで、早く職場へ戻っていかれるというケースが多くなっています。その関係で、当初見込んでいた数字よりも、どんどん預かってほしいという量の見込みという数字が加速度的にふえていったというふうに私どもは見ております。その関係で今回、量の見込みのほうの修正をかけさせていただいたということです。

これに対応する確保方策については、清流みずほ認定こども園の増築だとか、まめっこ保育園の開園だとか、ニチイキッズ瑞穂の開園、そしてちびっこ園。ミズホというところも開園させていただいています。また、大きなところで企業主導型のいな穂すくすくさんが地域枠といって、企業の会社の保育所なんですけれども、定員の半分は地元でオーケー、預かることもできますよということで開放してくれておりますので、それらを利用して待機児童対策に取り組んでいたということでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこでお尋ねしたいんですけれども、国は保育の必要性の認定において、就業時間の下限を48時間から64時間というふうにしておるわけですけれども、瑞穂市は保育の必要量の積算根拠としてどのような就労時間としておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 私ども当市の保育施設を利用できる基準としましては、保育を必要とする事由が就労の場合は月60時間以上ということで決めております。こちらのほうは保育所を利用したいという保護者の方々に配ります保育所利用案内というものに掲載しているところで、周知をさせていただいています。

この根拠が、月15日以上で1日においては4時間以上ということで、15日掛ける4時間ということで60時間ですね。月30日ですので、半分以上は働いている、また1日のうちの半分以上は働いているという考え方で、15掛ける4時間で60時間というふうに見ております。

それより以下の方は、いろんな制度といいますか、一時預かり施設というものあります。そちらを利用していただくことで、急な場合だとかは対応して預からせていただくという制度も設けて対処させていただいているということでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、先ほど国の基準というものを紹介させていただきました。48時間から64時間。今答弁されたのは60時間ということですので、私はこれでは保育の必要量、どれだけ保育の量が必要かというのを大変低く見積もられてしまう、こういうことになっているということは明らかだというふうに思います。ですから、私はできれば、この国の基準が48時間になっていますので、48時間、3時間で週4日、4週で48時間になりますけれども、それをぜひ基準にする必要があるということを申し上げておきたい。そうしないと、保育の見積もる量というのが本当に低く見積もられて、現実に合わない。こういうことになってくるということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、31年度4月保育所入所者の応募者、それから不承諾者、それぞれ何人なのかをお尋ねしたいというふうに思います。また、年度途中で毎年待機者がふえるわけでありますけれども、私は公立保育所の定員数というのは、それを見込んであけておくことが必要ではないかと思いますが、いかがお考えか、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 平成31年4月の保育施設利用申請者は、4月1日に入りたいということで申し込まれた方が561人見えました。そのうち、経過しましてキャンセルされた方が76人ということで、最終的に申請合計は485名になりました。

この申請された485名のうち、入所者数は470ということで決定しました。残りの15名、差がありますが、15名はどうしても特定施設を希望しているということです。例えば具体的に言いますと別府保育所に行きたいとか、牛牧第2、どうしても私はここへ行きたいんですという方が見える場合は、ほかがあいていてもそこをとられるので外される、対象外となるということです。

結局、31年4月1日における現在の状況としまして、待機児童はゼロ人ということで、潜在待機児童者数が今の15人ということになります。

年度途中で発生する待機児童を見込んで、公立保育所の入所枠をあけておくべきではないかという御意見でございますけれども、就労がどうしても必要であって、保育施設を利用したいというニーズがあれば、可能な枠は必要な方が発生したときにやっぱり随時対応していくのが私どもが考えていることでございます。よって、現状では枠を置いておくという、年度当初から待機児童が発生するような状況となってしまうということになりますので、随時随時入れていくということですから、枠をとっておくということは考えていないということです。

議員が言われるように、増加するニーズに対しましては、保育所整備計画にもありますが、3歳未満児保育ができる保育所の整備を進めております。牛牧第1保育所を生津小校区に公私連携型で設置するというので考えておりますので、そちらのほうで器をつくっていった対処していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、お尋ねしたいと思いますけれども、私は日本の保育環境というのは大変劣悪だと。これは、他の先進国と比べて、そういうことが言われるわけです。ですから、私は将来の子供の減少というものを公立保育所の削減、いわゆる民営化に結びつけるのではなくて、保育環境の質を改善すると。そういうところに充てるべきではないかと思いますが、いかがお考えか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 瑞穂市保育所整備計画では、調理室がないため未満児保育ができないという老朽化施設を未満児保育が可能な保育所として運営してもらえるように、民間事業者の活力を導入して保育環境の質の改善を図ろうとしております。

まず第1弾としまして、ほづみの森こども園が31年4月に公私連携型保育所認定こども園として開園します。開園によりまして、3歳未満児の受け入れが可能となります。そして、瑞穂市全体の保育施設の充実や環境向上につながりまして、待機児童の解消にもつながっているということでございます。

公私連携型保育所としまして整備していきますので、保育士の研修も官民一緒になって行います。以前は、民間に移譲したということになると民間さんが走っていってしまうということがありましたが、今回その辺の反省点があって、国のほうが公私連携型保育所というものを創設されました。その関係で、市と一緒に民間がやっていくということです。公立にないところは、民間のよいところを参考にさせていただくということで、お互いに研修等を研さんし合って、保育の質の向上に努めていくという考えでおります。

瑞穂市は、平成25年から幼稚園・保育所から小学校へのつなぎを大切にする幼保小連携推進会議というのを行っています。これは、保育所・幼稚園を卒業してから、集団行動、小学校へ入りますよね。それまでのうまいことスムーズに移行できるようにということで、「ひかりっ子卒園プログラム」というのを保育所・幼稚園で実施しております。小学校での新しい集団生活の中に学習活動に関心、興味を持って取り組めるよう進めているということです。受け入れ側のほうの小学校でも、「かがやきっ子入学プログラム」というのをやりまして、学校と保育所とか幼稚園の差がないように、極端な変革がないような形で受け入れるという形で、スムーズなつなぎをするということで、質を高めているということでございます。

これに関しましても、公私連携型保育所が入ってきましてもやってくださいということで進めることのでございますので、御理解願いたいと思います。

今後とも、保育所整備計画に基づいて施設整備を進めることによりまして、瑞穂市の保育環境の向上を目指すということでございますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 時間の関係もありますので、日本の保育環境がいかに劣悪かということをしただけお話しさせていただきます。

まず保育士の配置基準です。フランスというところでは、3歳以上は子供15人に対して保育士は1人です。日本は、3歳児で子供20人に対して1人。4歳以上でいいますと30人に1人という、この日本の保育士配置基準です。これは本当に劣悪。それだけではありません。子供1人当たりの面積基準も、先進国と比較して劣悪だというふうに思うんですね。

そうであれば、この保育の質を高める上では、民営化ではなくて、公立保育所がその役割を果たすべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、子ども・子育てアンケートが行われております。その中で、学童保育の民営化について意向調査がされておりますけれども、その理由は何なのか。子供の貧困が深刻なもとで、委託事業や補助事業にして子供の最善の利益が守られるのかどうか。どのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 現在、平成27年3月に策定しました瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の見直しのために、お子さんのおられる御家庭の子育てに関する御意見や御要望をお聞かせいただくためにニーズ調査を実施しております。それが、今議員が言われたアンケートというものです。

そのうち、就学児童用のアンケートの中で、この就学児童用は小学校1年生から6年生の無作為の1,400人を対象として送らせてもらっていますが、放課後児童クラブの民営化についての質問項目があります。この質問は、現在の瑞穂市子ども・子育て支援事業計画にも今後の方向性として、民間活力による放課後児童教室の市内展開は市民のニーズにも応えるということで、環境支援に努める方向でおるということで出させてもらっています。

いろいろ民間活力については、私どもで考えているところでも、やっぱり公でできないよさというのがあるんですね。そういうところをやっぱり活用させていただきたいということです。

現状、民間活力による放課後児童クラブや放課後児童教室というものの市内展開は進んでおりません。保護者の皆様の子供を預けたいというニーズは増加しているのは事実です。そのため、一部待機児童が発生している放課後児童クラブが今あるということです。この放課後児童クラブの小学校児童数が増加しております。空き教室が学校の中には、もうないという状態です。公共施設での受け入れが難しい校区が出てきているのが今の現状となっています。多様化する保護者のニーズに応えまして、待機児童解消のためにも民間活力の導入は必要不可欠と考えております。そのため、次期計画を策定するに当たりまして、市民ニーズを把握するために質問を設けております。

瑞穂市放課後児童クラブの運営につきましては、厚生労働省から示されている放課後児童クラブ運営指針というのがありますので、これに基づき行われます。よって、民間さんがやられたとしても、それに基づいてやっていただけますし、行政のほうでも確認ということで監視をしますので、民間活力の導入でも問題はないというふうに見ております。

ただ、ここでの民間活力という言葉でございますけれども、単に企業に限った意味ではございません。例えば校区内で地域の方が地域の公民館、集会所などをあけていただいて、見てく



れるということは無理でしょうかということで、今、市民協働と考えておるところでございます。いろいろな体験をさせてくれるような地域の方々の先生が集会所とか公民館でおってくれば、子供の預かり場所というのがふえるというふうに見ております。また、地域の方々にとっても生きがいを感じていただけるような時間となるということで、相乗効果ではないかなというふうに考えております。

子供の家庭環境はさまざまございまして、健康福祉部とか社会福祉協議会等では、福祉の側面から子供の居場所を考えてもらっているところがございますけれども、教育委員会のほうとしましては、放課後児童クラブがありますし、いろいろな体験や勉強もできるような放課後児童教室というのもやっぱり考えていきたいと今思っているところがございます。

子供にとって、地域の中にいろいろなさまざまなカラーが違う居場所ができるということが、子供にとって一番最善の利益につながっていくのではないかなということで、受け皿のいろんなものをつくっていくというのをまちに展開したいという思いがあるということで、御理解願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、なぜその意向調査をやられたのかをお聞きしたんですけれども、これはどこで決められましたか。私は一応議員ですけれども、議会のほうに報告されておるのか。私はそんな記憶は全然ない。初耳だというふうに思います。そういう点では、非常に疑問に感じることですので、あえて申し上げておきたいというふうに思います。

次に、2019年度の就学援助の入学援助金でございますが、小・中とも1万円増額がされております。これは国の基準額でございますが、小学校は4万600円から5万600円、中学校は4万7,400円から同じく1万円増で5万7,400円というふうになります。また、卒業アルバム代の項目が新設されております。

このように、国としてはこうした就学援助の拡充を図ろうとしておるわけですけれども、瑞穂市はどのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、議員の言われたように、2019年度の就学援助に係る新入学児童生徒学用品費等、これはいわゆる入学準備金と言っているものです。これについては、小学校が4万600円から5万600円、中学校は4万7,400円から5万7,400円、小学校・中学校ともに今年度より1万円増額される予定です。

この増額分に伴う平成31年度の当初予算においては、国から示された時期により、当初予算に反映することができませんでしたので、新年度に入ってから補正予算を計上させていただいて、対応させていただきたいというふうに思っています。

また、2019年度に就学援助の項目として、議員言われるように卒業アルバム代等という項目が新設される予定です。この項目についても、新入学児童生徒学用品費等の中に入りますので、同様に補正予算で計上させていただいて、就学に関する支援を行っていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

この就学援助の拡充は、父母の皆さんの切なる要求が動かして実現したというものでありますので、ぜひそのように対応していただきたいというふうに思います。

質問項目の4番目でございますが、犀川河川改修についてお尋ねをしたいと思います。

十九条橋から長護寺川合流地点までの第1期河川改修の説明会が行われまして、私も参加をさせていただきました。

そこでお尋ねしたいんですけれども、道路や田畑の浸水被害は、この第1期河川改修によってどの程度まで改善される見込みになるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいま御質問のありました犀川の第1期河川改修事業の効果についてお答えいたします。

犀川の十九条橋から長護寺川合流点までの約1.2キロメートルの区間におきまして、河川改修を段階的に進めるため、本年1月18日と19日の両日、当面の整備による河川改修計画に関する事業説明会が開催されました。

そこで示されました計画では、浸水被害を軽減するための措置としまして、3段階での河川整備を検討しており、まず第1段階では過去の浸水実績と同等の流量を安全に流下させるため、堆積箇所をおおむね1メートル程度、河床を掘削するなど、河床を均一にするとともに、河道幅を2から3倍に拡幅する、このような当面の治水安全度の向上を図るような措置をとることでした。

なお、堤内地での道路や田畑におけます浸水被害軽減に関する検討というのはなされておられませんけれども、この第1段階の暫定河道掘削が実施されることによりまして、十九条橋上流での計画流量の流下時において、最大1.5メートル程度の水位低下が見込まれると、このように伺っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この犀川河川改修で、もう一点お尋ねしたいというふうに思いますので。

私、説明会に出ておりましたけど、十八条橋がございますね。これについての説明がござい

ませんでした。この河川改修において、どのように改修、または改善されるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） この十八条橋のかけかえにつきましては、将来の築堤計画を踏まえました河川整備計画によりまして、橋の長さや高さなどが決定されますので、橋面高は現在の橋梁よりも高くなります。また、橋に接続する前後の道路につきましても、あわせて検討することになっております。

今回策定する計画は、まずは河道部の築堤部の計画を決定していくためのものでありまして、橋梁など附帯施設の設計につきましては次年度以降に進められる予定となっております。

しかしながら、概略で現在把握している橋面の計画高さにつきましては、御質問のある十八条橋で現況から約1メートル程度高くなる見通しであるというふうに伺っております。

また、これら橋梁等の施設に関する計画につきましては、今回の河川改修方針を踏まえまして、今後各施設の管理者との協議を行いながら順次計画していく予定であると、このように伺っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 十八条橋については、橋の幅も大分狭いものがありまして、そこもちょっと改善をしていただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問項目でございますが、中学生の被爆地派遣事業についてお尋ねをします。

12月議会で、私の一般質問でございますが、市長はピースメッセンジャー事業については、やれるものならやりたい、このように答弁をされました。ですから、私はその後、どのようにそれが検討されてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまのピースメッセンジャー事業についての御質問でございますけれども、平成31年度の瑞穂市平和推進事業は、岐阜空襲をテーマとした劇団による演劇を予定しております。岐阜に根差した劇団が演じる岐阜の歴史が感じ取れる内容となっております。

こちらの事業につきましては、みずほ平和の祈り2017や2018に行いましたアンケート調査の結果で、演劇や朗読を求める声を多くいただきました。このことから、今までの瑞穂市平和推進事業の取り組みの中で検討を行ってきたことは御理解いただきたいと思います。

今後も教育委員会の御意見を伺いながら、より広く、非核・平和を推進できる事業を展開してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、発言通告は市長に行っておりますので、ぜひ市長の答弁を求めたいと思います。

この事業については、市長みずから長崎の被爆地に同行して、その後、開かれた教育総合会議、これは市長が主催した会議でございますが、事業の継続する必要がないと、その事業の廃止の提案をされております。ところが、昨年、平和首長会議で行われた市長の不適切発言にかかわって、その発言にはやましいところはない、こう言われまして、私の答弁に対してはやれるものならやりたい、内容は濃いものがあると市長は答弁をされました。

これは、市長みずからの責任ある答弁としましては、このピースメッセンジャー事業についてしっかりと答弁されて、検討されてしかるべき発言ではないかというふうに思います。もしそうでなければ、私は市長の資質に大きくかかわる、こういうことだというふうに思いますけれども、ぜひ市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 小川議員さんの御質問に対して答弁いたします。

何回も申し上げておりますとおり、私は本当にこの事業は大事で、よかったなあと思っております。これは何回も申し上げておりますが。ただ、教育委員会のほうからも、公平により多くの中学生の方々に体験してもらいたい、やはりその中には、みんなでそこに旅行に行くことも含めて、そういったことで公平に持っていきたい。選抜された方だけでなしに、より多くの中学生、みんなが参加できること、そういったことを踏まえて教育会議の中でも話が出たことは事実でございますので、その中にありまして、私自身も公平にというところで、より多くの中学生、選抜されただけでなしに、そういったことに教育委員会のほうからも御意見がございましたので、今現在はそういったところから教育委員会も考えておるものと思っております。その中のことが、先ほど企画部長からも説明があった部分の一つかなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の答弁ですけど、これは昨年からちょっと変わっておらへんですね。そのお話は私もお聞きしています。そこから、どのように検討されて進めてきておるのかということが私のお聞きしたいところですけども、同じような話ばかりでは全然進展がないというふうに思わざるを得ないというふうに思います。

次に、教育長にお伺いしますけれども、私は12月議会で、教育長が答弁をされておることですけれども、瑞穂市として平和学習に取り組んでいないということを答弁されております。これは私の質問ではございませんけれども、私はその席におりまして、この発言はいかがなものかと。つまり、非核・平和都市宣言を行っているまちとして、瑞穂市として、その教育長と

して、これは恥ずかしい答弁ではないかと思うわけですが、その辺はどのようにお考えなのかをお答えしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ただいま小川議員さんから御質問を受けたことにつきまして、12月議会で平和学習について答弁した内容につきまして、再度確認の意味で答弁も含めてさせていただきますと思います。

このようにお答えさせていただいております。平和について学んだり、戦争の悲惨なことについて理解したりする学習は、教科などの授業の中で教材として扱われております。よって、市内の全ての小・中学校において児童・生徒は学習しております。ただし、生徒会活動であるとか、総合的な学習の時間等の時間を使って、学校が独自の取り組みとしては行っていませんという内容でございました。

さらに具体的に言いますと、教科の授業というのは、どの学校でも教科書をもとに学習します。よって、教科書にある教材は全ての学校で授業として実施しております。実際には、戦争や平和に関する学習内容を通して、戦争の恐ろしさとか平和のとうとさ、二度と戦争を起しはけないといったことを学んでおります。

例えばということで紹介させていただいたのが、小学校の国語、3年生の例えば「ちいちゃんのかげおくり」という物語教材がございます。中学校の国語でも、1年生で「大人になれなかった弟たちに…」という物語教材がございます。

これらの物語教材は、本文の読み取りを通して、当時の社会、あるいは人々の様子を想像したり、筆者の思いについて考えたりすることで、戦争の恐ろしさや平和のとうとさについて学習します。

ほかにも、英語の教材でも平和について考えたり学んだりする単元がございます。そして、平和な世界をつくり上げていくために自分自身ができることについて学習をしております。

このように、まとめますと、どの学校においても特別な取り組みはないものの、教科の学習を通して平和学習に取り組んでいるという答弁をさせていただきました。

ここで、各学校で特別な取り組みがないということを言いましたが、これについては少し加えて説明をさせていただきます。

学校教育には、この社会の変化が激しい状況の中で、その変化するたびに、〇〇教育というものが求められてきています。少し例を挙げさせていただきます。環境教育、消費者教育、人権教育、健康教育、安全教育、ふるさと教育、国際理解教育、主権者教育、福祉教育、キャリア教育、防災教育。挙げれば80を超えると言われております。間もなく100を超えていくだろうとまで分析している教育学者も見えるほどでございます。

学校では、学習指導要領に示されている学習をしなければならない。そして、それを決めら

れた時間の中で実施しなければならないところがございます。先ほど述べさせていただいた〇〇教育というのは、学習指導要領以外の教育でございます。全てを組み込むことは困難です。これは教員の多忙化にもつながるといこともございます。学校は教科の中で指導できることについては、重ね合わせて取り組んでいくという考え方でやっております。

市内の中の学校でいいますと、穂積中学校はキャリア教育をやっていますし、本田小学校は人権教育をやっています。西小学校は図書館教育といったもので学校の実態であるとか伝統に基づいて、学校は進めてきております。

ですから、平和教育について、現状としては教科の中でしっかりやっておりますので、特別にやっているということはありません。ただ、小・中学生も瑞穂市民の一人ですので、先ほどの市が主催する平和に関する事業についても積極的に参加するという構えでございます。

昨年の平和コンサートにつきましても、穂積中学校2年生が参加しましたが、当日だけではございません。事前の学習があり、事前に合唱の練習も何度もやっております。そういった中で出演しているということも御理解いただいて、ことしも岐阜空襲を扱った演劇には積極的に参加するよう教育委員会から働きかけていきたいと思っております。長くなって申しわけありませんが、以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ、ピースメッセンジャー事業でありますけれども、被爆地への派遣事業、真剣に検討していただいて、再検討を市長にお願いしたいということを申し上げて、発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後1時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まずもって、お昼のお忙しい時間にもかかわらず、傍聴にお越しくささいましてありがとうございます。限られた時間ではありますが、皆様の代弁者として質問させていただきますので、最後までよろしく願いいたします。

政府は、ことし1月で景気拡大が73カ月となり、これまで最長としてきたいざなみ景気を超

え、戦後最大の景気拡大だと胸を張っております。しかし、私もそうですが、地方中小企業経営者からすれば、効果があるとは思えず、むしろ低下傾向にあるのではないかと思います。

景気拡大の恩恵は大手企業に集中し、中小企業は人手不足による人件費の高騰、大手依存率のアップ、さまざまな要因を考えて企業格差が深刻な問題になりつつあると考えます。さらに言えば厚労省の統計不正の発覚により、この景気はそんたくデータに支えられたものではないかと、今その信憑性が問われているところであります。

また、日銀が行った生活意識調査では、景気は1年後には、アベノミクス前の水準に悪化するとの見通しですが、この10月の消費税増税が始まれば、景気悪化は具体的なものになると思われまます。

地方公共団体もその影響を大きく受けることになると思いますが、こういった時代は首長の鋭い洞察力と強い指導力によって乗り切らねばなりません。後の6月議会において、市長が指導力を発揮し、どう答弁なさるかは、この4月に市民の判断を仰ぎ、託されるわけですが、きょうはさすが市長と言われる答弁を期待しております。

本日の質問は、下水道事業についてと公共施設の照明器具についての2つです。特に下水道事業は、市長の配付されたリーフレットに記載されておりましたので、今後の方向性がいよいよ形になったと期待しての質問であります。

これよりは質問席より質問させていただきます。

瑞穂市の下水道計画は、基本的に市街化区域は公共下水道で、そのほかは個人の合併浄化槽で計画されています。これは事業費と耐用年数を考慮した維持管理費、ライフサイクルコストの経済性を優先しての決定かと思えます。さらに都市計画法にある市街化区域は公共下水道で整備するという解釈も本計画に影響していると思われまます。

ただ、ある市民団体の資料によれば、この解釈は間違いだったと平成28年3月2日に市は認めているということですから、もしこれが本当であるなら、市は大きな間違いを犯したことになります。

いずれにしても経済性を第一に考えての計画かと思えますが、この計画は10年前に策定された計画であります。公共下水道整備がおくれにおくれている当市は、この10年で市の情勢が大きく変化しているのではないのでしょうか。人口動態、高齢化率、家族構成、さらにはデータが示す水洗化率など、見直しが必要な点が多くあると思えます。また、大もとである国土交通省自体が、新しい時代の下水道政策のあり方と称しての課題を提起しております。

そこで、お尋ねいたします。

計画における試算は10年ほど前のもものとなりますが、現在の試算においても、この経済性は変わらないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、松野議員の御質問についてお答えいたします。

瑞穂市の汚水処理施設整備構想は、議員御指摘のとおり、市街化区域を公共下水道、市街化区域外については、集合処理と個別処理の経済比較により下水道区域と浄化槽区域を定めています。この構想のもとになっておりますのは、平成20年度策定の瑞穂市下水道基本構想であります。

この構想策定の後、平成26年1月に国の汚水処理施設整備構想マニュアルが改定となりました。集合処理と個別処理の経済比較の諸元が変更になったことから、岐阜県では、平成27年度から各市町村に汚水処理整備構想の見直しを行うように指摘がありました。これに基づき見直しを行ったものが、現在、公表しております瑞穂市汚水処理施設整備構想であります。

この構想は平成20年度策定の構想と比較し、市街化区域外においては若干の区域変更があるものの、整備構想を見直すなどの大きな変更はなく、20年度構想とほぼ変わらないものとなっております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 加味すべき項目は年々増加していると思います。サービスの持続的提供や浸水被害の軽減、そして環境に優しい地域、社会づくりなど、総合的な判断が求められると思います。修正が可能なところであれば、しっかり対応していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

ある市民団体さんが下水道計画に対する意見書を提出されております。また、それらをまとめた会報誌があらこちらに配付されておりますが、平成31年2月号にその意見書と、市長と面談したときの議事録が添付されています。

この議事録、要点のみを記載しているのか、また全文なのかはわかりませんが、公的な議事録ではありません。ただ、その中で市長は、意見書を頂戴したので、北方町や本巣市の現状や課題をデータにして勉強し、分析に入りたいという発言をされております。北方町や本巣市、また当市はそれぞれ情勢も違い、単純に同じ土俵での分析とはいかないでしょうが、少なくとも共通の課題はあろうかと思えます。

そこで、質問いたします。

近隣市町の状況を見て、下水道事業について当市が配慮しなければならない課題はどういった事項になるのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問ですが、これまで各市町村の下水道計画について、さまざまな観点から比較検討を行っております。しかし、おのおのの自治体ごとに地域特性がありますので、議員御指摘のとおり、単純に比較できるものではないと考えております。



しかし、市街化区域の汚水処理や雨水排除については、ほかの自治体の状況を参考にしましても、やはり公共下水道で整備するものだと認識しております。

先ほども申し上げましたとおり、市街化区域を公共下水道、市街化区域外については集合処理と個別処理の経済比較により計画を定めておりますが、課題としまして考えられることは、下水道整備が完了するまでには、事業計画を数回に分けて協議することになります。市街化区域外については、事業計画を協議するごとに下水道区域とすべきか、浄化槽区域とすべきかについて比較検討し、経済性などを考えて進める必要があると考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 部長の答弁のほうでおおよそは理解はできました。しかし、この議事録に対する御答弁は市長がなされております。再度質問させていただきますが、今回、リーフレットに記載された市長にお尋ねしたいと思います。

市民団体さんには、近隣市町の状況や課題を勉強と発言されておりますが、公共下水道事業はかなり前から計画されております。今さら分析では、事業そのものの方向性が決まっていなと推測されても仕方がないかと思われまので、市長の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、松野議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

せんだっての意見交換会と申しますか、その会のことはちょっと横に置いておきまして、それから以降、そして今現在で、この瑞穂市内の住宅の状況、そして人口密度、そういったことを鑑みながら、また一昨年台風21号、そしてまた昨年の7月の集中豪雨、そしてその後の台風21号、そういったところを鑑みて、面積がまず狭いところに非常に人口密度がさらに高くなってきておると。

その中で、最近例えば住宅をおつくりになられる方々の住宅、こちら50坪台の前半、50坪から55坪の分譲地、もしくは宅地ですね。そういった非常に狭いところに引っ越してきておられる。そんな中において浄化槽の占める割合、そしてまたその方々がいずれまた浄化槽を取りかえなきゃいけないときの状態、そういったこととか、それから基本的な人口密度ですね。これがやはり岐阜市に次いで非常に高くなってきております。そして、先ほど申しました集中豪雨、そしてまた台風、そういったときの雨水の問題、さまざまなものを考えながら、やはり下水というものの必要性、それを十分に考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 次の質問に移ります。

市民団体さんの意見書ですが、実によく勉強されているものと感心しております。資料から総合的に判断しますと、個人合併浄化槽や市町村設置型合併浄化槽も含め、改めて経済性等を試算し、計画の見直しも視野に入れた総合的な検証を要望されております。

市長はこの意見書については、しっかりと各部署と相談すると言われておりますが、この意見に対する市の回答をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今御質問にありました市民団体は、瑞穂市の汚水処理施設整備構想について熱心に考えていただいている団体で、大変貴重な御意見をいただいておりますと認識しております。

御質問の内容は、主に公共下水道の財政計画についてであり、この部分に関しましては、現在、見直しを行っております瑞穂市公共下水道全体計画の修正の中で、財政計画の面も見直しを行っておりますのでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 最初の質問で御答弁いただいたとおり、ライフサイクルコストは、当初の計画どおり進めるのが一番経済性にすぐれているという判断かと思われますので、この意見書には丁寧な回答をもって、十分納得していただく必要があるかと思えます。

また、ここへ来て市長は分析検討では、この4年間は何だったのかと言われないように、次の質問の答弁に期待をします。

前々回の堀議員の下水道に関する一般質問で、市長は雨水処理についても発言されております。下水道事業は汚水だけでなく雨水のことも必要だ。集中豪雨で身を持って認識したという答弁をされています。確かに公共下水道事業であれば、雨水処理事業に対しても補助金を利用して整備はできます。昨年の豪雨では、新堀川沿いの稲里や野田新田で被害が出ております。これは私が質問をさせていただいたところであります。また、古橋地区には、早急に雨水処理に取り組みねばならない地区があります。

市民の命や財産が危険にさらされているのですから、市は速やかに施策を講じなければなりません。市長は雨水処理の観点からも、処理場予定地の皆様の御理解を得たい等の発言をされていますから、市街化区域は公共下水事業の補助金を利用して雨水対策をしたいとお考えかと思えますが、いま一度雨水に対する整備方針をお聞きしたいのと、今申し上げた稲里、野田新田や古橋地区に対しては、早急なる雨水対策が必要かと思えます。この地区への対応はどのように考えているのか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 稲里、野田地区における道路冠水は、1級河川新堀川上流一部

において、後背地が下流側に比べてすり鉢状で低いことや、国道21号北側の新堀川の河岸高が低く河川断面も狭いことから、増水時に新堀川から溢水すること等により発生しております。

これらの状況を踏まえ、国道21号上流部の新堀川におきまして、県による河川改修が進められるということで、平成30年12月20日に新堀川河川改修に関する事業説明会が開催されました。

その説明会では、国道21号上流部の新堀川において、河道掘削や堤防高を確保するためのパラペットの設置、樋管への逆水防止のふたの設置等による河川改修が実施されるとのことでした。この河川改修による河岸高のかさ上げと河川断面の確保は、非常に有効であると考えております。

また、国道21号南側の野田新田の一部地区で、全ての排水が国道21号北側の新堀川に流下する排水系統となっているところでは、この河川改修との連携を図り、内水排除の中でバイパス的な雨水排水系統を変更することも有効ではないかと考えております。

これらを総合的に進めていくために、県事業との連携を図るとともに、県にて新堀川に設置されました危機管理型水位計による洪水時の水位データを観測・収集し、観測水位データと、この地点での道路冠水との相関関係を検証することにより、効果的な手法を検討していくことが必要であると考えております。

また、県の新堀川河川改修事業につきましては、早期に完成に向けた事業促進に対する積極的な要望活動を実施することも必要であると考えております。

次に、古橋地区における道路冠水対策につきましては、内水排除対策のための排水路整備計画としまして、過去の冠水被害の状況や水路断面、流下能力、縦断勾配等を調査し、そのデータに基づく西排水路の整備計画（案）を作成してまいります。この計画（案）につきましては、平成31年1月末より地元自治会役員への説明及び意見聴取を行っているところでございます。この整備計画（案）につきましては、1級河川の宝江川を起点とした上流約320メートルの地点から上流区間を優先的に整備する計画であり、この地点での下流側の既設水路合流点には、一時的に雨水を貯留させて一度に下流側へ流下させないよう、対策を講じるための調整池を設ける計画（案）としております。

そのような状況の中で、本年度は計画（案）の調整と暫定的な冠水対策として、中宮地区における出水時の排水を分流させるためのゲートの設置を進めておりますが、平成31年度からは、西排水路整備計画（案）に関する説明会での御意見を踏まえ、計画内容等の見直しを行った後に、西排水路沿線住民への説明会や調整池等の詳細設計、用地補償調査を行い、その後、事業用地の取得、工事への施工へと事業を進める予定としております。

これらはいずれにしましても、古橋地区のように内水排除を進めるに当たり、下水道事業として汚水排除整備と雨水排除整備とあわせて事業を進めることにより、内水排除における費用の国からの財源が確保できる点においては、下水道事業に着手することは、非常に重要なポイ

ントであるというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 瑞穂市公共下水道全体計画第9章、財政計画の策定修正版を拝見しますと、雨水事業における幹線水路の改修工事費は140億円ほどになっております。これは田畑などの湛水能力がないものとしての試算ですが、実際はこれに支線水路の勾配を確保するための可変側溝などの整備も必要ですから、雨水処理にかなりの整備費がかかるわけです。

公共下水道事業は、雨水事業にも50%の補助金がありますので、やはり財政的には大きな負担軽減になるものと思われま。また、現在困っている地区に対しましては、短期的な応急措置と長期的な整備事業の組み合わせも必要かと個人的には考えております。

それでは、次の質問に移ります。

公共下水道が整備されずして企業誘致ができるのか。こういう疑問を持つのは私だけでしょうか。市長は4年前のマニフェストでも企業誘致と言っておられますし、先日目にした市長の新しいリーフレットでも、工場や店舗の積極的誘致を上げておられます。小さな店舗ならともかく、それなりの従業員を有する企業に、下水はないから大規模な合併浄化槽を整備してくれとって本当に企業誘致が可能だと思われるかどうか、私にはわかりません。公約を果たすため、いや、このまちの発展のための企業誘致ですから大切な施策であります。公共下水道の整備なくして企業誘致が本当に可能なのでしょうか。リーフレットに記載してある以上、これは市長にお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 当然、下水道の整備、こちらにつきまして、企業誘致にどのように影響しているかということは、決して有利ではないと思います。有利な場合は、やはりしっかりとした下水というのは当然必要だと思いますが、本当にそこまで管路を延ばすには、まだまだ時間がかかるかもしれません、行く行くはちゃんと下水ができるものだという認識を企業誘致の際に申し上げる、そういったことも大事ななと思っております。ですから、決して有利とは思っていないというところだけ、今、回答としてさせていただきます。ですから、その分、やはり下水ということも求められるものだということは言えるんじゃないかなと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 補足のようになっちゃいますけれども、企業や事業所が新たに建物を建築する場合は、公共下水道整備がされていなければ、議員御指摘のとおり、合併浄化槽を設置することになります。ですので、一般家庭の浄化槽より大きな浄化槽を設置しなければならない可能性が高いです。これには、数百万や、場合によっては数千万円の費用を負担されることとなりますので、そのためにも議員が御指摘されたとおり、企業が進出する条件とし

ては、公共下水道整備区域であることは重要な条件になっていると考えております。ですので、やはり企業誘致を行いますには、下水道事業というものが大事な基盤整備だと認識しております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） やはり順番というのが恐らく重要かと思えます。近隣市町では下水道事業がほとんど終わっている市町村もございますし、そういったところは積極的に企業誘致がどんどん進んでいるということは、私も理解しております。

それでは、次の質問です。

今、瑞穂市公共下水道全体計画及び下水道法事業計画並びに都市計画事業認可申請図書修正業務が委託されております。これは岐阜県及び瑞穂市の汚水処理施設整備構想と、瑞穂市公共下水道全体計画について整合性を図るものであります。

昨年9月の議会で補正予算が計上され、この3月に即繰り越しとして補正されておりますので、私が思うには、委託業者は決まったものと理解しております。

そこで質問ですが、この修正計画はいつわかるのか。市の新たな構想を教えてくださいのと、私の解釈ですが、修正委託をしたということは、当初の計画どおりに公共下水道事業を進める計画と理解しております。そのあたりもあわせて御答弁をください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 瑞穂市公共下水道の全体計画は、先ほども申し上げましたが、現在、県の汚水処理施設整備構想との整合を図るために修正中であります。この計画修正の業務委託の期間は2019年、ことしの7月末となっておりますが、可能な限り早期に計画の修正を行いまして、ホームページ等にも計画を公表し、早期に下水道事業を進めてまいりたいという考えは変わっておりません。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） では、ことしの7月ごろにはわかるということであります。

いよいよ下水道事業を進めるという御答弁をいただきました。しかし、問題は用地買収だと思います。しかるべき自治会に説明をし理解が得られるよう、真摯に話し合う必要があると思います。都市計画事業認可申請図書修正業務の委託が決まったわけですから、行政一丸となって進めていく上で、市長本人から御答弁をいただきたく下水道事業最後の質問をいたします。

きょう、下水道に関する質問をいろいろさせていただきました。私も専門ではないので、うまく説明できないところもありますし、また御答弁を正しく理解できるか自信はありません。ただ、下水整備を早期に必要としている市民が見えること。また、下水施設に反対している市

民が見えること。市の財政を心配している市民が見えることは確かであります。また、下水道事業は補助金という利点もありながら、大きな財政負担になることも理解はできます。

市長は市民団体さんとの協議では、公共下水道での整備という言葉は使われず、データ化、分析という言葉でその答えを先延ばししておられます。一方、雨水処理では公共下水道の必要性を述べられております。さきの質問の修正業務を鑑みても、下水道整備に向け、行政は着々と進めていると思われまふ。大変失礼な言い方ですが、部長は進める、市長は近隣市町を含めた分析。進めるのか、これからさらに分析するのか、真意がわかりません。

市長は新しいリーフレットに下水道事業の推進と書いておられます。認可申請図書修正業務が決まったタイミングから記載されたのだと私は解釈しております。まさかと思いますが、できないことを書いているわけではありませんね。

企業誘致には、交通アクセスや土地の価格等、さまざま要因が絡んできます。交通アクセスで言えば本巢市や大野町……。

〔「地震」の声あり〕

○1番（松野貴志君） ちょっと今、揺れておるね、何か。

済みません。続けてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） どうぞ、松野君。続けてください。

○1番（松野貴志君） はい、わかりました。

交通アクセスで言えば、本巢市や大野町、安八町にインターができ、圧倒的に有利です。土地の価格においても近隣市町が有利で、当市は不利な状況下にあります。近年はどこの自治体も企業誘致に力を入れております。優遇措置として上下水道の使用料金の軽減を打ち出す市町村も少なくありません。

こういった競争の激しい中、下水道が整備されていない当市への企業誘致は極めて困難であります。新しいリーフレットに下水道推進とうたわれた以上、やるのか、やらないのかはっきりとこの場で明言していただきたいです。おくれにおくれている下水道事業を今後どのように進めるのか、具体的に市長に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 公共下水道は、瑞穂市にとっては、先ほどもお話ししましたとおり必要なインフラ整備でありますので、必ず整備しなければいけない施設であると考えております。この事業を進めるには、多くの市民の御理解や下水道処理用地の地権者などの御理解も必要になります。そのため、関係する方々の理解を得ながら、法的事項の進め、来年度中には、ぜひ下水道事業着手を行っていきたくと考えておるところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに今部長のほうから回答がありましたとおり、潮の目といいますか、

やはりこれだけ人口がふえてきて、なおかつ、せんだっての地方自治体戦略2040年の研究会からは、やはり2040年でも人口が伸びる1,724の自治体の中で、わずか112の中に選ばれている瑞穂市でございます。岐阜県では、わずか瑞穂市1市のみであります。やはりそういったところもインフラがしっかりしている、そういったまちになるであろうというところの意味も当然あるのかなと思っております。また、当然地の利のよさということもあるかもしれません。そんな中からも、非常にやはり私たちもいろいろ考えてまいりました中にありまして、いよいよ進めなきゃいけないなということは認識しております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 下水は進めていかれるということでよろしいですね、市長。そうですね。それであれば、リーフレットとの整合性も図れますし、今後は一貫性と強い決定力を発揮して、雨水処理を含めた公共下水道事業を進めていただくことを願ひまして、次の質問に移ります。

2つの目の質問ですが、公共施設の照明器具について御質問させていただきます。

市内には多くの公共施設がありますが、電気代の削減を考えるなら照明器具のLED化かと思ひます。そこでお聞きしたいのですが、防犯灯、要は街路灯を含めて、市内公共施設の照明器具のLED化はどの程度進んでいるのでしょうか。また、今後もLED化を進めるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の質問にお答えいたします。

穂積庁舎のLED化について、まずもってお答えいたします。

穂積庁舎につきましては、第1庁舎の電気室等の北側にあります廊下と正面玄関を入ったところに階段を設けてございますが、その上の天井の部分、そして公室に設置してありますということで、全体におけるLED化については、わずかとなっております。

今後、LED化照明への改修につきましては、国の方針などもあります。庁舎の建てかえを予定しておりますので、全体を鑑みて二重投資とならないようにと考えているところでございます。

また、生涯学習課所管施設のLED化につきましては、図書館においては、今年度LED化における設計業務の委託契約を締結しております。工事を次年度の第1期工事として図書館開架部分の照明のLED化、その後にも第2期工事として、それ以外をLED化する予定をしているところでございます。

次に、街路灯についての御質問でございますが、ことしの2月末時点で市が管理している街路灯は4,694基あります。このうちLED灯については162基でございます。そのため、LED化率は3.5%となっております。

今後の街路灯のLED化についてですが、昨年4月に瑞穂市街路灯の設置及び管理に関する取扱要綱を改正し、街路灯の灯具にLED灯を位置づけるとともに、現在は劣化等による灯具交換を行う場合や新規で街路灯を設置する際には、従来のナトリウム灯ではなくLED灯を設置する方針で進めております。よって、徐々にではありますが、LED灯への転換を図っている状況でございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） 先ほど総務部長が穂積庁舎のLED化率について御説明させていただきましたが、巢南庁舎について御答弁させていただきます。

まず照明器具のLED化の率についてですが、巢南庁舎については、主に夜間に点灯させている玄関のダウンライトと庁舎北の駐車場などの街路灯、事務室内で破損した照明器具を変更し、球数ですが、31球についてLED化をいたしました。

また、今後のLED化についてですが、巢南庁舎については、庁舎将来構想では、新庁舎建設までに公共施設等総合計画等によって検討するとあり、また公共施設個別計画では、新庁舎建設に伴い機能移転、建物は用途を見直して周辺施設と集約とあります。このこともあり、現在の巢南庁舎の機能が新庁舎へ移転された後には、施設内の区画変更など改修が必要となる場合があります。この場合、照明器具の移動や取りかえ等が発生すると思われれます。現在は大きな予算をかけることなく、使用不能となった器具についてLED化を進めていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） これからの照明器具はSSL化、要は半導体照明を目指しております。

半導体照明と言えばLEDであります。近年は有機ELや半導体レーザーを含んで考えられておりますが、やはり主流はLED照明になります。これは、電気使用量の削減などが地球環境に貢献するということになるからです。行政としては早急にLED化を図るべきと考えます。

続きまして、LED照明器具の利点は電気代が安くなり、耐用年数が長いことです。欠点は価格そのものが高いこととあります。この財政難の折、LED化に投資するわけにはいきません。

そこで提案ですが、このLED照明器具をレンタルしてはどうかということです。現状の電気代とLEDにした場合の電気代は算出ができるはずですが、要は電気代が下がった金額からレンタル代金が賄えればいいのです。仮に1,000万円電気代が安くなり、レンタル料が700万円なら300万円得することになります。初期投資の要らない経費削減案です。一度こういった検討が必要かと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

また、将来的に閉鎖の可能性がある巢南庁舎を含めた施設を安価なレンタルで検討する考え



はないのか、あわせてお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えします。

平成29年の議会においても、松野議員より同様の質問があったかと思えます。そのとき、LED照明器具をレンタルすることにより、どの程度メリットがあるかについて検討をしてみました。その結果、国からの補助金もついたレンタル事業を行うより、その都度修繕を行ったほうがよいということが、その事業を提案した事業者から示されたところで、そのとき事業を見送ることとなりました。

具体的には、瑞穂市建物系公共施設個別施設計画のうち、統廃合が見込まれない施設の図面を事業者を提供し、省エネ効果が見込めない施設等を除外しました。その後、最も省エネ効果が見込める施設で詳細調査を行った結果、導入コストが高いことや、電気料金の削減が見込みより大きく少ないことが判明しました。今後は全体の状況に変化があれば、再度検討していきたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） 今、総務部長が答弁させていただきました巢南庁舎についても、この事業での検討施設となっておりますが、同様に見送りとなりました。

また、概算ではございますが、庁舎で75%ぐらい使用しています代表的な直管の蛍光灯について、電球のLED化及びその器具代について、試算を大まかですがしました。現在の電気代の料金体系が続き、その料金の累計額を器具代が下回るようになると思われるのは、約10年以上を要すると思われます。このこともあり、さきに御答弁させていただきました新庁舎建設後の巢南庁舎の課題もあり、個別の修繕等でLED化などを対応していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 既に自治体でレンタル化を実施しているところもあると聞いておりますので、ぜひ御検討をまたお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問です。

PCBについてお尋ねいたします。

今、テレビコマーシャルでも呼びかけておりますが、PCB廃棄物の処理がPCB特措法により義務づけられております。PCB、すなわちポリ塩化ビフェニルは、古い変圧器やコンデンサー、安定器といった電気機器等に使用されている極めて有害な物質であります。特に安定器は古い工場や学校等の施設に使用されていた蛍光灯が対象になっております。当市においては大丈夫かと思えますが、このPCB特措法の対象となる電気機器の使用はされているのか。また、処理はされているのかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのPCB廃棄物の処理についての質問にお答えいたします。

PCB廃棄物は濃度などにより処分先も異なりますので、それぞれ処理をしてまいりました。まず平成25年度に安定器を除く高濃度のPCB廃棄物を、平成26年度には低濃度のPCB廃棄物を処分したところでございます。しかし、電気室の改修工事等で低濃度廃棄物が発見されることがありましたので、低濃度PCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に定めてある期限である2027年、平成39年3月31日までに処分をいたします。そして安定器につきましては、平成28年度に処理業者に登録済みですので、平成32年度に処分を予定しているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 以上で私の一般質問は終わりますが、何度も申し上げますが、やはり下水道を進めていただきたいと、また雨水処理をしていただきたいと思ってみえる地区もありますし、また逆に下水はやめるべきだという方々も多くお見えになります。そんな中、今回、市長はリーフレットのほうでは、進めますと、推進すると書いてありますし、先ほどの発言からもやっていくということで御決断をしていただきました。

しかし、やはりどうしてもおこなってしまう場合もあるかと思えます。であるならば、おこなうのであれば、企業誘致などは夢のまた夢になります。それより大型企業の誘致は近隣市町に、当市はベッドタウン化を推進しながら中小施設の店舗誘致に絞り込み、巢南地区の人口増加を促し、子育てしやすい環境整備、特に放課後児童クラブや、これからふえる外国人労働者のお子さんたちが日本語を学べる施設を設置し、安全第一のインフラ整備を行い、駅前開発を進め、住みよいまちにしてから下水道事業の御理解を市民に賜り、下水道処理地区と合併浄化槽処理地区と再度線引きをし、瑞穂市の発展に努めますという内容であれば、私は理解できます。必ずやり遂げていただきたいということを強く要望させてもらいまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりしばらく休憩をとります。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時08分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

私の一般質問は、主に公共下水道事業における財政計画の見直しについてをメインに質問させていただきます。

公共下水道については、私は何回もこの議会で質問させていただいています。公共下水道がだめということではないんです。条件があるんです。公共下水道を実施するには、人口が決して減らない。増加するか、またはある一定のレベルでずっと同じ人数の人口がある場合、そして下水道への接続率がほぼ100%という条件のもとで、かつ人口密度が非常に高い場合、私は公共下水道はありと思います。

そして、日本ではこの公共下水道が始まったときには、まだ家庭の浄化は個別浄化槽だったんです。個別浄化槽では生活排水はきれいにできない。ですから、公共下水道が進んでいるんです。しかも当時は高度経済成長、日本も成長する、人口もふえる、その中でやってきておるわけです。

ただ、今、この公共下水道をやった自治体で苦労しているところはたくさんあります。それは後ほど説明させていただきます。何に苦労しているか、財政です。巨大な投資をして、巨大な施設をつくった。その後、維持していかないといけない。維持するには皆さんの使用料からの財源で賄える。ところが、人口がこれから減ってきている。結果、多くの自治体で一般財源から赤字補填をしているという状況の中で、私もこの後、自席に戻って、瑞穂市の財政は本当に大丈夫かという視点で再度質問させていただきます。

以下、自席で質問させていただきます。

今、瑞穂市の公共下水道事業における財政計画が出ていますけれども、その財政計画の内容についての現状の見解、先ほど松野議員の質問でもありましたけれども、再度、簡単に述べていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

この財政計画は、平成28年3月に策定したもので、平成24年3月策定の公共下水道全体計画の一部を見直したものでございます。現在、瑞穂市公共下水道全体計画、下水道法事業計画書及び都市計画事業認可図書を平成30年3月策定の瑞穂市汚水処理施設整備構想と整合を図るために修正中であり、この修正作業において財政計画の見直しを行っている最中でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 見直しをしているということだけで、具体的な内容がないので、それはこの後の質問でお聞きしますけれども、次の質問ですけれども、先ほどの松野議員の質問の中にありました。ことしの1月29日、みんなの瑞穂・明日をつくる会と市長が面談をされまして

意見書を受け取られました。そして、そのときに検証するということをおっしゃられました。検証について、その状況をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいま議員の御質問のみんなの瑞穂・明日をつくる会の意見書での検証とは、公共下水道瑞穂処理区の財政計画のことだと思います。

先ほども申し上げましたが、現在、図書の修正を行っておりますので、財政計画についても、現状の社会情勢に合わせ見直しを行っているところであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 当初の修正というのは、県の仕様の変更に基づいての修正だと思うので、財政計画そのものについての見直しを具体的に今からお聞きします。

財政計画書によると、水洗化人口ですね。下水道につなげる人口が平成100年、今から約70年後です。財政計画によると平成100年、今から70年後に、その下水道につなげている人口が4万2,470人となっています。しかもこの人口は、事業着手から減っていないんですね。ずうっとふえているというデータで財政計画をしているというのは間違いないですよ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 現在の財政計画の計画人口及び区域内人口は、第2次総合計画の人口推計に基づいているものであります。また、水洗化人口につきましては、平成10年度以降、岐阜県内市町村の水洗化率の平均と瑞穂市のコミュニティ・プラントの別府処理区の実績の数値を参考に下方向修正して算定しているものでありますので、合理性があるとは考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 言葉で、そういう考え方で数字は出しているというのは読めばわかるんですけども、この財政計画書の中にこういう一文があるんです。整備人口について、瑞穂市人口推計資料より人口推計値を算出（直線補完）、そうなんです。人口がずうっと伸びて決して減るということを想定しない想定で計算値をやっている。その結果、財政計画を見ると、水洗にしている人はずうっと伸び続けている、決して減っていない。しかも、最終的に平成100年に4万2,000。これ、誰が考えてもあり得ないでしょう。

合理的というのは除いて、この数字というのがあり得るかどうか、市長、いかがですか。これは部長さんに答えていただくよりも市長に答えていただきたい。それはなぜか。先ほど松野議員の質問で下水道をやると明言されている。当然、財政計画もこれをよく読み込んで、財政もいいという判断でやるということだと思いますけれども、今言ったようなデータに基づいて

いる財政計画なんですけれども、市長のお考えをお聞かせください。

いや、市長、御自分の判断ですよ。平成100年に、今から70年後に人口がふえ続けるというデータで財政計画に基づいています、それについて。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 平成100年の人口についてですね。これはどこもやはり仮定でしかできないと思いますが、その仮定の中で出された人口だと思いますが、今現在、私どもがデータの中、及びこのような伸び率を示すであろうということをおっしゃっている中で御説明を申し上げますと、社人研におきましては2030年まで、そして、全国自治体1,724の中においては、2040年まで瑞穂市は人口が伸びるという研究結果は出ております。

以上、報告といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 答えていないですよ。答えてくださいよ、私の質問に対して。私の質問に答えていないということをお覚されますか。私は平成100年に人口がずうっと、接続率がふえ続けて、4万2,470人という計画でやっているということについて、正しいかどうか、そうだなあと思うかどうかを聞いているんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの人口推計の関係ですけれども、この財政計画は28年度に見直しでございます。そのときの時点での修正となりますので、その数字を使った財政計画となっておりますので、そこを今回見直して平成29年9月に改定版として瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございます。こちらの人口推計が、瑞穂市としての推計が出ていますので、これに基づき、今全体計画に合わせて財政計画を見直しておるところでございますので、そこを御理解いただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 平成100年を現在のデータで、やっぱり一番近いものを入れるべきだと思います。それはやられるというふうに解釈させていただきます。

なぜ私がここまで言うかということ、接続者がそれだけふえ続けるから下水道事業が成り立っているという財政計画になっているんです。実はそれだけ接続者が行かないということが明らかにもかかわらず、そこを言いたいんです。下水道に接続する人が、もっとがくと減る中で、この下水道事業は、本当に瑞穂市の財政でやっていけるのかというところを検証してほしいわけです。

実際のほかの自治体がどうなっているかというのを紹介させていただきます。

ここに、岐阜県浄化槽連合会公益社団法人がまとめました岐阜県内における市町村の平成28年度下水道財政をまとめたデータがあります。まず全市町村全て下水道をやっている市町村は赤字で一般会計から補填しています。瑞穂市と人口規模が近いところを紹介します。

羽島市、人口6万8,000、一般会計からの補填金額11億。恵那市、人口5万、一般会計補填金額6億8,000万。土岐市、人口5万9,000、一般会計補填5億6,000万。郡上市、人口4万3,000、一般会計からの補填11億。どの市町村も利用者だけの利用料だけで賄えないんです。そうですね。維持費もかかるんです。初期投資に莫大な工事費をかけている、その返済もしないといけない。接続率も下がる。こういう状況の中で、本当に瑞穂市は今、下水道をやっているのかというのを問うているんです。

瑞穂市は残念ながらもう一つ、財政上難しいなと明らかに思われる点があります。それは何か。下水道をしてこなかったために、半数以上、5割6分の56%の世帯でもう合併浄化槽をやっているんです。残り44%の世帯が単独浄化槽かくみ取りなんです。そうすると、この状態で公共下水道を引いたときに、合併浄化槽を既につけているところは、合併浄化槽をとめて公共下水道に結ぶか。この世帯は残念ながら少ないでしょう。なぜか。まず下水道に接続するのに負担金を求められる。大体15万ぐらいです。プラス、自分の敷地内の配管の切り回しをしないとけない。工事費もかかる。それだけのお金をかけて合併浄化槽をやっているおうちが下水道につなぐか。ここでも下水道に接続する率が下がってきます。という状況からして、財政が本当にもつかということで、正しい検証をすべきだと言っているんです。

もう一つ、違う視点で財政上の危惧とされることがあります。瑞穂市の公共施設の道路、橋、そして公共建築物、これらの今後の更新維持管理費用、これを市のほうでまとめられておられます。それによると、下水道を設けると、今、平均で28億ぐらい更新維持費がかかるという状況なんですけれども、さらに下水道をやると8億以上の費用がかかるという試算を明確に示している。今の瑞穂市の財政でそれができるんですか。

先ほど松野議員は、またほかの議員も共通の認識で、財政は決して潤沢でない。財政が厳しいという言葉をもど議員も言っています。私もそう思います。決して潤沢ではありません。財政力指数が1に行っていないですもん。さらに、これから高齢者、医療、子育てにもお金がよりかかるでしょう。もろもろのことを考えると、公共下水道をやって本当に大丈夫なんですか。

先ほど企業誘致の件がありました。私は公共下水道がないところに企業誘致、これは家庭と同じように、市が合併浄化槽に対して助成金を出せば企業誘致については支障はないと思います。各家庭の単独浄化槽、くみ取りを合併浄化槽にする。企業については市が補助金を出す。この汚水対策で瑞穂市の河川はきれいになり、かつ財政への負担は格段に違います。

ということを、再度訴えさせていただいて、今の関連の質問で雨水事業ですね。公共下水道事業で計画に併設されています。先ほどの松野議員にもありましたように、雨水事業の内容と

工事概算がどれぐらいになっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ちょっと僕も今、記憶が薄れているんですけども、恐らく114億か140億だったと思います、雨水事業に関しましてですね。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 140億です。先ほど松野議員もおっしゃいました。そして、この雨水事業ですね。全域にわたって今の雨水の側溝ですね。開渠になっている雨水排水路を見直して、かなりの部分で断面不足ということで側溝を整備する、140億。約半数近くは市が負担するわけです。これも、さらに先ほどの合併浄化槽の工事にプラスされるんですよ。

私は、先ほどの瑞穂市の洪水に対する対策については、犀川遊水地事業で大きく改善されまして、今もポンプの改修とか、そして去年の台風で被害があったところは、随時それに対応して県と協力して早急な対応をしている。このやり方でもって、雨水対策は公共下水道事業と抱き合わせではなくて進めるというやり方でいいと思います。

先ほど瑞穂市の公共施設等のこれからの更新維持管理費について説明させていただきましたけれども、一応質問事項として通告させていただいていますので、過去5年間の公共施設、道路とか橋梁も含めてのデータで出していただければと思いますけれども、更新維持管理費の実績値がどれほどになったかを公表していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。通告どおり、過去3年間の公共施設ということでお願いしたいと思います。

過去3年間の公共施設等の更新維持管理費の実績値ということですが、質問の意図から、当市における普通建設事業と維持補修費と考え、平成27年度から平成29年度までのそれぞれの決算額についてお答えさせていただきます。

まず平成27年度ですが、普通建設事業費と維持補修費を合わせておよそ31億円となっております。また、平成28年度はおよそ24億円となっており、平成29年度はおよそ25億円となっております。3年間の平均値を算出してみますと、おおよそ27億円となっております。ちなみに平成30年度の決算見込みですが、おおよそこれも27億円となっております。

ただ、平成27年度の31億円と、この年度だけ普通建設費が大幅に膨らんでおりますが、この年度については、国の第2次補正予算で補助金がついたことにより実施した西小学校の大規模改修工事や牛牧小学校の増築、約5億7,000万円及び大規模改修工事、さらに異常気象などによる小学校における教室への空調機器設置工事などを実施したことにより、大きく普通建設の決算額が膨らんだところでございます。このように普通建設事業費は、その年度の国の予算や

社会情勢などにより事業を決めたものもあります。

そこで、今後の普通建設費の見通しということでございますが、当市の場合、地方交付税や合併特例債がなくなることや、また社会保障費の増嵩など、厳しい財政状況が予想される中、そうした状況を踏まえ、地方交付税の算定基準とされる標準財政規模やその他財政指標が示される中で、予算規模における普通建設のあり方を検討していきたいと考えております。

また、今回の質問の公共下水道事業における財政上の影響ということになりますが、基本的には、下水道事業は独立した会計の中で運営されていくこととなります。しかし、新たな施設整備などでは、どうしても一般会計から繰出金として補填する必要もございます。そのことについては、当市としては下水道事業対策基金を積み立て、現在約21億円の積み立てをしているところですし、また下水道事業が開始された際は、その建設財源として国の補助金2分の1、50%の分や、また下水道事業債を借りることとなります。その起債についても起債額の44%が普通交付税に算入されるなど、財政への負担は緩和されることとなります。

ただ、あくまでも計画上の数値であり、今後の財政状況については、実際の建設費用等で乖離ができる可能性があります。社会情勢や国の動向など十分に情報収集を行い、注視していくことが重要と考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の数字をお聞きしまして、この3年間で平均27億だということで、先ほど紹介させていただきました瑞穂市の公共施設等総合管理計画に、何年間の平均維持更新費が28億、非常に近い。やっぱりこの管理計画は、ある程度正しくつくっているわけです。それが証明されたわけです。つまり、先ほど言いましたように、下水道をやった場合には、プラスこれに8億、毎年維持管理費がかかってくるよということは明らかだと。それを裏づけるかなというふうに思いました。

下水について、最後。

私がるる財政の懸念を今お話させていただきましたけれども、市長、今の話を踏まえて、財政は大丈夫だと言われますか、見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 公共下水道事業の会計は、総務副大臣が定めた雨水事業の費用や起債の元利償還金のように、本来、一般会計で負担する経費を含めており、単純に今議員がおっしゃったような黒字・赤字が判断できるものではないと認識しております。

その中で維持管理費のみを考えた場合、岐阜県内の市町村のうち、下水道使用料で経営が成り立っている自治体はあります。同様に瑞穂市公共下水道事業でも、長期には下水道使用料で経営が成り立っていくことはあり得ないことではないと考えております。



また、先ほども申しましたが、現時点で想定される条件をもとに下方向修正して算定しており、また12月にお示ししました特定環境保全公共下水道の西処理区の事業着手以降の事業費の推移と比較しましても、瑞穂市処理区のシミュレーションと大きな差はなく、現在の財政計画が間違っていることではないと考えております。

また、鳥居議員がおっしゃって見えましたが合併浄化槽が56%でしたかね。あるというところで……。

○4番（鳥居佳史君） いや、違う、西区を含めて。要は生活……。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ちょっと確認がありましたので、56というのは、西処理とコミュニティ・プラントも含めて、要は汚水も生活排水も一緒に処理されているパーセントが56だというね。

○議長（藤橋礼治君） はい、どうぞ。広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それで、議員がおっしゃられたのは合併浄化槽等が整備されていると、その方々がつながないんじゃないかというところでございましたけれども、この下水道、汚水処理施設の整備というのは数年で終わるわけではなく、未来永劫、市がやっていかなければならない責務だと捉えております。ずうっと100年、200年と今後も続いていくものでありますので、いずれ合併浄化槽というものが機能しなくなったときには、その方々はつないでいただけたらと思いますし、先ほど、もう一つおっしゃって見えたとのは、企業誘致のこともおっしゃって見えましたが、企業誘致に浄化槽の補助金が出るじゃないかというお話でしたけれども、ことしの4月からまたちょっと国の補助金の要綱が変わりますこともありまして、まだはっきりした報告はないんですけれども、それもございますし、まず50人槽までしか補助金が出ていません。ですので、企業が誘致されたときには、もっと大きな浄化槽が設置されることとなりますので、補助金の対象とならないこととなりますので、その部分は市としてはちょっと補助できない部分かなと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） いろいろちょっと反論というか、言いたいところがあるんです。まず県の補助金じゃなくて市が単独でそういうメニューをつくるんですよ。だって、公共下水道をやらないと決めたならば、市がオリジナルで企業に来てください。そのかわり浄化槽は下水道がないので、市が大きくバックアップしますよという単独のメニューで対応するんですよ。

そしてもう一つ、公共下水道が市の責務だとおっしゃいましたけれども、財政破綻してもやるという、財政が破綻したらサービスができないですよ、市民サービス。それを責務というの

は、言い方がちょっと違うと思いますね。行政が言う責務というのは、やっぱり行政サービスを持続させるということでしょう。だから、どうしてもやっぱり財政の危惧が、私とどうも合わないのですけれども、明らかにデータを見直して、より現実的な計画をつくっていただきたい。

それで、先ほど県内の市町村で使用料で賄えているところがあるとおっしゃいましたけれども、具体的にどこがありますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今の県内で使用料で賄えている状況なんですけれども、平成29年3月31日現在、公共下水道の事業に関しまして申し上げますと、例えば先ほどおっしゃられました土岐市なんかですと、経費回収率が221%ということになりますので、下水道使用料が維持管理費の倍が入ってきているということでもあります。あとほかですと、郡上市でも130%ということになっておりますし、近いところでもいいますと、岐阜市は202%ほど、大垣市は250%、多治見市でも245%という形で入ってきてございます。あと可児市でも177%ということになっております。

○4番（鳥居佳史君） じゃあ、今そこで、今その内容を突き合わせるができないんで、じゃあ今後それは検証させてください、一緒に。私が持っているデータは全く違いますから。それは重大なところですので。

では、最後に、今の部長の答弁はそうだったんですけれども、私、市長の答弁をお聞きしたい。先ほど今度の市長選に下水道をやると、財政も大丈夫だという、私が言った懸念に対して、財政は大丈夫だというふうにならずいておられますけれども、接続率、人口、使用率、明らかに間違いだと思ふんですけれども、それでも大丈夫ですか、歳出はふえますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども部長のほうから話があったと思いますが、そういったことも踏まえながら、財政も見ながらこのところを進めていくということによっておるとおりでございます。決して以前つくった財政計画が全て正しいと思ってやっているわけではございませんので、やはりそこら辺も臨機応変にしっかりと見ながらやっていくということでございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） であれば、再度検証して判断するというふうな答弁になるんじゃないですか。いや、あなたが答えてくださいよ。まだ検証し直してないじゃないですか。今の財政計画は決して正しいと思っていないという答弁でしたよね。であれば、見直して明らかに大丈夫だということの検証の上でやるというふうに答弁されるのが本当じゃないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 言葉のあやと申しますか、正直申しまして、何回も同じことを申し上げますが、率直に下水の必要性、それと同時にいま一つ、やはり鳥居議員さんにわかっていただきたいのは、まとめてどんとやるわけじゃありません。ロングの計画でございます。そこら辺をしっかりと御認識くださいませ。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 第1期工事だけをやるという話でしょう。第1期をやったということ。いずれにしても、財政計画は検証してから判断するべきじゃないかと言っているんです。それをそうじゃないとおっしゃるわけね。もう財政計画は今のを見直すけれども、見直した結果いかにかわらずやるという、そういうことですね。

○議長（藤橋礼治君） 副市長、早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 事業については、大きな長いスパンで計画をし、またその都度見直していく、中期的・短期的に見直す必要はあろうかと思っています。

ただ、今現在、私どもこれから下水道を進めます。今現在言われたところは、多分平成の初めごろにほとんどのところがやられたところでございますし、多分、経費で賄われているところは、やっぱり適正規模ということがあったんだろうと思います。私どもも市街化区域においては公共下水道で、そうでないところは合併浄化槽でいくということで、非常に効率のいい方法でということ考えています。

現にこの別府地区のコミュニティ・プラントでいきますと、今多分、普及得率が五十何%かと思えますけれども、昭和の初めに建ったおうちですね。コミュニティ・プラントが開始してからは、ほぼ全部のおうちが下水道につないでみえるはずですよ。そうした中で、やはり昭和40年ぐらいに建ったおうちは、みんな今建てかえに入っておりますし、やっぱり30年ぐらいたちますと、どうしても合併浄化槽も次の更新ということになりますので、そうされれば、ほぼ全員が下水道に入られると私は思っています。

この別府地区のコミュニティ・プラントについては、もう既に借金を全部お返ししております。今現在の業務でありますと、皆さんからいただいておりますお金の8割で運転をしておるといった状況でございます。また、いつどうなるか、機械物ですからわかりませんが、今の西の特環ですとほぼ収入で賄われておると、農集排については、ちょっと規模が小さいので6割程度ということでございますけれども、効率よく運用することで、十二分にそうした回避はできるんだろうと思っています。

ですので、大きな流れの中で少しずつ見直して事業を進めていければ、この公共下水道は必ずできると思っていますし、事業については、先ほども言いましたけれども、下水については公衆衛生上、非常に大切ということで補助金制度、それから起債制度につきましても、当初か

ら一歩も変わっておりませんし、国のほうも多分変える見込みはないと思っていますので、繰出金のことをお話されましたけれども、それぞれの繰出金の中のほぼ半額ですね。私どもの一般会計から各特別会計へ出している半額は必ず交付税で来ています。そうした制度にのっこのがいいか悪いかと言われると別ですけども、非常に安定した財源を持っているのは、この下水道事業でございます。

岐阜市などはもう昭和の初めからなっておって、今九十何%でございますので、基本的には年数がたてばある程度のところは皆さん入っていただけだと思いますし、それなりの施設でございますので、やっぱりみんなで進めていくという方向で、また途中、どうしても見直さないかんということであれば、また見直さないかんと思いますけれども、最終的には、私どものまちについていいますと、2つの町が合併していますので、どうしても公共施設の量が多いです。ですので、維持管理費などがちょっとふえていますけれども、これを全国的に言う1人当たり2平米までに縮小していけば、経費というのはまだまだ削減をしていけますし、そのあたりも含めて計画的に、本当に必要なものには必要なお金を継ぎ込むということで進めれば大丈夫だと思っていますので、よろしくをお願いします。

#### [4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 下水道はこれから、コミュニティ・プラントも駅西も施設が老朽化して、維持費がこれからかかってくるんです。今ちょうどその辺で維持費がかからない時期で、使用料との関係を今おっしゃいましたけれども、これからかかってくるんです、維持費。下水道というのはそういうものなんです。最初にたくさんのお金をかけてつくった。そして、使っている。多くの方が使うようになったら、次に維持していかないといけない。施設が老朽して、これにお金がかかる。その部分を先にやった自治体が今困っているんです。税収が減って、社会保障費にお金がかかっている中で、どうやってその下水道の維持費を出すかというところを危惧しているんです。

下水道については、先ほどの市町村で黒字という話がありました。この辺は検証させていただいて、私の下水道について、財政をきちっと見直して、現実に沿った案でもって私は判断すべきだと思います。

次の質問に移らせていただきます。

胃がんのリスクABC検診の実施についてお尋ねします。

平成29年12月の議会で、私はこのABC検診について質問をさせていただきました。そのときの部長の答弁は、市では受診率の向上を考え、平成28年度よりもとす医師会、そして本巣市、北方町とこのABC検診の導入を含めて、より効果的な胃がん対策について協議を行っているところでございます。また、国や県の動向も踏まえて、もとす医師会の御指導をいただきなが

ら平成30年度、来年度ですね。平成30年度中に検討させていただいて、平成31年度から具体的な方法で行えるかどうかを考えていきたいと、こういう答弁です。それを踏まえて、今の状況をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま鳥居議員からの御質問にございましたABC検診でございますが、確かに昨年度の答弁はそのようなふうに答弁をしております。

それを踏まえましてのことでございますが、現段階でこのABC検診を実施する予定というのはございません。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） もとす医師会との協議があったというふうに、前回の答弁ではありましたが、もとす医師会との協議というのは、どのような状況になっているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 医師会との協議というところでございますが、これにつきましては、個別に協議をかけるというよりか、むしろ担当者会議等々で、北方町、本巢市等々も含めまして意見交換をしているというところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） どうもその平成29年の当時から意見交換の状態がずうっと続いている状態で、具体的に実施に向けて進まない理由というのはなぜでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） がん検診についてでございますが、がん検診については、その目的ががんによる死亡者の減少というところを押さえてやっております。そこで、科学的な方法によりまして有効性が確立している等々、また制度管理によって正しく行えるというところが不可欠となっております。

こうした観点から、私ども瑞穂市では5つのがん検診がございまして、いずれも厚生労働省のがん予防の重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿って実施をしております。この指針によれば、現行の私どもの胃がん検診というふうに当たりまして、議員の御質問にありましたABC検診については、この指針の中には入っていないところでございます。

このがん検診全体の評価につきましては、国のほうでは、発見率だけでは検診を正確に評価できないといたしまして、そういったこともありまして、国の方針どおりに進めているところでございます。

こうした中で、議員から御質問のありましたABC検診そのものについてでございますが、

御承知のとおり、これは胃がんリスク検診とも言えるところまでございまして、実質的にがんそのものを診断するというよりか、胃がんになる要因のある者について検診で発見していくというふうになっているかと思えます。これについては、したがって、胃がんを発見するという検診そのものについては、効果は不明というところと国のほうもされているところまでございまして、これにしたがって、がん検診の範疇にこちらに入れておりませんので、いわゆるがん検診としては取り扱ってございません。

他市町のところを見ましても、例えば大垣市さんなんかですと、胃がんリスク検診というふうに分けて考えておられるようまでございまして。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そうなんですよね。リスク検診なんですけど、ここに平成31年1月25日、定期監査報告書に健康推進課の定期監査の報告書がありまして、これを見ると、胃がん検診40歳以上の受診者が大体1,000人台です、1,022人から1,283人。ところが大腸がん検診は3,000人台で3倍になっておるわけね。これは同じ40歳以上ね。この違いというのは、大腸がんというのは検便でいいわけです。胃がん検診はバリウムを飲んでやっているでしょう。私もやりましたけれども抵抗があるんです、1回やってもう二度としたくないと。それで3分の1の受診しかないんです。

先ほどどなたかが言いましたね。いわゆる予防というか早期発見、そういう意味でABC検診は血液検査でリスクのある方を抽出できるわけです、ある程度。それでCの人に危険リスクがあるんで胃カメラをのんでくださいねということで、明らかに早期発見の効果は高まると思えますね。少なくとも今は胃がん検診が1,000人台。1,000人ちょっとしか受診されていない方が、この大腸がん検診の3,000人台に間違いなくいくと思えますけれども、それは部長、いかが思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま鳥居議員のおっしゃった件につきましては、まことにそのとおりの結果でございます。

しかし、特需性といいますか、話がそれるかもしれませんが、大腸がん検診につきましては、現在、県の事業におきまして無料化ということが進んでおります。また、胃がん検診については、確かに受診者数というのはなかなか伸び悩んではございますが、バリウムという飲みにくいものを飲んでいただいておりますけれども、がんそのものを見つけるという点では、効果があるというふうに考えております。

しかしながら、御指摘のABC検診につきましては、単なるリスクのピロリ菌の発見であるとか、ペプシノゲンの検査とかとございますが、単なる検診を行うだけでは、なりやすさとい

うところを発見するだけだというふうに思っています。A群、B群、C群といろいろな組み合わせによってなりやすさというのがあるかと思いますが、いずれにしても、結果によっては2次検診といいますか、胃カメラとか、あるいは内視鏡等の検査の2次検診が必要になってきます。それについて、また関係のある方については、例えばピロリ菌の除菌治療というふうになってきておまして、これについては、例えば保険診療になるかどうかというところもかかわってくるところでございます。

こうしたことも踏まえますと、ABC検診をもしやるとすると、プロセスといいますか、最終の保険診療等々に導けるようなルートづくりというところもしっかり考えておかないと、効果のある検診にはならないというふうに考えております。

したがいまして、現時点では、何度も申し上げますが、実施の予定はございません。しかしながら、対象年齢や検診の体制及び、先ほど申し上げましたリスク判定後の運用について、再度もとす医師会等との助言をいただきながら、本巢市、北方町とも意見交換を行いまして、検討を行っていきたいというふうには考えております。

何度も申し上げますが、これで終わりというわけではなくて、今後も検討は続けてまいります。しかしながら、新年度当初においては実施しないというふうに先ほども判断をしているという答弁をいたしました。繰り返しますが、今後も検討は続けてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今のバリウム検診、私も受けて、実は要検査と言われて初めて胃カメラをのんだんです。ですから一緒なんです。バリウムを飲んで、レントゲンを撮って、怪しいと言われてたらそこで初めて胃カメラをのむんです。ABC検診も怪しいと言われて胃カメラをのむんです。ですから、簡単にリスク検診が受けられるのと、バリウムとで、位置的には、僕、差はないと思うんで、容易に受けられるABC検診をぜひもとす医師会の人と相談して、来年度に向けて進めていただきたいと思います。

時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

最後、地域のきずなづくりについてです。

この地域のきずなづくり、多くの議員さんの方が地域のきずなが大事だと。本当にこの東北震災、そして阪神震災を契機に、やっぱり地元のきずなづくりは大事だということを改めて言われているわけです。そして、市においてもいろんな試みをされておられます。地域のきずなづくりを学ぼう、4回の連続勉強会をされて市民の方に参加していただいて勉強会をやっています。そして、それに関連するNPOが地域を考える連続講座、チラシもあります。行政のほうは、本当に何とか地域のきずなづくりが強まるようにという努力をされているのは、私も感

じます。その中での成果と課題をちょっと紹介していただけませんか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの人材育成講座の御質問にお答えいたします。

人材育成研修の「地域の絆づくりを学ぼう」は、タウンミーティングのフォローアップ研修として企画したものでございます。タウンミーティングに参加された方にまちづくりの気持ちを仲間と一緒に育てませんかと御案内をし、結果、23名の方に受講していただきました。4回の受講の中では、5名の活動実践者の方のお話をお伺いしました。

第1回目のテーマは、「地域のきずなとは」です。NPO法人仕事工房のポポロ理事長の中川健史先生のお話を伺いました。中川先生は、長年、子供支援、若者支援に取り組まれており、その経験の中からのお話は、地域のきずなを考えるのにとっても参考になるものでした。

第2回目での研修は、「実際の活動を見よう」をテーマに、NPO法人つむぎの森へ視察に出かけました。NPO法人つむぎの森は、主に岐阜地域でNPOや地域との連携、協働を進めながら、地域とのつながりの中で、不登校やひきこもりの青少年の社会復帰のための活動に取り組んでみえます。

第3回の講座は、テーマを「さまざまな主体を知ろう」として、3人の活動実践者からお話をお伺いしました。53の自治会から成り、51%の高齢化率の高い地域である岐阜市芥見東自治会連合会の連合会長 山田正行さんからは、新興団地で住民のつながりも薄く、自治会活動も低迷している状況だったが、まちづくり協議会を組織し、誰もが元気で住みよいまちにしようというビジョンを掲げ、取り組まれた活動についてお話をお聞きしました。

各務原市八木山地区社会福祉協議会事務局 清水孝子さんからは、高齢化率40%を超える地域で、平成26年1月に空き家を改修し、地域の方が気楽に立ち寄り交流できる場として「ささえあいの家」を開所され、囲碁や絵手紙等趣味として楽しめる教室や、認知症等暮らしに関する内容を話し合う暮らしを語る会などさまざまな行事を行ってみえるお話をお聞きしました。

池田町の土川商店 土川修平さんからは、食品雑貨店として150年続く土川商店を拠点に、池田山麓クラフト展、鎮守の森展覧会、草の根交流文化サロン in SEINO、池田山麓物語などのイベントを手がけてみえるお話をお聞きしました。

そして、まとめとなる4回目では、「地域づくりを考えよう」をテーマとし、参加者の皆さんによる熱いワールドカフェが行われました。講師としてお話を下さった皆さんの取り組まれている切り口はさまざまでしたが、地域を思う熱い思いや、1人ではなくネットワークを活用して同じ思いの仲間と取り組んでみえる点は共通するポイントでありました。そして、決して支える側、支えられる側という立ち位置ではなく、お互いを認め合い、お互いにできることは違ってもみんなに役割があり、支え合って社会ができていくという思いを伝えていただきました。



これは地域共生社会においてとても重要な考え方です。決して一方通行ではなく、双方からの思いや行動があって地域共生社会は成り立ちます。研修に参加していただいた方には、そのことを実感していただけたと思います。それが人材育成研修の成果の一つだと思います。

そしてもう一つの成果としては、この研修に参加いただいた皆さんは、研修のテーマである地域のきずなづくりがいかに重要かを御理解いただいています。そんな今後の地域づくりの核となられる皆さんに出会えたことが、市民協働を推進する企画部長の立場であります私といたしましては財産だと思っております。

そして、今後の課題ですが、さきにも述べましたとおり、今後の地域共生社会においては、地域の皆さんがどれだけ我が事として地域課題を意識し前向きにかかわっていただけるかが重要です。地域の中のつながりづくりを進め、地域の中にネットワークをつくっていく必要があります。そのベースとなるのが自治会や校区自治会連合会等の地域の組織だと考えています。

○4番（鳥居佳史君） 部長、最後ですからしっかりと持論を述べていただきました。一言。今の熱意を市長の弁から言っていただきたいんです。いろんなところで、いろんな会合で、地域はきずなづくりが大事だということを市長から言っていただきたい。要望で終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の発言は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時25分から再開をいたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時26分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番、無所属の会、杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。きょうは3点、質問をさせていただきます。

1つは、連携中枢都市圏構想と、それから中枢中核都市について、2つ目は、企業誘致の進行状況につきまして質問いたします。3つ目は、ふるさと納税の返礼品規制強化に伴う本市の対応というこの3点から質問をさせていただきます。

では、質問席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、最初に、連携中枢都市圏構想の進行状況としまして、昨年12月18日に中枢中核都市についてということで、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から82の都市が指定されました。その関連につきまして質問をさせていただきます。この件につきましては、市長と企画部長に御返答をお願いしたいというふうに思っております。

29年9月の本会議におきまして、連携中枢都市圏構想にかかわる連携協約の締結についての議決を得まして、その年の12月に岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成にかかわる協約書を交わされ、現在に至っております。

本構想は総務省の所管でございまして、第30次地方制度調査会、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて制度化されたものであり、平成26年度から全国展開を行っております。

全国規模で見ますと、平成30年、これは昨年9月4日現在、これが一番新しいデータでございますけど、連携中枢都市圏の取り組み状況といたしまして、宣言連携中枢都市は32市。ということは、連携中枢都市圏宣言を行った市が32市ということで、これは連携中枢都市圏28圏域ということで、これは連携中枢都市圏ビジョンを策定した圏域の数でございます。そうしまして、圏域の構成をしております市町村が253市町村、これは連携中枢都市圏に取り組む市町村ということになっております。

そこで、最初の質問でございますが、先ほど言いました12月に岐阜市との協約書の中身の基本的な柱といたすのは、これはホームページにも出ておりますけど、1つには、圏域全体の経済成長のけん引と、2つ目には、高次の都市機能の集積・強化と、3つ目には、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を上げられ、それぞれそれに肉が付きまして、具体的な取り組み内容が記載をされております。

そこで、本市がこれ、1年3カ月を経過したわけでございますが、今後、この事業というものをどういうふうと考えておられるか。本市として岐阜市とタイアップしてどういうふうにして事業計画を考えておられるか、またその背景というものをひとつお示しを願いたいと思います。企画部長、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 連携中枢都市圏構想についてお答えをさせていただきます。

来年度は、現在の岐阜連携都市圏ビジョンに定められています3つの枠組みの中の事業に加え、ビジネスチャレンジ支援事業、岐阜連携都市圏の魅力発信の2つの新規事業に参加し、連携を進めてまいります。

連携中枢都市圏に参加するメリットといたしまして、圏域内での取り組みやノウハウの共有ができるという点と、一つの市町では足りない部分を周辺市町で補いながら効果的に事業が推進できることです。来年度瑞穂市が参加を予定している新規事業、ビジネスチャレンジ支援事業は、岐阜市が実施しているセミナーを連携市町の事業主が参加できるようにする事業であり、岐阜連携都市圏の魅力発信事業は、市町単独で持つ要素では観光客や移住者のニーズを満たすことが難しくても、岐阜圏域全体として資源を集めPRすることによって、岐阜圏域への訪問者や移住者の増加が期待できます。

このほかにも、来年度初めより政策分野ごとに設置する7分野の連携会議や、連携事業の全体的な調整を行う連携担当課長会議において各市町からの事業提案を受け、関係部署との協議、検討を行いながら新規事業を創出し、さらなる連携を推進してまいります。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、ビジネスチャンス事業、これをコアにしてやっておるといふことと、それから7つの事業といふことで、まだきょうは具体的なお話はございませんでしたけど、また追って、そこら辺、どういう事業をされるかといふことをお聞きしたいと思っております。

それで、協約書の第5条に協議といふことで、岐阜市と、それから瑞穂市との関係といふことで、本協議を推進していくためには、その連絡調整を図るために、要するに毎年協議を行うものといふことで明示をされております。当然今までも、今お話のございましたように、何回かは協議の場を持たれているというふうには思っておるわけでございますけど、ホームページを見ましたが、余り出ておりません。

それで、30年度、何回ほど岐阜市とそういう協議の場を持たれたかといふことを、ここでちょっと御紹介をいただきたいというふうには思っております。企画部長、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 連携協約第5条に掲げられる協議に当たるものとして、今年度は連携都市圏推進会議が2月13日に1回開催されています。連携都市圏推進会議では、各市町の首長が集まり、事業の経過について情報を共有し、次年度の事業案につながるよう事業の見詰め直しを行ってきました。

連携都市圏推進会議の前には、連携担当課長会議という各市町の連携担当課の課長が出席し、連携事業について状況を確認し、意見を述べる機会となる会議が開催されており、こちらは4月24日、10月5日の2回開催されています。

分野ごとの事業進捗、協議状況につきましては、新規創業促進及び産業の振興分野では、2月に岐阜県地域産学官連携交流会が開催され、9月には3日間、岐阜地域合同企業説明会が開催されました。観光資源を活用した地域経済の裾野の拡大の分野では、11月に岐阜市農業まつりに出展し、瑞穂市は柿のジャムを販売しPRを行いました。

健康推進地域医療の充実の分野では、各市町が行う健康づくり事業の共同PRを行うだけでなく、今年度中で6回、保健師研修が合同で実施されています。

災害対策の強化の分野では、11月に越境避難図上シミュレーション訓練の実施をいたしました。地域公共交通の確保の分野では、地域公共交通に関する課題を抽出するだけでなく、9月には岐阜市の公共交通フェスタへ2日間参加いたしました。

圏域内外の住民との交流・移住促進の分野では、まずは圏域内の住民に岐阜圏域都市圏の市

町を知ってもらうために、各市町の広報紙に相互に他市町を紹介する記事を掲載しました。

また、同様の趣旨で岐阜放送で岐阜連携都市圏の特集番組を作成いたしました。圏域マネジメント能力の強化という分野では、圏域市町合同の職員研修、教員研修をそれぞれ1回ずつ開催しました。

以上が今年度の連携事業の内容でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、今年度の事業をるる説明していただきましたんですけど、これ、一昨年の9月に議会で、議員の方もいろいろ賛否両論出まして、その中でこの事業といたしますのは、要するに普通交付税と特別交付税というのが出るわけなんですね。それで、中枢都市、要するに75万人の圏域ですと、年間たしか2億くらいの事業資金というのが出るはずでございます。

それで、我々のところは、要するに岐阜市の周辺の中核メンバーでございますから、ここは特別交付税でたしか1,200万、年間に出るということ聞いております。ですから、今、企画部長からいろいろお話がございましたんですけど、やはりこういうことで国の事業を参画するということは、それなりの交付税もうまく使えるわけでございますから、要するに積極的にやっていただきたいということをお願いしまして、次に、先ほど言いました中枢中核都市、これは内閣官房のまち・ひと・しごとの創生本部事務局、要するに内閣府地方創生推進事務局が東京の一極集中の是正の一環として、地域経済の中心を担う中核都市として、2018年12月18日に82都市を先ほども言いましたように選定をされました。その中で、岐阜県は唯一岐阜市がその選定に選ばれたわけでございます。

選定された都市の条件としては、これはホームページのほうから拾ってきておるわけですが、活力ある地域社会を維持するための中心拠点として、近隣市町村を含めた地域全体の経済、生活を支え、東京圏への人口流出を抑制する機能を発揮することが期待されるまちであると。その要素として、1つには、産業活動の発展のための環境、2つ目には、広域的な事業活動、住民生活等の基盤と。そして3つ目には、国際的な投資の受け入れ環境、4つ目には、都市の集積性、自立性の機能、性格が備わっていることが求められておると。また、昼夜の人口比率がおおむね1.0未満の都市を除いたものと位置づけをされておるということで、一応岐阜市が選ばれたということでございます。

次に、大きなファクターとして、中央省庁の中枢中核都市は、中央省庁の支援が積極的に受けられるということも上げられております。その一つとして、手挙げ方式による政府の省庁横断的なチームによるハンズオン支援を行うと。これは、ハンズオンというのは、専門から直接手とり足とり支援を受けるということでございます。2つ目には、地方創生推進交付金による

支援を受けられるということですね。

そうしまして、その中で、現在、市町村では一律となっている交付金の上限額及び申請上限件数については、2019年度以降は中枢中核都市に向けた上限を新たに新設するという一方で、現在、市町村に対する1事業当たりの交付上限額は、他の自治体にはない独自の先駆的なタイプで2億円と。他地域で先行している事業の普及を進める横展開タイプでは7,000万円と言われておるということは、これ以上に中枢都市というものは、事業を推進すればもっと大きな交付金がもらえるということでございます。

したがいまして、私が何を言いたいかといいますと、先ほど言いました中枢中核都市に選ばれた82都市のうち、連携中枢都市圏構想の中核都市に65の市が含まれておるといことなんですよ。ということはどういうことかという、我々のような、要するに中枢都市を支援している自治体というものは、この中枢中核都市というものが政府からの積極的な支援を受けられると、どうしてもそちらのほうに力が、要するに事業のほうもそちらのほうに私は行くと思うんですよ。

ですから、先日も新聞を読んでおりましたらストロー現象が起きるんじゃないかということは、要するにその周辺の瑞穂市とか、本巣市もそうなんですけれども、岐阜市にストローということで吸収されるんじゃないかということが、この全国の先ほど言いました65の中枢中核都市の形成している連携中枢都市圏のメンバーの自治体がそういう懸念をされておるといようなことで、ここで2つほど質問をしたいわけでございますが、この12月18日の中枢中核都市圏の発表がありました以降に、岐阜市から何かそういう説明が瑞穂市のほうにあったかどうかということ、これをまず1つお聞きしたいと思います。企画部長、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 中枢中核都市につきましては、昨年12月18日に内閣府地方創生推進事務局より通知があった後に、12月20日に岐阜県市町村課より当内容に関する、今、杉原議員が述べていただきました内容の通知がございました。これは内閣府より都道府県が各管内市町村に周知するよう事務連絡があったものであるため、岐阜市ではなく、岐阜県から通知がございました。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） そういこと、先ほどの話の続きになりますけど、要するに岐阜市は連携中枢都市圏構想のコアになっておるし、今回は中枢中核都市ということで指定をされておりますと、どうしても人間的には、やはり交付金というんですか、そういう援助金も多いような、それで、事業のほうにどうしても人間の心情としてそちらのほうに私は偏るんじゃないかなど。先ほども新聞紙上で、そういう65都市圏を、要するにコアを参画している周辺の都市の

自治体の方々も、これだとストロー現象になっちゃうんじゃないかという懸念をされているということも、私、先ほど質問しましたんですけど、瑞穂市は、今後ほかの他市町の周辺の市町もそういうことを懸念されておるわけですが、瑞穂市は、そういう私が今申し上げましたようなことに対する懸念というものがあるかどうか、そこら辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今のストロー現象ということが懸念されるというお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり、管内の連携都市圏の市町が集まりまして、岐阜市を中心に、今後連携していく内容について協議をしていく中で、そういった懸念があれば、当然話があるということでございますので、そのところは、今後、この会議を通して見きわめていきたいと考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 企画部長はそこら辺の背景というものをよく御承知ですから、そこら辺の立ち位置ということを十分考えていただきまして、瑞穂市の立場を積極的に使用していただきまして、こちらのイニシアチブのもとに連携中枢都市圏構想のほうも順次事業のほうも推進していただきたいということを願うわけでございます。

では、次に、企業誘致に向けた進捗状況ということの質問に移らせていただきます。

昨年6月の定例会の一般質問で、企業誘致に向けた取り組み姿勢について都市整備部長に質問をいたしました。質問内容は今後のスケジュールと、私の持つております県内の企業誘致に関する知り得る情報を交えながら質問をさせていただきました。

その折、御返答といたしまして、都市整備部長より企業ニーズや計画的な土地利用、企業立地に対応した土地利用の状況を考慮し、市内全域から7カ所の候補地を選定したと。候補地としましては、北西地域については、市が目指す約30ヘクタールの面積を確保できることもあり、十七条、十八条地区は農振除外や農地転用についての手法を整理しているとの返答をいただきました。

また、立地工業団地整備候補地の検討状況についても粗筋説明をいただき、土地利用に際して農業振興地域であったり、市街化調整区域であったりという地域であり、土地利用に法的に制約があると。しかし、2017年6月の国会での法律改正等、新たな法律ができた中で、農村産業法 ―― これは昔の農村地域工業等導入促進法でございますが ―― とか、地域未来投資促進法、これらの法律に沿った線で企業誘致を進めるとの返答がありました。

そこで、最初の質問でございますが、工業誘致適地候補地の7カ所のお示しをお願いしたいと思います。都市整備部長、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） それでは、工業誘致の適地を検討する上で、企業ニーズや計画的な土地利用を考慮し、幹線道路沿いでまとまった面積が確保できる場所を7カ所選定いたしました。その場所及び面積につきましても御報告させていただきますが、1カ所目ですが、瑞穂市の北西部、西ふれあい広場東の森周辺地区で10.1ヘクタール、それから2つ目は、巢南庁舎北側の田之上周辺地区で5.5ヘクタール、3つ目でございますが、一般県道曾井中島・美江寺・大垣線と一般県道徳積・巢南線が交わる古橋周辺地区で14.5ヘクタール。それから4つ目ですが、主要地方道岐阜・巢南・大野線沿いの美江寺周辺地区で10ヘクタール、5つ目は、一般県道美江寺・西結線と五六川の間当たる十七条、十八条周辺地区で27.6ヘクタール。6つ目ですが、宝江の地区整備計画区域の南側に当たる宝江周辺地区で3.2ヘクタール。最後ですが、主要地方道北方・多度線の祖父江周辺地区で9.1ヘクタール、この7カ所をまずは選定いたしました。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。7地域の候補地の場所をお教えいただきましてありがとうございました。

それで、2番目の質問ですけど、もう既にこの7地域の中で進出が決まっている地域で、もしよろしければ、会社名、そこがもし公表できれば、その2点をちょっとお示しを願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の候補地7地域を含めまして、今現在決まっているというところで報告させていただきますが、現在、建設に向けて行政手続を行っているものも含めまして、大規模小売店舗立地法に該当する案件が別府でドラッグストアですね。それから野田新田で家具量販店で2件ございます。工場立地法に該当する特定工場が十七条、パン工場ですね。それから、十八条では電気機器の製造工場、これは既存の拡大になります。それから牛牧でバイオマス発電所、これも既存工場の拡大、これで3件ございます。用途別で申し上げますと、3件が市街化区域内、2件が農業振興地域内となっております。

また、これとは別に、相談段階ではありますが、農業振興地域内で2件の案件が現在検討されているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） では、次の質問でございますけど、今、お話がございましたように、そういうことで企業のほうの進出ということも決定しておるところもありますし、i n gのとこ

ろもあるわけなんですけど、今後の企業誘致の方式というんですか、例えば本巢市の屋井工業団地は、先に工業団地をつくって、全部整備をして企業にウエルカムということで来てくださという方式をやりましたんですけど、もう一つの方法としまして、バイオーダー方式ということで、企業のほうからお話があったら、それに行政が仲介という立場で地権者とお話をして企業誘致をするという方法でございますが、今の具体的にお話ございました7カ所は、どういう基準でどちらの方式でやられるかということ、それをひとつお示し願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 最初の質問に少し戻らせていただきますが、その7カ所のうち、土地利用条件、立地条件、用地条件を調査分析いたしまして、その評価の高かった十七条、十八条地区、それから宝江地区、祖父江地区の3カ所をさらに選定し、岐阜県の市町村工場用地開発支援事業を使いまして、アドバイザーの派遣を受けて現地視察や市内全域の土地利用状況を説明し、その実現性について相談を行ったところでございます。誘致業者としては、今までの相談内容や県内の状況から見まして、製造業や運輸業が中心になるかというふうに思います。

今、御質問のありました企業誘致の方法としては、従来ですと土地開発公社を介した工業団地方式ということが多かったわけですが、その方法か、議員が御提案されるようなバイオーダー方式かということですが、農業振興地域内では、どちらの場合も市と事業者との間で、場所、規模、雇用期待従業員数など調整の必要性があり、その上で基盤整備等の状況により考慮していくものと思います。また、場所や従前の土地利用方法によっても、行政主導か民間主導で行っていくか判断していくものと考えております。

また、今後新たな農業振興地域の除外の妨げになる既存の農工法及び工場適地としての農振除外がされている土地については、今年度も農業振興地域の除外区域内で、既存施設の拡張を目的に2カ所で約3,800平方メートルの農地転用が申請されておりますので、今後も企業用地の相談業者等と情報交換をしながら、少しでも早く事業用地として利用されるよう、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 次に、ちょっと市長にお尋ねをいたします。

今、都市整備部長も一生懸命企業誘致をされておられますけど、私もきょうの質問に際して、本巢市と、そうしまして山県市の組織はどうなっているんだなということちょっと調べました。そうしましたら、本巢市は産業建設部の中に企業誘致推進室というのがありますよね。それから山県市はまちづくり企業支援課ということで、企業支援係というのが組織として、セクションとして持っておるわけなんですね。

ですから、私は、これから本当に本格的に、私はちょっとタイミング的には遅いと思ってお



るんですけど、過去のことをどうのこうの言っても仕方ありませんけど、今後、強力に推進をしていくためには、やはり組織を編成しまして、例えばここに今紹介をさせていただきました本巢市のように、企業誘致室というセクションを設置いたしまして、そこで業務の専任体制を構築してやっていただくということは、これは対外的にも、今後事業を展開していくためには、どうしても岐阜県の企業誘致課というところにもお話に行かなくてはならないと思うんですよね。県のバックアップというものも必要だと思います。そのときに何も組織がなくして、何々課の杉原克巳ですと言って、あそこからちょっと対外的にアピール度もないし、やはりそこら辺は本格的に事業展開というんですか、企業誘致を進めていくということでありましたら、やはり組織というものをつくらないと、私は職員の方もなかなか身が入らないというふうに思っておるんですけど、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど御紹介いたしました選定した地区の中で、大規模な企業誘致となった場合には、今、杉原議員から御提案があったようなことも検討していかなければならない事項と考えているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ぜひとも、本格的に事業を推進する場合には、私は企業誘致課というんですか、そういう組織を持って職員の方がそれを専任体制でやっていただかないと、なかなかこれは相手があることですから、この庁内でコントロールできる仕事ではございませんから、ですから、そういう意味からしても、ひとつ前向きに検討していただきたいというふうに思っておるようなわけでございます。

それで、先般は本巢市とか、あと山県市、それから岐阜市の企業誘致の状況ということを昨年6月の議会のときには紹介をさせていただきましたんですけど、では、町の状況はどうなっているかということで、私、大野町と北方町をちょっと調べましたんです。そうしますと、大野町は、テクノパーク大野の整備ということでインターチェンジ周辺の新たなまちづくり、そうしまして、県と連携してアクセス道路の整備を進めておりまして、30年度には企業誘致はどのような状況かといいますと、1月には岐阜セラック製造所ということで、面積約1万6,400平米の企業誘致をしております。4月には株式会社中部理化ということで4,525平米の会社を誘致しております。7月には、瑞穂市にもございます株式会社ギフ加藤製作所の2万9,300平方メートルの工場誘致をしております。

じゃあ北方町はどうかといいますと、ことしの2月6日に大洋電機、これは東京に本社がございまして、現在は笠松と羽島市内に工場があるんですけど、これを北方に集約するということで、これは地域再生計画区域エリアで4.4ヘクタールに工場と事務所と倉庫、延べ床面積

は2万314平方メートルを使用するというので、我々の取り巻く地方自治体も、今、本当に一生懸命企業誘致ということは、雇用の確保と安定的な自主財源の確保ということで一生懸命やっておられます。

瑞穂市も確かに68億円という自主財源がありますけど、民生費で68億円強ということで使っておりまして、ほかのほうの事業は自主財源では賄い切れないという状況でございますから、そういう点では、安定的な自主財源を確保するという意味からいきましても、私は企業誘致というものは、大きな行政の柱になるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

そこで、ちょっと暫時休憩をいただきたいと思います。この資料を皆さんに……。よろしいですね。

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

〔資料配付〕

休憩 午後4時05分

再開 午後4時07分

○議長（藤橋礼治君） それでは、再開をいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、皆様方にお配りいたしましたのは、経済産業省の地域経済産業グループが、これは1967年から実施しております資料で、これは国としてこれが唯一の資料であるということ、私は経済産業省に問い合わせをしました。

それで、ここには半期ごとの県内の表のほうが地域別の立地動向ということで、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の5地域に分けたのと、それから裏のほうは県内での業種別の立地動向ということで、産業別にこういうことで件数と、そうしまして面積という資料を今お配りさせていただきました。これは、ホームページからとったものでございますけど、まずその前に、全国の中における県内の状況ということをちょっと説明させていただきます。

この2018年の上期の岐阜県の状況というものは、どういうポジショニングにあるかといいますと、全国の工場立地動向を見ますと、製造業等では527件で前年同期比0.4%増と、これは全国のあれですね。それで、立地面積は635ヘクタールと、それから前年同期比が1.5%減となっております。そこで、岐阜県の県単位の動向を見ますと、製造業等で立地件数は19件、これは全国の9位と、前年同期は7位ということで、立地面積は31ヘクタールで全国で4位の地位を示しておるということで、これ、全国平均の件数でいきますと11.2件、それから面積でいきますと13.5ヘクタールということになっております。

ここで、都市整備部長にお伺いをいたしますけど、事前通告のときにこの資料をお渡ししてございます。そこで、今、私が申し上げました、まず県ベースで見まして、他県より企業立地

が相対的に優位になっている要件はどのような要因があるかということとあわせて、この表裏の資料を見ていただきまして、今後、本市が企業誘致をする場合に、何か参考になるような事柄がありましたら、あわせてこの2点、お示しを願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 岐阜県が他県より優位になっている点につきましては、東海環状自動車道の東回りルートが開通し、同じく西回りルート、隣の大野町では、平成31年度にインターチェンジが開通する予定だというふうに聞いております。こういった意味で、西回りルートも延伸されてきたこと。それから、東海北陸自動車道、東名、名神、中央自動車道との連結により、近隣では豊田市や四日市市、それから名古屋港、四日市港などの交通アクセスが今後さらに充実していくことが大きな要因であると考えております。

また、東日本大震災以降、企業の内陸部への立地や移転の需要が高まっていることも一つの要因として考えられると思います。

地域別立地動向の表から見てみますと、東海環状自動車道が通過する岐阜、西濃、中濃、東濃ともに立地件数は平均的ではありますが、直近では、東濃、中濃、西濃の立地件数と面積が大きいことがわかります。

業種別立地動向の表からしますと、ほぼ毎期、食料品、金属製品、生産用機械器具、輸送用機械器具の製造業の立地が行われており、例えば食料品製造業のように大量の水を必要とするものなどは、東海環状の西回りルート沿線の地域の資源であります豊富な水が理由として考えられ、地域的な特性が見られると思います。このことから、東濃、中濃、西濃地区が製造業の立地に向いていることと思えますし、製造業の増加に伴う運輸業の需要も大きくなると思えます。

岐阜労働局1月の県内の有効求人倍率は2.04倍で、全国4番目の高さ、産業別では建設業、製造業が増加しているというデータもございます。そういった意味でインフラ整備、特に道路のストック効果が顕著にあらわれているということが言えることと思えます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

では、次に3番目でございます。ふるさと納税返礼品規制強化に伴う本市の対応ということにつきまして、企画部長に御質問をさせていただきます。

政府は2月8日、2019年度地方税制改正法案を閣議決定し、ふるさと納税返礼品審査が、この通常国会2月14日から開始をされております。その中にふるさと納税制度の抜本的な見直しを盛り込み、返礼品を調達額が寄附額の30%以下の地場産業に規制し、6月1日以降、違反自

治体に寄附した場合は、制度に基づく税優遇が受けられなくなるという内容を示しており、さらに、先般、法案成立前の返礼品が適切だったかどうかとも考慮する方向で検討をしているということが明らかになっております。

この法案が国会を通過いたしますと、総務省より詳細な指定基準が4月上旬にも公表され、適合した自治体を5月に指定した旨の方針であることが連絡をされるというふうに伝えられております。

そこで、ふるさと納税制度の所管部門の総務省より、ふるさと納税制度で自治体が寄附者に送る返礼品に対し、地場産品としての許容範囲を示した地場産品の考え方の案が明示されました。その骨子は、自治体の区域内で生産された物品やサービスを規制強化されるものであります。その範囲といたしまして4つございまして、1つには、原材料の主要部分を区域内で生産し、加工が区域外であるということですね。2つ目には、近隣の地域のもものと混在することが避けられない産品であると。そして3つ目には、加工工程の主要な部分が区域内であるということですね。4つ目には、自治体のオリジナル製品であるということが明確に表示をされております。

そこで、企画部長に質問をさせていただきます。

この総務省案を本市に照らし合わせた場合、現在ございます返礼品というものは、全部クリアをされているか。あわせまして、この返礼品の代表的なもので結構でございますから、この4つを当てはめていただきまして、こういうものがこの1に該当すると、こういうものが2に該当するよということも御説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず地場産品の定義について、平成30年12月28日付で国から県を通して照会がございました。瑞穂市の記念品の考え方を回答いたしました。その後、国・県から、瑞穂市に対して明確な通達や指導等もないため、現状といたしましては適していると考えています。ただし、今後国や県の動向や指針に注意し、それに従っていく予定でございます。

2つ目の御質問であります4類の1つ目でございますけれども、原材料の主要部分を区域内で生産し、加工が区域外のもの、富有柿のお菓子が当たると考えております。2つ目の類でございますが、加工工程の主要な部分が区域内のものは、牛肉の類は一頭買いして買い付けている業者が、その部位ごとに加工しているものでございます。3つ目の類は、近隣の地域のもものと混在することが避けられない産品につきましては、本市では該当がないと思います。4つ目の類でございますが、自治体のオリジナル商品ですが、瑞穂市マスコットキャラクター「かきりん」の縫いぐるみが該当すると考えています。

平成28年11月に日本郵便と協力して作成した瑞穂市オリジナルフレーム切手をふるさと納税の記念品等にしようとしたところ、これは金券類のため不適切として一部のふるさと納税サイ

トでは掲載できなかったことがあります。オリジナル製品が地場産品とされるのであれば、今後は可能になるかもしれません。

また、高額な返礼品は不適切であるとされ、平成29年に高額の記念品等は取りやめましたが、最近では高額品については言わなくなっています。こうしたことから、国の指針が不変でないことにも留意し、今後も国や県の指針の詳細が明確化されたときに、改めて記念品について見直しをする必要があると考えています。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） では、次の質問に移らせていただきます。

事前通告では、要するに12月の補正で2億をオンして3月の補正で1億減をしたということで、これも質問の事項として考えておりましたんですが、先般の総括質疑で松野藤四郎議員が質問されましたものですから、これは割愛をさせていただきます。

それで、4つ目に31年度の予算で、一応6億円を予算計上されておられますが、どのような根拠でその6億円を予算化されたということ、そこをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今年度の決算見込みとして6億円程度の寄附を見込んでいますが、新年度においては同等程度か、それ以上の寄附を見込んでいるためです。

これは総務省の指針に反した返礼品により、平成30年度に数百億円の寄附を集めている自治体がありますが、6月以降、これらの自治体へ寄附金が税額控除の対象外になれば、これまでその自治体に寄附していた方々が他の自治体に寄附される流れが生じ、新年度においては、瑞穂市の寄附金が増加すると考えています。

このため、平成31年度においても、9月、12月議会で予算の補正をお願いすることが考えられますが、当初予算につきましては、今年度の決算見込みと同等程度とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 3月11日に総務委員会の協議会で見られております資料を見ますと、2月までに5億2,123万5,000円ということですから、今、企画部長から説明がありましたんですけど、私はもう少し行くんじゃないかなというふうに思っておりますけど、会計原則の基本的な考えというのは、収入は控え目に、費用は多目にとということでございますから、これもいたし方がないかなというふうに思っておりますけど、頑張ってくださいというふうに思っております。

それで、事前通告はいたしておりませんが、きのうの日本経済新聞にふるさと納税のとこ

ろで、企業版ふるさと納税というのが出ておりましたもので、企画部長にもきょうちょっと午前中に資料をお渡ししましたんですけど、お答えができなければできないで結構でございますけど、これ、要するに企業版ということで、なかなか企業のふるさと納税というものは、今のところ金額的にも厳しい状況であるということで、ここに出ておりますが、2017年度で企業版が23億5,500万なんですよね。それで、個人版でいきますと3,653億ということで、もう企業版が、要するに個人版に対して0.64%ということで、政府もこれはいかんということで、ちょうど2016年から2019年の時限立法になっておりますけど、この2019年度にもう一度見直しをして、企業の方にもしっかりとふるさと納税のほうをやっていただきたいというようなことで、ここに書いてございますけど、企業の場合も6割方、損金算入ができるということでございますし、それから地方自治体が地方創生事業で政府に申請した事業が認められれば、これもその対象事業も寄附の対象にするというようなこともきのうの日経新聞にも出ておりますから、一つ、個人だけじゃなくて、瑞穂市にも企業というのは結構ございますから、そこら辺も日経新聞に書いてございますように、企業のふるさと納税ということも積極的に推進をしていっていただきたいなあとということを思っておるわけでございますが、きょうお渡ししました資料で、何かお感じになることがございましたら、企画部長、ここで御披露いただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほど日経新聞の記事のほうをいただきまして、私どもも過去に企業版ふるさと納税というのはチャレンジをしてみたいと思っておりました。そのときに、この新聞の記事にもありますように、大変活用が難しい事業、現在のところですね。そういった形は痛感を感じておるところで、企業とのマッチングが本当に難しいなというのを感じております。

今回、地方創生に関する事業について緩和措置をとって、それを活用しやすい形で進めるということでございますので、今後、特に寄附の企業側の意向と、それから市の行う事業に対してのマッチングでございますので、そこのところは、私どもの事業を積極的にこういうものに充てられるかという情報も得ながら、今後、この事業の拡大を進められるものを取り入れていきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 3点、いろいろ質問させていただきました。これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、15番 若園五朗君の発言を許します。

若園君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。議員提案として4項目の一般質問でございます。

初めに、3年間の教育行政の総括及び今後の抱負について、質問席より行います。

瑞穂市の教育長として1期目の3年間が終わりましたが、これまでの3年間に関する教育行政の総括についてお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、若園五朗議員から御質問のありました3年間の総括ということで、その成果や課題についてお話させていただきたいと思っております。

まず、教育委員会は非常に範囲が広うございますので、学校教育を中心とした内容で答弁をさせていただきたいと思っております。

まず教育長に3年前に就任させていただきましたが、その前に、私、平成27年8月に当時の教育関係者が非常に関心を示しておりました今後の教育の方向を示す論点整理という通知が出ました。これは、文部科学省が行っておりましたが、いわゆる中教審、この答申でございます。この論点整理というのがこれからの教育の方向性を決める大事な資料として、8月26日だったと思いますが、文部科学省のホームページに出されました。

早速内容を見まして、当時勤務しておりました中学校において職員と共有しながら、これからの教育の、あるいはその学校における研究の方向について考えるよう熟読していったところでございます。

そういった状況の中で、28年4月に教育長に就任させていただいたわけですが、国が示している今後の方向性については、内容について十分わかっておりましたので、これを瑞穂市の子供たちに当てはめて、どのような教育を全市的に展開していったらよいかということを考えました。

そのために、まず最初に行ったことは実態の把握です。もちろん全体構想としての考えは持っておりましたが、実態をさらに詳細に把握することによって方向がはっきりするだろうと思いました。子供たちだけではなくて教職員も含めて、何度も市内の小・中学校を回って様子を見せていただいたところでございます。その上で、どんな観点を大切にしていっていいかということも明確にしたいと思いました。それは3点ございます。

1つは、どの学校でも取り組みやすくわかりやすいこと。2つ目には、学習の環境を整えること。3つ目には、必要なものと不必要なものをきちんと整理することというような観点で考え、そして、瑞穂市が目指す子供の姿をどのような場面においても、自分自身の考えとか思いを相手に正しく理解されるよう表現できる子供という目指す子供の姿を明確に打ち出して、今度どういうふうやっていくかというのを考えました。このことは、将来生きていく上でと

でも大切な内容だと思いますし、先ほどお話ししました国が示している内容とも合致するもの  
でございます。

そこで、最初に行ったのが、取り組みとしての重点活動です。これは5年間のテーマとして  
何回も出ておりますが、「挨拶のまち瑞穂」、それから「読書のまち瑞穂」というのを  
出させて  
いただきました。

これは単に例えば挨拶でいきますと、おはようございますとか、こんにちはというものと  
どまるものではなくて、どんな場面においても自分自身の存在をきちんとアピールできる人、  
そういう人は返事も大きく、自信を持って言うことができるだろうという思いが  
ございます。  
そして、多くの本を読んだ人は、それぞれの場面に応じた適切な言葉を選んで話  
すことができ  
ると思います。急なインタビューがあっても、今考えていることを堂々と話せる人  
をテレビで  
もよく見かけます。そういった子供に育てたいというふうに考えたところでござ  
います。

その成果の一つとしまして、議員の皆様も御記憶に新しいかと思いますが、認知症  
のお年寄  
りがいて、その方に声をかけて挨拶をした小学生がいました。そこに中学生も  
また加わっ  
て助けてくれたわけですが、すれ違う人に対してもきちんと気持ちよく挨拶の  
声をかけ  
て、そしてその上でいろんな会話ができました。場に応じた会話ができたと  
私は思っ  
ます。その結果、一人のお年寄りをきちっと対応して命を救うことができた  
というふ  
うに思います。こんなすてきな行動ができる子供に育てている子供がいる  
というふ  
うに思っております。

また、いろんな表彰式の場面において子供たちの返事が、本当に最近堂々と  
「はい」と  
答えてくれるようになってきたと思っております。協会の会長さんなどが  
表彰状を  
渡されるときに、「ありがとうございます」と声を出せる子も出てきました。  
瑞穂の子  
供たちは、市内のそういった表彰式だけではなくて、市外の表彰式でも  
そういう  
姿を少しずつ出してくれていますし、また先日は中学校でございましたが、  
卒業式  
での挨拶も本当に年々よくなっているように感じるところでござ  
います。

さらに読書について、少しこれもお話をさせていただきますと、徐々に  
成果が出  
てきたかなと思っております。本日も西小学校の児童の紹介を若井議員  
さんから  
していただきましたが、西小学校そのものが、学校図書館コンクール  
というこ  
ろで最優秀賞をとりました。また、先ほどの例にありました西小学校の  
子供は、  
図書館活用コンクールで知事賞も獲得してくれました。

お聞きしますと、西小のお子さんは平均100冊を超えております。多い  
子はもう  
200冊近く読んでいる子がいるというふうに聞いております。また、  
中学生  
では、一冊も読めなんだ子供が、中学生になって初めて1冊読み切った  
よとい  
うことを図書館整理員の方に話をかけたことも聞いております。

今、たくさん読むことを進めていますが、これは読む習慣をつけたい  
というの  
が願いにござ



います。読む習慣が身につけば、今度は中身に変わっていくだろうというのが期待されるところでございます。

2つ目の学習環境を整えるについては、最も明確なことが電子黒板の導入でございます。これからの社会を生きていくために、国は情報活用能力もきちんと育成すべきだということを明確に出しております。その中でICT教育の活用は必須なものというふうに考えております。

電子黒板は授業の効果をより高めるためのツールであり、学習効果を高めるためには、大変有効なものだと思いますし、子供の側にとってみてもICT機器の活用につながっていくだろうと考えることができます。この電子黒板を導入していただけたことは、本当にありがたいこととございました。

私もいろんな立場で仕事をさせて今までおりますが、県内を見渡してみますと、言葉はあれですが、うまくいかなかった事例も幾つか見ております。電子黒板では早期に導入して、ただ、一度にたくさん入れられないから学年に1台とか、ある階ごとに1台とかというような導入をされた市町村が割と多くありました。ところが、階に1台とか、学年に1台だと取り合いになります。そうすると自由に使えなくなって結局使わないという傾向を示して、うまく活用できなかったという様子もたくさん見てきました。それから画面の大きさです。これもせっかく最新式を入れたんですが、後ろまで十分に見えないということで活用できなかったという事例も見てきました。

幸いにも瑞穂市が導入した時期は、大きなサイズでも安価に購入できるというほど、性能と価格の非常にいいバランスの時期があったなということを思っております。今後は導入された学校において、より一層活用されるような実践の仕方を工夫して取り組んでいきたいということも思っております。

3つ目の必要なものと不必要なものを整理する点につきましては、一つ、コミュニティ・スクールの導入をこの4月から行います。これは、本格的には4月からなんですけど、これからの学校教育は学校の中だけでは完結できないという状況がございます。国のほうでも、やはりこれからの社会を生き抜く子供たちは、地域の力をかりなければ育たないとまで言っております。コミュニティ・スクールはそのための仕組みでございます。今までは学校評議員制度というのがありました。これをやめます。そしてコミュニティ・スクールに変わっていくわけでございます。

学校評議員制度は学校の教育活動について意見を言っていただきます。活動の評価をしていただくというのが大きな目的でしたが、コミュニティ・スクールのメンバーの方は、学校運営の一人でございます。簡単に言えば、そのメンバーの方々は学校側の人になります。責任も出ます。ですから、その分、地域の子供たちを地域ぐるみで応援していただけるようなお気持ちになっていただけるんじゃないかということを期待しておりますし、地域のほうにはまだまだ

たくさん、いろんな力を持った方々がお見えだと私は思っております。そのお力を今後は学校、そして地域の子供たちのためにかしえていただけるような仕組みがコミュニティ・スクールだというふうに考えて、その仕組みづくりにこの3年間をかけてやってまいりました。

コミュニティ・スクールでは、学習支援、環境整備、あるいは安全確保、これは通学であるとか、きょうも話題になっています虐待だとか、いじめだとか、こういったことも踏まえて学校運営のコミュニティ・スクールのメンバーの方には考えていただきたいというふうに思っております。

以上、3年間で行ってきたのが、いわゆる仕組みづくり、環境の整備というのが中心で行ってきた3年間だったというふうに振り返っております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 瑞穂市の教育行政について、取り組みと成果について御説明いただきまして、ありがとうございました。今後2期目の3年間、子供たちにどのような教育方針やテーマを持って教育行政を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、申しあげましたように、この3年間は環境を整備したり、仕組みを整えるということが中心でございました。今後はテーマとしましては、教育の質の向上を考えております。環境であるとか、仕組みを生かして教育の質の向上、教育の本質的なところに迫るようなことを考えていきたいと思っております。

今までやってまいりました読書であるとか挨拶、それからICT機器の活用というものを前提に、今後はさらにICTを活用して、それを表現するツールとして使える子供、あるいはこれからの国際社会を生きていくために英語力を身につける子供、こういったものを、先ほどのどんな場面でも自分自身の考えを相手に正しく理解されるように表現できる子供につけ加えて指導できるといいなと考えておるところでございます。

ICTに関しましては、電子黒板の活用でございますが、特に中学生には、子供自身に活用してもらえるような力をどんどんつけていきたいと思っております。また、小学校ではプログラミング学習、これが入ってまいります。基本的には論理的な思考ができることを考えておるわけですが、これも新たに加えると教員の負担になります。どの教科に組み込んでやるかというあたりをきちっと精査して行っていきたいということを考えております。

もう一点の英語については、外国人の方が多い瑞穂市でございます。とりわけそういった共通語としての言語ツールという形で身につけていけるといいと思っております。幸いにも市内には生津小学校という先進的に取り組む学校がございますので、この学校のノウハウを市内のほかの小学校にも広めていきたいというふうに願っております。

新しい学習指導要領では、小学校の3・4年で外国語活動、5・6年で教科が英語となっておりますが、生津小学校は1・2年生でも外国語活動をやっております。これをほかの学校でもやりたいというふうに考えておりますし、校長会でもそういったところで了解を得ております。小学校1年生からの発達段階を踏まえて指導していきたいというふうに思いますし、今後は保育所から中学3年生まで全体の英語教育の構想を持って、本市の英語教育をトータルで考えて進めていきたいということも、今後は発展していきたいと思っております。

また、中学校3年生を卒業するまでに、国のほうは英検3級が受かるといいという指標を出しております。瑞穂市では、おととしから中学校で検定を全員受けております。来年度は1年生から3年生まで全員受けられる予算も今立てておるところでございますが、その中でポイントがどこにあるのか、どの点が弱いのか、どの点が強いのかというあたりを明確にした指導の改善に生かせるような、そういった指標として考えていきたいと思っています。このようにして、一人一人の子供たちに確かな英語力をつけていき、頑張っていきたいというふうに思っております。

また、ちょっと観点は違いますが、いわゆる特別な支援の必要なお子さん、特別支援教育でございますが、いわゆる発達障害のお子さん方にとっては、学校生活の中できちとした授業に参加できるようにしていくために、来年度は全ての学校に通級指導教室を設置いたします。そこにおいて、子供の適性に応じた指導ができるように体制を整えました。

また、御存じのように、市内には日本語指導が必要な外国籍のお子さんもたくさんお見えです。この外国籍のお子さんたちに教室や指導体制を確立して、どのような指導をしていくとよいかということについて、穂積小及び牛牧小学校を中心に日本語指導のあり方について、内容をやはり教育の質の向上という点で考えて進めていきたいというふうに考えております。

以上のように今後の3年間につきましては、瑞穂市の教育の質を高めたいというのが願いでございますので、またいろいろと御指導をいただけるとありがたいと思います。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問1のまとめとして、教育長として学校教育、スポーツ、新聞、文化を幅広く底上げを図るよう、先頭に立って推進していただいているところでございますけれども、感謝申し上げます。ともに、保護者を初め地域の方々は、今後も瑞穂市の教育行政のますますの充実を望んでおるところでございます。ぜひとも期待に込めていただけるよう御尽力いただくことをお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

次に、JR穂積駅圏域拠点化構想を進めるに当たり、昨年10月に穂積駅圏域拠点整備課が新設されたところでございますが、ソフト面とハード面の両面から事業を確実に進めるための体

制が整えられたと認識しているところでございます。ソフト面とハード面、それぞれについて質問させていただきます。

J R穂積駅圏域拠点化構想のロードマップの分野ごとの取り組みの中で、市民間の交流や住環境の向上などがソフト事業の主な取り組みと考えているところでございます。今年度の取り組みの成果はどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） J R穂積駅圏域拠点化構想の進捗状況についてでございますが、まずもって、昨年10月にハード面・ソフト面を専門的に行うという機構改革に対する御理解を賜りましてありがとうございます。

その中でソフト面のほうの事業につきましては、企画部の総合政策課のほうで、今年度の取り組み状況について御報告をさせていただきます。

拠点化構想の中では、駅周辺のにぎやかしとしてほづみ夜市と題してワイワイ会議を中心としたイベントを継続的に実施してきております。このほづみ夜市は、イベントを行うことが目的ではなく、穂積駅周辺の利用の可能性を肌で感じ、関係者に興味を抱いていただくことを通じて、将来、駅周辺における新たなまちづくりへ、にぎわいをつなげていくことを目的としております。

ことしの成果は、人のつながりの面で大垣桜高校が生徒の成果を販売する場として出店していただいたこと。安八温泉及び安八町に出店いただいたこと。さらには商工会にも準備段階から連携し、御出店いただきました。平成29年度に中学校の出店や吹奏楽部の駅前ステージの演奏とあわせ協力の輪が広がり、将来に向けて連携を紡いでいくための基礎ができたことが大きな成果であると考えております。これもバス新路線安八・穂積線という新たなつながりを拠点化構想として利用する一つの形ができたと考えております。

また、昨年7月開催の第4回夜市では、約4,000人と来場者数も増加しており、駅周辺の今後の可能性について認知されてきたものと考えております。第5回の夜市を15日金曜日の16時から21時、翌日16日は10時から15時で開催を予定しています。16日につきましては、南口の一部を通行どめとし、開催する予定をしております。

新たな取り組みとして、地域のチャレンジを支援する事業を展開し、駅前みどり会、別府観音堂、ちょっとつながりたい、本町寿会などが協働で地域の買い物環境の改善のため、駅前金曜市と題して野菜等の販売を行い、好評を得ております。金曜市は夜市でのつながり等を利用し、巢南の野菜、福祉作業所、かかわっている個人のネットワークなどを利用した仕入れを行い、自立した運営をしていることに加え、参加されている方々が生き生きと活動していることが特徴となっております。

拠点化構想として、このようなみずから創意工夫を行いながら、継続的に自立した運営を目

指す団体等の支援を次年度以降にも続けてまいりたいと考えております。加えて、継続的に続けております空きスペースの活用事業も多様な飲食店の方々の協力を得ることができるようになり、延べ109回の出店実績となっています。また、今年度は教育委員会と連携し、みずほ未来プロジェクトへの協力により、中学生の考える未来の駅周辺のあり方や瑞穂の魅力が研究成果として上がっており、拠点化構想のみならず、観光や地域活性化面において中学校との連携を継続することで、新しい視点の施策として取り組んでいくことができるのではないかと考えております。

一方、まちづくり計画は、今までワイワイ会議での議論や昨年の自治会アンケートの結果などを踏まえ、まちづくり計画図の絞り込みを行っております。このまちづくり計画図は、最終的な絵姿が重要なのではなく、「みんなの「心」をつ・つ・む場所、ほづみのエキチカ」を実現するために、必要な要素を土地利用や道路の配置などに落とし込む理由と過程が重要と考え、現在、穂積駅圏域拠点整備課で実施している研究会にハード面への反映と連携を検討していただく材料として御提示させていただいております。

また、現在の駅周辺の交通環境は今から取り組むべき大きな課題として、ワイワイ会議のメンバーとともに、現在の交通量やふだんの車のスピード、駅前の利用状況について、現状値を計測し、全ての人が安全・安心に駅前にアクセスするための方策を検討し、まとめる予定となっております。その中で、一方通行化等の交通社会実験についても検討を行い、北方警察署と次年度の実施に向けた事前の調整を行っているところです。

以上、今年度の取り組みについてお答えさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ソフト事業ですけれども、来年度はどのような取り組みがされるかということと、まちづくり計画の素案にも掲げているとおり、今後の拠点化構想を進めていく上で、駅周辺の自治会等、あるいはその参加促進につながる強化が重要だと考えていますけれども、その辺、どのような取り組みをされていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 来年度の取り組みの目標でございますが、拠点化構想におけるロードマップでは、地域・圏域への認知～地域及び圏域に関わる人々に「駅周辺が変わるかも」という認知、理解を広げていくとしています。

そのために基礎的条件、状況把握を行いつつ、1点目で申しあげました現在実施している取り組みを踏襲しつつ、交通社会実験の実施検討や自治会ワークショップ等を行い、地域への計画内容の周知、実践を図り、関係者を受動的から能動的への意識醸成を図る取り組みを行っております。

また、ロードマップに位置づけた短期の最終年度となりますので、拠点化構想のP D C Aを実施し、ハード面の推進も踏まえ、必要に応じて計画、取り組み内容の変更、改定、是正を行い中期に向けたハード・ソフトの連携を行うためのアクションプランを再考したいと考えております。

また、3点目の御質問であります駅周辺自治会との参加促進についてお答えをさせていただきます。

今後、拠点化構想の推進には、周辺自治会の協力は必須であると考えております。しかし、現状では、夜市などのイベントの協力を通じて御協力をいただいているところではございますが、まだ高い関心が寄せられている状況にはないと考えております。

現在、拠点整備課において、駅周辺の土地区画整理事業等の検討がされている状況であり、地域にとっても、今後は無関心ではいられない状況になってくることが予想されます。今後の拠点化構想における取り組みやハード面の円滑な合意形成においては、取り組みや計画の進捗と地域の意識が同時並行に進展していくことが重要であると認識しており、そのためにも、地域にとってなじみやすい題材になる話し合いの場が必要だと考えております。

そこで、来年度は地域にとっても無関心ではいられない身近な話題として、駅周辺の交通環境の改善を題材に、現状調査の結果や交通社会実験の実施検討などの過程において、周辺自治会を対象としたワークショップやまち歩き、話し合いを通じて、課題の共有と改善策についての意見交換を実施することを検討したいと思っております。

このような地域の興味を醸成し、関心を高めていくことが拠点化構想を官民一体となって推進していくための原動力となり、拠点化構想の短期目標の達成に通じるものと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 続いて、ハード事業についてお尋ねいたします。

J R穂積駅圏域拠点化構想のロードマップの分野ごとの取り組みの中で、駅周辺の向上や交通に関する整備など、ハード事業の主な取り組みと考えていますが、10月に新たに始動した穂積駅圏域拠点整備課では、土地区画整理事業を進めるため、まず都市計画決定、岐阜都市計画区域のマスタープランの修正版に反映させることと、引き続きまちづくり計画の策定を進めていかれるということですが、その進捗状況をお尋ねします。

もう一つ、平成32年度の都市計画決定やマスタープランの修正に向けた来年度の取り組みはどのようにされていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年10月に穂積駅圏域拠点整備課を組織し、11月にはJ R穂積駅周辺整備研究会を立ち上げ、関係機関の有識者の委員の方々から都市計画事業の事業化

に向けて、専門的な見地から御意見、御協議をお願いしているところでございます。

委員の方を少し御紹介いたしますと、平成29年にこの圏域拠点の協議会を立ち上げておりました朝日大学の理事様を引き続きこの委員会の会長という格好で、岐阜大学の准教授、それから商工会、岐阜バス、それから北方警察署、それから県のほうからは都市施設に関する部署、公共交通に関する部署、県道の管理をする部署のそれぞれ専門家の方をお招きさせていただいて協議を始めております。

現在まで3回の研究会を開催し、主要地方道北方・多度線、いわゆる本巢縦貫道でございますが、ここから穂積駅にアクセスする既存の道路網の見直し、特に駅北口へのアクセス道路を新たに設定する都市計画道の整備ルートの検討や、主要地方道北方・多度線そのものの機能強化の検討、また駅南口では、現在ある一般県道穂積停車場線の機能強化の検討など、駅周辺の都市計画道路網の見直しから、広域アクセス道路網についても協議が進められています。

駅北口、駅南口の駅前広場については、その役割、性質を考えながらの交通処理、特に公共交通の整備の方針について同時に御協議をいただいているところであり、土地区画整理事業を用いたハード整備実施に向け、専門的な見地から御協議を進めていただいているところでございます。

2点目に御質問がありました岐阜都市計画区域マスタープランにつきましては、平成31年度には、岐阜県による公聴会や国土交通省との事前協議が行われる予定で、平成32年度に県の都市計画審議会を得て都市計画決定がなされる予定でございます。

当市が平成30年3月に変更しました瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、JR穂積駅周辺地区を都市拠点として位置づけており、当該岐阜都市計画区域マスタープランの見直しにおいては、JR穂積駅周辺地区の整備計画方針について、広域的な見地から穂積駅周辺の都市計画道路、駅前広場の整備、見直しを行っていくことについて位置づけをしていく計画で進めているところでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） JR穂積駅圏域拠点化構想ですけれども、平成31年度においては、JR穂積駅周辺整備研究会等を開催されるということでございます。平成32年度においては、県の都市計画マスタープランの作成に合わせて、この事業の推進をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

平成29年10月22日から23日、台風21号の影響により洪水が発生したわけでございますけれども、犀川の水位が、十八条水位観測所では、避難判断水位2.3メートルですけれども、最高水位が2.28メートルまで記録しておるわけでございます。犀川の上流の美江寺、森、田之上地域では、床下浸水、道路冠水が再び発生し、犀川下流での河川改修が整備されても上流の床下浸

水は解消されません。

そんな状況の中で、県は犀川の上流の改修に着手されているところでございますけれども、河川改修は、通常、下から整備されるほうが効果が出ると思っておりますけれども、今回の犀川上流部の河川改修効果についてお尋ねします。

もう一つですけれども、上流部の河川改修が進みますと降った雨が流れやすく、中流・下流の河川改修が進んでいない地域や、下流地域にその負担をかけない整備方法はいかがでございますか。また、今回計画されています上流部の河川改修はどのような内容になっているのか、その2点をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいま御質問のありました犀川上流部の河川改修効果について、まず2点お答えいたします。

犀川流域では、近年の豪雨等におきまして美江寺地区を初めとする上流域での浸水被害や道路冠水等がたびたび発生しております。議員御指摘のとおり、河川改修は原則として下流から整備していくものでございますけれども、県による犀川の河川改修事業は、昭和59年より下流から順次進められているものの、従来の進め方では、上流域における治水安全度の向上はなかなか見込めません。

それで、これらの浸水被害の状況を踏まえた当面の課題を解決する方法としまして、段階的に治水安全度を上げることとし、十九条橋から長護寺川合流点までの約1.2キロメートルの区間で局所的な河川改修を進めるため、本年1月18日と19日の両日、当面の整備による河川改修計画に関する事業説明会で県から説明されました。その説明会で提示された当面の整備によりまして、上流域では計画流量流下時において、最大1.5メートル程度の水位低下の効果が見込まれると伺っております。

続きまして、2点目の御質問の中・下流域の整備が進んでいない状況で上流を進める理由とはということでございますけれども、上流部の河川改修計画は、平成30年6月に示されました長良川流域における総合的な治水対策プランの変更を踏まえて、3段階に分けた整備手法によって計画が進められます。

まず第1段階では、河道幅を2から3倍に拡幅するとともに、最大1メートル制度の河床掘削を進めまして、第2段階では、計画堤防の高さまで築堤を実施、それから第3段階において、最終的な計画河床まで掘削をする計画となっております。

また、各段階における河川改修は、上下流並びに左右岸における治水安全度のバランスに配慮しながら事業を実施される予定と伺っております。

なお、十九条橋より下流の中・下流域におきましては、現状の川幅が今回整備を予定している上流部の計画幅と同等の幅員が確保されていることと、左右岸とも堤防高が確保されている



ことから、上流部の整備によって下流域の浸水被害の可能性が増大するものではないと、このように伺っております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回の河川改修のスケジュールはどのようになっているかお尋ねします。そして、それ以外の犀川流域での洪水対策として、県としては、今後どのような対策をとっていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） まず、第1点目の今回の犀川の河川改修のスケジュールということでございますけれども、今回、説明のありました当面の整備による河川改修につきましては、1月の事業説明会でいただいた御意見を踏まえて計画内容の修正を行った後、平成31年度より河道拡幅等事業用地の用地測量や境界立ち会いに着手、その後、事業用地の取得、工事の施工の順で河川改修が進められていく予定でございます。

また、第1段階となる河道部の拡幅や掘削などの当面の整備につきましては、おおむね10年の期間を要すると見込まれており、第2段階以降の整備は、犀川圏域河川整備計画に位置づけられているおおむね30年の間に実施していく予定であると、このように伺っております。

そして、これ以外に犀川流域での県による洪水対策としてどのようなものがあるかというお尋ねでございますけれども、犀川の治水安全度の維持をしていくためということで、現在ある堤体への悪影響が懸念される老朽化した桜などの樹木や流水を阻害している雑木の伐採など、引き続き適切な維持管理を実施していくと、このように伺っております。

このほか、森、美江寺地区におきまして、平成29年10月の台風21号により発生しました美江寺、田之上、森地内の床下浸水、それから道路冠水に対する対策としまして、美江寺地内で河道が屈曲して流れが大きく蛇行している箇所におきまして、樹木伐採や河道掘削等の応急的な工事を現在実施しており、ことしの出水期前までには、川の流れを少しでもスムーズにする対策が図られる予定であると伺っております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成29年10月22、23日ですね。非常に深夜からずうっと降って、早朝5時に起きまして災害周辺のトミダヤ周辺、新月、JA巢南支店、そして古橋の写真を撮って、最後に揖斐川の写真を撮って、その写真の成果が皆さんの都市整備部長、あるいは市長、あるいは県会議員と、すばらしい皆さんの、要するに御協力をいただいた成果だと思います。

その30年度には、県のほうがしっかり岐阜土木が上部に上げてもらって、30年度に調査設計を組んで、今回の私も説明会へ行ったんですけれども、31年1月の犀川改修の巢南公民館の地

元説明へ行きました。2回に分かれまして、30人ぐらいのすばらしい皆さんの地元説明の地権説明会がございました。今後とも巢南中学校の犀川の上流の新月、田之上、森、美江寺地区の床下浸水、道路が冠水した経過がございますけれども、市民が安心・安全に暮らせるようなますますの整備強化をお願いいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

質問の4番でございますけれども、平成28年度から30年度にかけ、防護柵がないため水路に人が落ち、そして、とうとい命がなくなっておるところでございます。

平成31年1月29日のNHKの「ニュースウオッチ9」において、富山放送局からの放送によりますと、危険な用水路事故の現状と危険性について放映されました。その中で、警察の統計によりますと、全国で3年間で200名以上の方が農業用水路、あるいは水路で流され、高齢者や子供が亡くなっております。この統計は用水路で誤って溺れて死亡したデータのみでございます。このような事故の原因は、転落防止の柵がない場合やふたが設置されていない用水路があるということでございます。歩行者や自転車が自動車とすれ違う際に転落するところがございますけれども、今、言いました内容については、インターネット等に出ておりますので、皆さんごらん願いたいと思います。

市として、このようなけがや死亡につながるおそれのある水路や側溝の存在について、御認識があるのか、御見解を確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員から御紹介がありましたNHKのニュース、私もちょっと後ほどネットで見まして、「ニュースウオッチ9」でニュースとして流れたというもので、北陸の富山市ですね。水深が13センチほどの水路に転落して89歳の女性が亡くなられた方を契機にそのニュースがつくられてあったというふうで拝見しております。

用水路への転落により、水深が浅くても溺れて死亡する事故例の多さと、その要因の一つとして、水路の管理者が多岐にわたり、その安全性確保の認識の差や転落防止柵設置に係る費用等の問題等、さまざまな課題が浮き彫りになってきたものではなかったかと思っております。

市内での最近のこれに類するような事故は、平成29年1月、只越地内で発生しました水路転落事故で、ここでは転落防止柵が設置されていましたが、水路にかかる個人住宅への乗り入れ橋に進入し、そこから転落した事故でした。また、平成30年5月、本田地内で発生した水路転落事故では、水路への転落防止柵が設置されていない場所での事故でした。

その後、市では、只越地内では、現在、その水路の伏せ越し工事を実施しております。また、本田地内でのその後の対応としては、転落防止柵は設置しておりませんが、デリネーター等を設置して、歩行者に対して道路と水路の境の視線誘導を図って注意喚起を行っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま鹿野都市整備部長から答弁のありました平成29年1月、そして平成30年に高齢者の方が落ちて亡くなっておるとか、けがとか、渡った場所については只越地内にあったんですけれども、その箇所については、実際に私自分の目で見てきました。今、ふたをしたり、柵があったりして改善されているところでございます。

具体的な危険箇所につきましては、個人的には調査したところでございますけれども、道路と水路との高低差、2メートル以上の差がある転落の危険性のある箇所は、瑞穂市においては3カ所ございます。その1カ所は稲里地区、24戸を保有する賃貸住宅の出入り口、これは非常に危険でございます。そして野白新田の2カ所、ここも非常に高低差があるところは実際にありました。それを見てきました。2メートル以上の差があるところが瑞穂市で3カ所あるということをおは現場で見えています。

そして、南小学校の北側の道路ですけれども、通学路になっていますが、カラー舗装がしていない、そしてフェンスがないというところがございまして、その落とし穴のように用水路にふたがないところが、またそういうところにおいても、街路灯がないという安全性の配慮が不足している箇所が、最低でも20カ所ぐらいあるかと思いますが、それは予算の都合上、いろいろあると思いますし、そんなところがございました。

そして、通学路でふたのない箇所は3カ所、十七条で1カ所、田之上地区では2カ所、そのところもカラー舗装もしていない、側溝ふたがないということでございますけれども、そういうことを含めまして別府地区、あるいは只越地区、古橋地区等においては、住宅密集地域のところにおいても、非常にふたがないところで危険でございます。そうした中で、鹿野都市整備部長として、これらの状況を把握しているか、その箇所についてどのような認識をされておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御指摘のありました危険箇所、重大事故につながるおそれのある道路と、用水路の高低差が2メートル以上ある箇所や水路際に転落防止柵やふたがなく、安全管理上問題のある箇所につきましては40カ所程度を確認しております。そのため、樽見鉄道美江寺駅の北西道路の側溝のふたがなく、穴があいたような状態のところにつきましては、既に今年度対処しております。そのほか、通行上危険な箇所である稲里の物販量販店ですね。ここの南交差点の側溝のふたの設置については、来年度の工事において対応したいというふうに考えております。

また、他の危険箇所につきましても、順次対応を検討していきたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 危険箇所に関する対策や整備は、今答弁もありましたんですが、もし、通告書の中にお示ししておりますので、危険箇所に関する対策や整備スケジュールはあるのか、そこら辺を再度確認していきたいと思います。

いろいろと2メートル以上差があるところとか、あるいは通学路のところでありながら、ふたがないとか、カラー舗装をしていないということについては、多分鹿野部長は全て現場を見ていると思いますので、予算の範囲で順次よくやってもらえれば私は結構でございますので、私の議員の一般質問という形で質問しておるところでございます。危険箇所に関する対策や整備スケジュールがあるかどうか、再度確認したいと思います。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど申し上げましたように、市内には御指摘の危険箇所が多々あることは認識しておりますが、全てに対して早急の対応を行うことは非常に困難な状況にはございますが、水路の転落防止柵の設置に関しましては、指定通学路においては、自治会やPTAからの要望箇所を優先的に対応させていただいております。その他の危険箇所につきましても、順次対応を行っていききたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問4のまとめといたしまして、瑞穂市においても、用水路への転落防止事故は発生しておるところでございますが、私も個人的に危険箇所の現場を確認したところでございます。道路とか水路の、先ほど言いました2メートル以上差のあるところは3カ所あります。実際に見れば本当に危険で、夜、もし高齢者が行ったら、頭を打って本当に非常に重傷になるということを私は理解しています。

また、特に通学路になっている道路や高齢者が歩くところでも、ふたがない等いろいろございますが、普通の道路でも、自転車で通行する道路沿いにある水路にふたがないところもございますので、今後とも通行する人や車が安心して通行できるような、ぜひとも安全対策の推進をお願いいたしたいと思います。

今回は4項目について質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番 若園五朗君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞さまでございました。

散会 午後 5 時16分

